

# PCB 廃棄物対策に関する調査（都道府県市へのアンケート）結果

〈調査対象〉

都道府県、PCB 特措法第 19 条第 1 項に規定する政令市（全 127 自治体）

〈調査の時期〉

令和 2 年 1 2 月

I. 事業者に対する掘り起こしアンケート調査実施状況

1. 自家用電気工作物を対象とした掘り起こし調査

(1) 自家用電気工作物を対象とした掘り起こし調査の実施状況

① 掘り起こし調査の進捗状況について

貴都道府県市の自家用電気工作物を対象とした掘り起こし調査の進捗状況について、令和 2 年 12 月末時点での実施状況についてご回答ください。

(※) 北九州事業対象地域を除く

【北海道事業対象地域】

自治体名	調査完了 (予定)日	使用した調査対象事業者リスト	事業者数				
			調査対象事業者数 (A)	住所確認不可件数 (最終的な未達) (B)	有効調査対象事業者数 (C) = (A) - (B)	手順6までの 回答件数 (最終通知含む) (E)	回答率 (E) / (C)
001 北海道	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部を追加 (P協データも併用)	22,514	98	22,416	22,240	99.2%
050 旭川市	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	1,788	51	1,737	1,713	98.6%
051 札幌市	令和3年3月	平成28年	9,731	102	9,629	8,721	90.6%
052 函館市	令和元年5月	平成26年+平成28年データの一部を追加	1,582	2	1,580	1,580	100%
002 青森県	令和2年3月	平成26年に平成28年の一部を追加、P協データ	5,142	11	5,131	5,131	100%
108 青森市	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	1,290	20	1,270	1,017	80.1%
122 八戸市	令和2年10月	平成26年、平成28年P協データ、電磁法データ	898	33	865	862	99.7%
003 岩手県	平成31年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	6,455	813	5,642	5,642	100%
	令和2年12月	電気関係報告規則のPCB含有電気工作物に係る各届出書	1,459	0	1,459	1,459	100%
110 盛岡市	令和3年3月	平成28年	2,114	22	2,092	2,069	98.9%
004 宮城県	令和3年3月	平成26年	8,627	175	8,452	8,346	98.7%
	平成16年5月	P協データ	1,448	0	1,448	1,448	100%
054 仙台市	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部を追加 P協データ	6,452	62	6,390	6,052	94.7%
005 秋田県	平成31年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	6,145	186	5,959	5,959	100%
086 秋田市	令和3年3月	平成26年	2,084	0	2,084	2,084	100%

【北海道事業対象地域】

自治体名	調査完了 (予定)日	使用した調査対象事業者リスト	事業者数				
			調査対象事業者数 (A)	住所確認不可件数 (最終的な未達) (B)	有効調査対象事業者数 (C) = (A) - (B)	手順6までの回答件数 (最終通知含む) (E)	回答率 (E) / (C)
006 山形県	令和3年3月	平成28年	5,449	43	5,406	5,390	99.7%
130 山形市	令和3年3月	平成28年	1,529	9	1,520	1,516	99.7%
007 福島県	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	8,402	895	7,507	7,410	98.7%
087 郡山市	令和元年8月	平成26年に平成28年の一部を追加、P協データ	1,952	3	1,949	1,949	100%
094 いわき市	令和3年3月	平成28年	2,632	48	2,584	2,475	95.8%
124 福島市	令和2年11月	平成26年 平成28年	3,014	7	3,007	3,007	100%
008 茨城県	令和3年3月	平成26年	19,123	617	18,506	14,679	79.3%
134 水戸市	令和3年3月	平成26年	1,750	37	1,713	1,511	88.2%
009 栃木県	令和3年10月	平成26年に平成28年の一部を追加	13,078	1,441	11,637	8,344	71.7%
084 宇都宮市	令和2年3月	平成26年	3,126	207	2,919	2,919	100%
010 群馬県	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	13,124	265	12,859	10,723	83.4%
114 前橋市	令和3年3月	平成26年	1,922	2	1,920	1,895	98.7%
116 高崎市	令和3年5月	平成26年に平成28年の一部を追加	2,300	93	2,207	1,978	89.6%
015 新潟県	令和3年3月	平成26年	14,959	41	14,918	14,859	99.6%
059 新潟市	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部を追加、P協データ	5,927	0	5,927	5,860	98.9%
019 山梨県	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部を追加、P協データ	4,181	155	4,026	3,862	95.9%
132 甲府市	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部を追加、P協データ	626	0	626	592	94.6%
016 富山県	令和3年3月	平成26年	5,123	1	5,122	4,891	95.5%
085 富山市	令和3年1月	平成26年	3,269	4	3,265	3,253	99.6%
017 石川県	令和3年3月	P協データ	244	207	37	37	100%
017 石川県	令和3年3月	平成28年、P協データ	5,450	623	4,827	4,611	95.5%
060 金沢市	令和3年2月	平成28年	2,144	133	2,011	1,534	76.3%
018 福井県	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部を追加、P協台帳	6,015	338	5,677	5,467	96.3%
131 福井市	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	2,914	5	2,909	2,816	96.8%
020 長野県	令和3年3月	平成26年	15,413	14	15,399	15,390	99.9%
095 長野市	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部を追加 P協データ	2,500	0	2,500	2,498	99.9%
小計			223,895	6,763	217,132	203,789	93.9%

【東京対象事業地域】

自治体名	調査完了 (予定)日	使用した調査対象事業者リスト	事業者数				
			調査対象事業者数 (A)	住所確認不可件数 (最終的な未達) (B)	有効調査対象事業者数 (C) = (A) - (B)	手順6までの回答件数 (最終通知含む) (E)	回答率 (E) / (C)
011 埼玉県	令和2年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	28,929	21	28,908	28,908	100%
101 さいたま市	令和2年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	5,436	0	5,436	5,436	100%
103 川越市	令和2年3月	平成28年 P協データ	1,740	2	1,738	1,738	100%
121 越谷市	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	1,471	0	1,471	1,371	93.2%
		P協データに令和元年に提供された電事法データの一部を追加	346	0	346	253	73.1%
125 川口市	令和3年3月	その他	3,519	462	3,057	3,057	100%
012 千葉県	平成30年3月	平成26年	20,942	0	20,942	20,942	100%
055 千葉市	令和3年3月	平成28年	3,678	16	3,662	3,556	97.1%

### 【東京事業対象地域】

自治体名	調査完了 (予定)日	使用した調査対象事業者 リスト	事業者数				回答率 (E)/(C)
			調査対象事 業者数 (A)	住所確認不可件数 (最終的な未達) (B)	有効調査 対象事業者数 (C)=(A)-(B)	手順6までの 回答件数 (最終通知含む) (E)	
104 船橋市	令和3年3月	平成26年	1,869	1	1,868	1,782	95.4%
111 柏市	令和3年3月	平成28年、P協データ	1,719	3	1,716	1,475	86.0%
013 東京都	令和3年3月	平成26年	72,640	1,533	71,107	69,027	97.1%
109 八王子市	令和3年3月	平成26年 P協データ	2,647	0	2,647	2,617	98.9%
014 神奈川県	令和3年3月	平成26年に平成28年の一 部を追加	14,236	760	13,476	12,967	96.2%
056 横浜市	令和3年3月	平成26年に平成28年の一 部を追加	14,572	33	14,539	14,235	97.9%
057 川崎市	令和3年3月	平成26年に平成28年の一 部を追加	5,202	280	4,922	3,466	70.4%
058 横須賀市	令和3年3月	平成26年に平成28年の一 部を追加	1,376	116	1,260	840	66.7%
098 相模原市	令和3年3月	平成26年に平成28年の一 部を追加	2,854	238	2,616	2,368	90.5%
小計			183,176	3,465	179,711	174,038	96.8%

### 【豊田事業対象地域】

自治体名	調査完了 (予定)日	使用した調査対象 事業者リスト	事業者数				回答率 (E)/(C)
			調査対象事 業者数 (A)	住所確認不可件数 (最終的な未達) (B)	有効調査 対象事業者数 (C)=(A)-(B)	手順6までの 回答件数 (最終通知含む) (E)	
022 静岡県	令和3年3月	平成26年に平成28年の一 部を追加	19,267	9	19,258	18,421	95.7%
	令和3年3月	P協データ (提供データを精査)	610	43	567	469	82.7%
062 静岡市	令和3年3月	平成26年に平成28年の一 部を追加	5,152	41	5,111	4,954	96.9%
063 浜松市	令和3年3月	平成26年に平成28年の一 部を追加	5,222	76	5,146	4,868	94.6%
021 岐阜県	令和2年7月	平成26年のデータに、平成28年の追加 データと県で管理していたデータを突 合したデータを追加したもの(令和元 年度JESCO提供P協データ参考)	14,989	18	14,971	14,971	100%
061 岐阜市	令和3年3月	平成26年に平成28年の一 部を追加し、平成29年度 に経済産業省提供データ の一部を追加 令和元年に平成28.9経済 産業省提供データ全てを 追加	5,741	6	5,735	5,723	99.8%
	令和3年3月	P協データ (提供データを精査)	575	48	527	511	97.0%
023 愛知県	令和2年12月	平成26年	27,986	1,123	26,863	26,863	100%
064 名古屋市	令和3年3月	平成26年に平成28年の一 部を追加	10,521	590	9,931	9,093	91.6%
090 豊田市	平成30年4月	平成26年に平成28年の一 部を追加	2,788	1	2,787	2,787	100%
096 豊橋市	令和3年3月	平成26年に平成28年の一 部を追加	2,410	196	2,214	2,214	100%
	令和3年3月	P協データ	495	175	320	320	100%
105 岡崎市	令和3年3月	平成26年 P協データ	1,455	78	1,377	1,242	90.2%
024 三重県	平成25年3月	P協データ	1,200	0	1,200	1,200	100%
	令和3年3月	平成26年に平成28年の一 部を追加	13,794	1,020	12,774	12,108	94.8%
小計			112,205	3,424	108,781	105,744	97.2%

【大阪事業対象地域】

自治体名	調査完了 (予定)日	使用した調査対象事業者 リスト	事業者数				
			調査対象事 業者数 (A)	住所確認不可件数 (最終的な未達) (B)	有効調査 対象事業者数 (C)=(A)-(B)	手順6までの 回答件数 (最終通知含む) (E)	回答率 (E)/(C)
025 滋賀県	令和3年1月(*)	平成26年に平成28年の一部 を追加、P協データ	7,914	152	7,762	7,619	98.2%
115 大津市	令和2年3月	平成26年に平成28年の一部 を追加、P協データ	1,394	87	1,307	1,307	100%
026 京都府	令和2年3月	平成26年に平成28年の一部 を追加	3,673	66	3,607	3,607	100%
065 京都市	令和2年3月	平成28年	3,769	0	3,769	3,769	100%
027 大阪府	平成30年3月	平成26年 センサス P協データ	22,026	447	21,579	21,579	100%
066 大阪市	令和2年12月	平成26年 その他 (市独自データの他に、P協 データ、電事法を追加)	26,472	2,732	23,740	23,740	100%
067 堺市	令和2年10月	平成26年	4,129	327	3,802	3,802	100%
068 東大阪市	令和元年7月	平成28年	4,038	253	3,785	3,785	100%
106 高槻市	令和2年3月	平成26年に平成28年の一部 を追加 センサス、P協データ	975	0	975	975	100%
120 枚方市	令和2年11月	平成26年に平成28年の一部 を追加	1,706	89	1,617	1,617	100%
118 豊中市	令和3年1月(*)	平成26年	802	2	800	789	99%
126 八尾市	令和2年3月	平成26年	2,166	0	2,166	2,166	100%
	令和2年3月	センサス	1,963	0	1,963	1,963	100%
133 寝屋川市	平成30年3月	平成26年	832	175	657	657	100%
	平成30年3月	センサス	1,190	64	1,126	1,126	100%
	令和2年7月	家屋課税台帳	2,928	68	2,860	2,860	100%
	令和2年7月	P協データ、電事法	111	64	47	47	100%
135 吹田市	平成30年3月	平成26年 センサス、P協データ	3,205	0	3,205	3,205	100%
028 兵庫県	令和2年12月	平成26年に平成28年の一部 を追加	15,267	868	14,399	14,399	100%
069 神戸市	令和元年12月	平成26年	9,014	633	8,381	8,381	100%
	令和3年1月(*)	P協データ	2,158	661	1,497	1,465	98%
070 姫路市	令和元年7月	平成26年に平成28年の一部 を追加	4,034	174	3,860	3,860	100%
071 尼崎市	令和元年10月	平成26年に平成28年の一部 を追加	1,737	0	1,737	1,737	100%
	令和元年10月	P協データ	74	0	74	74	100%
099 西宮市	平成30年3月	平成26年に平成28年の一部 を追加	2,217	87	2,130	2,130	100%
127 明石市	令和2年3月	平成28年	1,163	126	1,037	1,037	100%
029 奈良県	平成31年1月	平成26年	5,966	202	5,764	5,764	100%
102 奈良市	令和元年12月	平成28年	1,370	18	1,352	1,352	100%
	令和元年12月	センサス	3,953	344	3,609	3,609	100%
030 和歌山県	令和2年10月	平成26年	3,420	34	3,386	3,386	100%
072 和歌山市	令和2年2月	平成26年、P協データ	2,317	179	2,138	2,138	100%
小計			141,983	7,852	134,131	133,945	99.9%

(\*)：令和3年2月末までに調査完了

② 掘り起こし調査の結果について

貴都道府県市の自家用電気工作物を対象とした掘り起こし調査の結果、調査開始から令和2年12月末までの期間、新たに発見された高濃度PCB使用機器（保管・所有）の件数及び機器数をご回答ください。

(※) 北九州事業対象地域を除く

(※) 「－」表記については、令和2年12月末時点で集計中または集計不可を示す。

【北海道事業対象地域】

自治体名	掘り起こされた事業者数 (F)	掘り起こされた変圧器・コンデンサーの台数					発見事業者あたり発見台数 (K) / (F)
		保管中変圧器 (G)	使用中変圧器 (H)	保管中コンデンサー (I)	使用中コンデンサー (J)	総台数 (K) = (G)+(H)+(I)+(J)	
001 北海道	234	－	－	234	－	234	1.0
050 旭川市	11	0	0	8	0	8	0.7
051 札幌市	－	－	－	－	－	－	－
052 函館市	13	0	2	7	3	12	0.9
002 青森県	－	－	－	－	－	－	－
108 青森市	7	0	0	17	0	17	2.4
122 八戸市	9	0	0	12	3	15	1.7
003 岩手県	82	82	47	28	2	159	1.9
110 盛岡市	19	0	0	10	2	12	0.6
004 宮城県	870	－	－	－	－	－	－
054 仙台市	56	23	13	76	2	114	2.0
005 秋田県	66	38	54	59	33	184	2.8
086 秋田市	4	1	0	0	0	1	0.3
006 山形県	169	4	0	578	12	594	3.5
130 山形市	10	0	0	2	1	3	0.3
007 福島県	845	244	1,359	288	630	2,521	3.0
087 郡山市	51	7	2	28	4	41	0.8
094 いわき市	73	39	82	19	15	155	2.1
124 福島市	32	－	－	21	－	21	0.7
008 茨城県	197	－	－	－	－	－	－
134 水戸市	19	4	5	28	10	47	2.5
009 栃木県	－	－	－	－	－	－	－
084 宇都宮市	46	0	0	58	17	75	1.6
010 群馬県	764	1,009	1,273	828	380	3,490	4.6
114 前橋市	0	0	0	0	0	0	0.0
116 高崎市	77	37	68	165	24	294	3.8
015 新潟県	447	156	282	109	170	717	1.6
059 新潟市	78	8	98	24	70	200	2.6
019 山梨県	201	147	101	105	23	376	1.9
132 甲府市	15	17	6	8	0	31	2.1
016 富山県	20	2	7	53	4	66	3.3
085 富山市	24	10	6	13	6	35	1.7
017 石川県	120	72	105	35	23	235	2.0
060 金沢市	38	5	32	30	6	73	1.9
018 福井県	177	51	167	188	184	590	3.3
131 福井市	116	0	6	90	41	137	1.2

【北海道事業対象地域】

自治体名	掘り起こされた事業者数 (F)	掘り起こされた変圧器・コンデンサーの台数					総台数 (K)= (G)+(H)+(I)+(J)	発見事業者あたり発見台数 (K)/(F)
		保管中 変圧器 (G)	使用中 変圧器 (H)	保管中 コンデンサー (I)	使用中 コンデンサー (J)			
020 長野県	648	135	189	135	189	648	1.0	
095 長野市	74	11	29	64	30	134	1.8	
小計	5,612	2,102	3,933	3,320	1,884	11,239	2.5	

【東京対象事業地域】

自治体名	掘り起こされた事業者数 (F)	掘り起こされた変圧器・コンデンサーの台数					総台数 (K)= (G)+(H)+(I)+(J)	発見事業者あたり発見台数 (K)/(F)
		保管中 変圧器 (G)	使用中 変圧器 (H)	保管中 コンデンサー (I)	使用中 コンデンサー (J)			
011 埼玉県	377	—	—	—	—	—	—	
101 さいたま市	33	4	10	19	20	53	2	
103 川越市	12	0	0	37	0	37	3	
121 越谷市	28	1	4	16	7	28	1	
125 川口市	61	10	13	171	21	215	4	
012 千葉県	179	44	53	294	244	635	4	
055 千葉市	14	1	10	10	9	30	2	
104 船橋市	18	0	0	23	0	23	1	
111 柏市	10	0	0	23	0	23	2	
013 東京都	781	74	84	1,041	122	1,321	2	
109 八王子市	21	0	0	36	2	38	2	
014 神奈川県	147	30	123	18	26	197	1	
056 横浜市	98	2	2	46	5	55	1	
057 川崎市	78	60	37	38	1	136	2	
058 横須賀市	8	8	0	8	3	19	2	
098 相模原市	72	10	41	66	45	162	2	
小計	1,937	244	377	1,846	505	2,972	1.9	

【豊田事業対象地域】

自治体名	掘り起こされた事業者数 (F)	掘り起こされた変圧器・コンデンサーの台数					総台数 (K)= (G)+(H)+(I)+(J)	発見事業者あたり発見台数 (K)/(F)
		保管中 変圧器 (G)	使用中 変圧器 (H)	保管中 コンデンサー (I)	使用中 コンデンサー (J)			
022 静岡県	172	5	2	88	21	116	1.0	
062 静岡市	161	24	5	104	14	147	0.9	
063 浜松市	16	1	0	30	0	31	1.9	
021 岐阜県	265	107	71	121	130	429	1.6	
061 岐阜市	39	0	0	28	17	45	1.6	
023 愛知県	257	—	—	—	—	—	—	
064 名古屋市	—	—	—	—	—	—	—	
090 豊田市	20	0	7	19	2	28	1.4	
096 豊橋市	31	86	5	70	10	171		
105 岡崎市	5	0	0	2	2	4	0.8	
024 三重県	79	0	0	80	4	84	1.1	
小計	1,045	223	90	542	200	1,055	1.4	

【大阪事業対象地域】

自治体名	掘り起こされた事業者数 (F)	掘り起こされた変圧器・コンデンサーの台数				総台数 (K)= (G)+(H)+(I)+(J)	発見事業者あたり発見台数 (K)/(F)
		保管中 変圧器 (G)	使用中 変圧器 (H)	保管中 コンデンサー (I)	使用中 コンデンサー (J)		
025 滋賀県	305	—	—	—	—	—	—
115 大津市	17	0	0	18	2	20	1
026 京都府	38	13	32	15	19	79	2
065 京都市	4	0	0	4	0	4	1
027 大阪府	334	40	62	1,975	70	2,147	6
066 大阪市	1,180	3	0	2,326	27	2,356	2
067 堺市	132	8	0	166	5	179	1
068 東大阪市	92	10	5	384	26	425	5
106 高槻市	28	7	2	19	3	31	1
120 枚方市	54	12	21	37	12	82	2
118 豊中市	53	44	8	38	1	91	2
126 八尾市	41	26	9	128	1	164	4
133 寝屋川市	28	18	10	30	8	66	2
135 吹田市	5	4	6	2	0	12	2
028 兵庫県	150	—	—	—	—	—	—
069 神戸市	497	1,213	361	105	7	1,686	3
070 姫路市	96	0	—	147	—	147	2
071 尼崎市	125	13	0	46	0	59	0
099 西宮市	7	0	0	5	0	5	1
127 明石市	36	32	2	28	6	68	2
029 奈良県	108	12	19	205	44	280	3
102 奈良市	21	3	2	13	2	20	1
030 和歌山県	71	19	44	13	4	80	1
072 和歌山市	35	17	7	45	33	102	3
小計	3,457	1,494	590	5,749	270	8,103	2.7

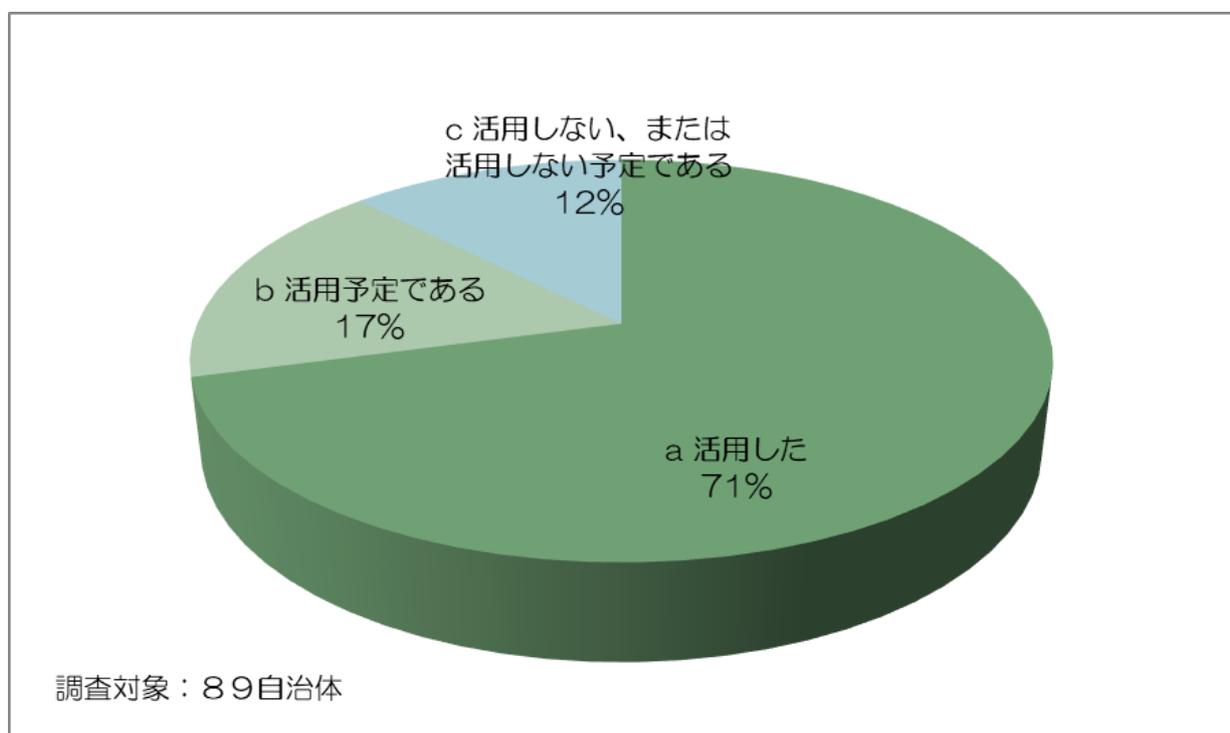
(2) 電気絶縁物処理協会台帳（P協データ）の活用について

電気絶縁物処理協会台帳（P協データ）の活用状況について、ご回答ください。

(※) 北九州事業対象地域を除く

調査対象 89 自治体

内容	今回調査
a 活用した	63 自治体
b 活用予定である	15 自治体
c 活用しない、または活用しない予定である	11 自治体



自治体名	活用した	活用予定	活用しない、 活用しない予定	自治体名	活用した	活用予定	活用しない、 活用しない予定
001 北海道	○			067 堺市	○		
002 青森県	○			068 東大阪市	○		
003 岩手県	○			069 神戸市	○		
004 宮城県	○			070 姫路市			○
005 秋田県		○		071 尼崎市	○		
006 山形県		○		072 和歌山市	○		
007 福島県	○			084 宇都宮市		○	
008 茨城県		○		085 富山市	○		
009 栃木県	○			086 秋田市	○		
010 群馬県		○		087 郡山市	○		
011 埼玉県	○			090 豊田市			○
012 千葉県	○			094 いわき市			○
013 東京都	○			095 長野市	○		
014 神奈川県		○		096 豊橋市	○		
015 新潟県	○			098 相模原市		○	
016 富山県	○			099 西宮市	○		
017 石川県	○			101 さいたま市		○	
018 福井県	○			102 奈良市			○
019 山梨県	○			103 川越市	○		
020 長野県			○	104 船橋市	○		
021 岐阜県	○			105 岡崎市	○		
022 静岡県	○			106 高槻市	○		
023 愛知県	○			108 青森市	○		
024 三重県	○			109 八王子市	○		
025 滋賀県	○			110 盛岡市		○	
026 京都府			○	111 柏市	○		
027 大阪府	○			114 前橋市			○
028 兵庫県	○			115 大津市	○		
029 奈良県			○	116 高崎市		○	
030 和歌山県			○	118 豊中市	○		
050 旭川市		○		120 枚方市	○		
051 札幌市	○			121 越谷市	○		
052 函館市		○		122 八戸市	○		
054 仙台市	○			124 福島市	○		
055 千葉市	○			125 川口市	○		
056 横浜市	○			126 八尾市	○		
057 川崎市		○		127 明石市	○		
058 横須賀市	○			130 山形市			○
059 新潟市	○			131 福井市		○	
060 金沢市	○			132 甲府市	○		
061 岐阜市	○			133 寝屋川市	○		
062 静岡市	○			134 水戸市		○	
063 浜松市	○			135 吹田市	○		
064 名古屋市			○				
065 京都市	○			計	63	15	11
066 大阪市	○						

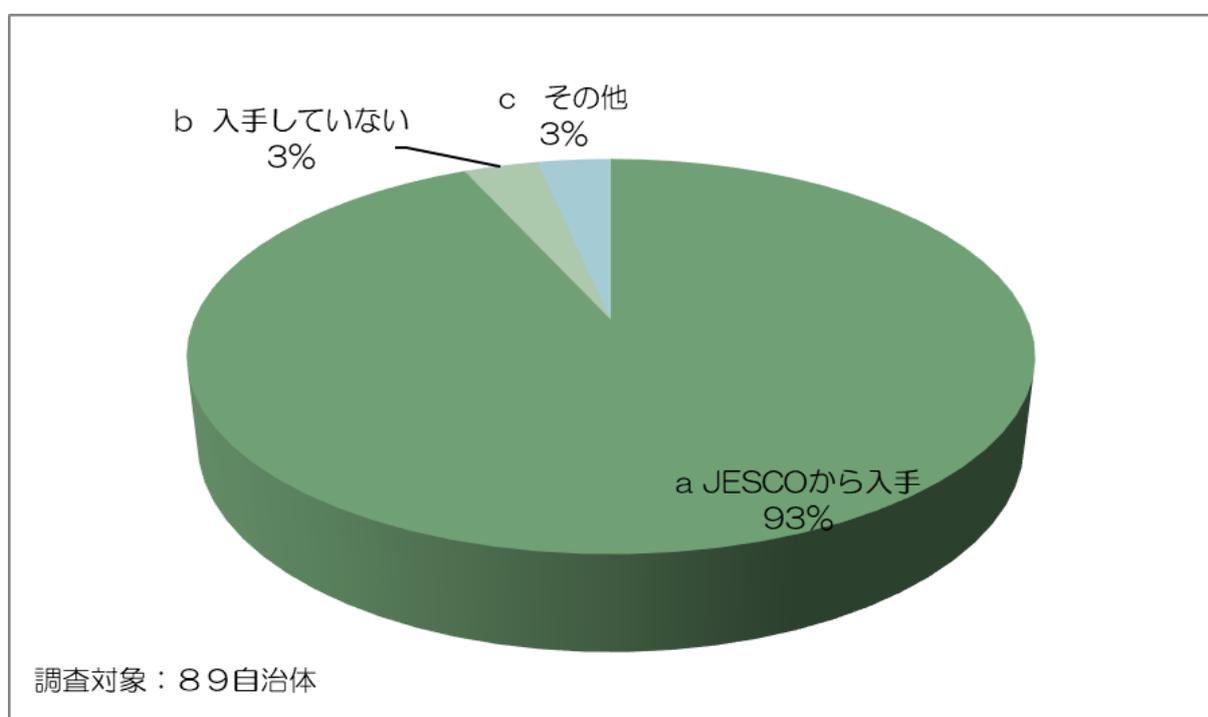
### (3) P協データの入手方法について

P協データの入手方法について、当てはまる項目に○をご記入ください。

(※) 北九州事業対象地域を除く

調査対象 89 自治体

内容	今回調査
a JESCO から入手	83 自治体
b 入手していない	3 自治体
c その他	3 自治体



#### その他の内容

- ・ 環境省から、財団法人電気絶縁物協会最終台帳データについて提供を受けた。(平成16年3月)
- ・ 環境省(平成18年度までに入手したもの(具体的な時期は不明))
- ・ 環境省北海道地方環境事務所がJESCOから入手し、データ提供を受けた。

自治体名	JESCO から入手	入手 していない	その他	自治体名	JESCO から入手	入手 していない	その他
001 北海道	○			067 堺市	○		
002 青森県	○			068 東大阪市	○		
003 岩手県	○			069 神戸市	○		
004 宮城県			○	070 姫路市	○		
005 秋田県	○			071 尼崎市	○		
006 山形県	○			072 和歌山市	○		
007 福島県	○			084 宇都宮市	○		
008 茨城県	○			085 富山市	○		
009 栃木県	○			086 秋田市	○		
010 群馬県	○			087 郡山市	○		
011 埼玉県	○			090 豊田市	○		
012 千葉県	○			094 いわき市	○		
013 東京都	○			095 長野市	○		
014 神奈川県	○			096 豊橋市	○		
015 新潟県	○			098 相模原市	○		
016 富山県	○			099 西宮市	○		
017 石川県	○			101 さいたま市	○		
018 福井県	○			102 奈良市		○	
019 山梨県	○			103 川越市	○		
020 長野県	○			104 船橋市	○		
021 岐阜県	○			105 岡崎市	○		
022 静岡県	○			106 高槻市	○		
023 愛知県	○			108 青森市	○		
024 三重県	○			109 八王子市	○		
025 滋賀県	○			110 盛岡市	○		
026 京都府	○			111 柏市	○		
027 大阪府	○			114 前橋市	○		
028 兵庫県	○			115 大津市	○		
029 奈良県	○			116 高崎市	○		
030 和歌山県	○			118 豊中市	○		
050 旭川市	○			120 枚方市	○		
051 札幌市	○			121 越谷市	○		
052 函館市			○	122 八戸市	○		
054 仙台市	○			124 福島市	○		
055 千葉市	○			125 川口市	○		
056 横浜市	○			126 八尾市	○		
057 川崎市	○			127 明石市	○		
058 横須賀市	○			130 山形市		○	
059 新潟市	○			131 福井市	○		
060 金沢市	○			132 甲府市	○		
061 岐阜市	○			133 寝屋川市	○		
062 静岡市	○			134 水戸市	○		
063 浜松市	○			135 吹田市			○
064 名古屋市		○					
065 京都市	○			計	83	3	3
066 大阪市	○						

#### (4) P協データのデータ整備方法について

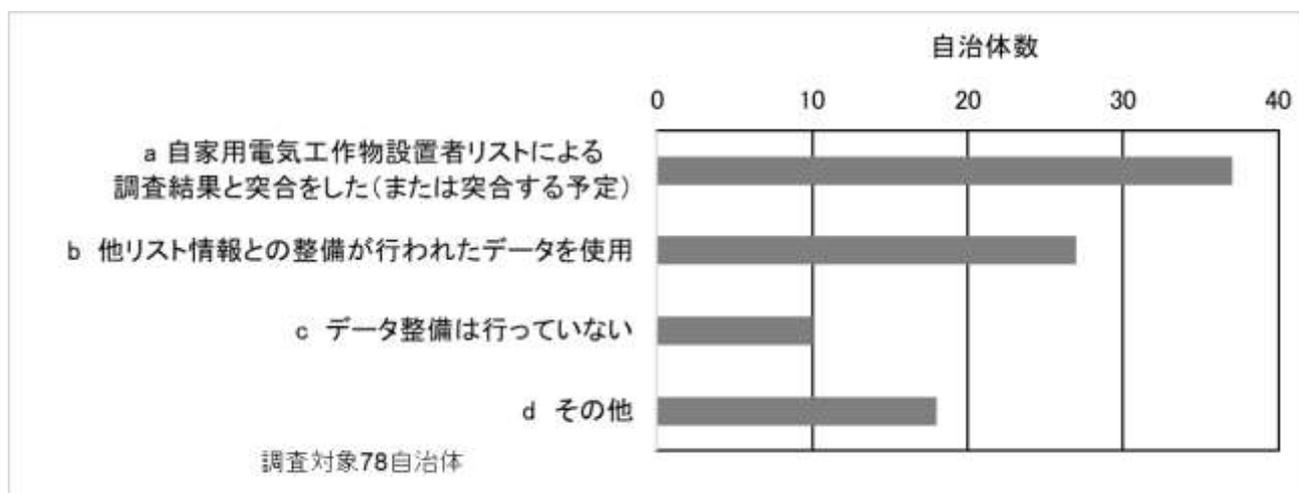
P協データを活用（または活用予定）した方は、P協データの整備方法について、ご回答ください。

(※) 北九州事業対象地域を除く

調査対象 78 自治体

内容	今回調査
a 自家用電気工作物設置者リストによる調査結果と突合をした (または突合する予定)	37 自治体
b 他リスト情報との整備が行われたデータの提供を受け、それを使用した	27 自治体
c データ整備は行っていない	10 自治体
d その他	18 自治体

※複数回答あり



#### その他の内容

- ・ PCB システムデータと突合
- ・ 総務省行政評価局調査において存在が判明した、財団法人電気絶縁物協会が解散時において作成した、PCB保管事業者台帳との突合も実施していた。
- ・ PCB 特措法届出台帳及び電気事業法届出台帳と突合を行った。
- ・ bの使用に加え、PCB特措法に基づく届出状況や委託業者の過去地図情報を参考に整備を行った。
- ・ 他リスト情報との整備が行われた上で提供されたデータに、民間事業者の地図情報等を反映させたデータを活用した。
- ・ 調査会社が所有する最新の地図情報と照合し、建物有無等を確認した。
- ・ 経済センサス、保管届出提出者情報と突合した。
- ・ 本市台帳との突合を行い、調査不要データ（既に処分済等）を排除した。
- ・ 市が保有するデータと突合した。
- ・ 担当者がWEB検索や住宅地図等により、事業所とその所在地の沿革・現状について調査した結果を再度、JESCO登録リストや本市届出データと突合し整備した。

- ・ 住宅地図情報と突合し、建物がない場合や場所が特定できない場合は調査対象から除外。
- ・ 自家用電気工作物掘り起こし調査リスト（電事法事業者、NTT データ、経済センサス）およびPCB特措法届出データと突合を行った。
- ・ 特措法データとの突合を行った。
- ・ 特措法に基づく届出のあった事業者リストと突合した。
- ・ 変圧器・コンデンサー掘り起こし調査結果と突合予定。
- ・ 安定器調査結果と突合した。
- ・ JESCO 登録データとの突合、過去地図、電話帳、WEB 検索等により調査対象者の洗い出しを行っている。
- ・ 公害情報と整備を行った。

自治体名	a自家電リストと突合（予定を含む）	bその他リストと突合	cデータ整備していない	dその他	自治体名	a自家電リストと突合（予定を含む）	bその他リストと突合	cデータ整備していない	dその他
001 北海道	○				067 堺市	○	○		
002 青森県			○		068 東大阪市			○	
003 岩手県				○	069 神戸市	○			○
004 宮城県	○			○	070 姫路市	-	-	-	-
005 秋田県	○				071 尼崎市		○		
006 山形県	○				072 和歌山市		○		
007 福島県	○				084 宇都宮市	○			
008 茨城県	○				085 富山市	○			
009 栃木県		○			086 秋田市				○
010 群馬県		○			087 郡山市	○			
011 埼玉県			○		090 豊田市	-	-	-	-
012 千葉県				○	094 いわき市	-	-	-	-
013 東京都	○				095 長野市				○
014 神奈川県			○		096 豊橋市			○	
015 新潟県		○			098 相模原市	○			○
016 富山県		○		○	099 西宮市	○			
017 石川県	○				101 さいたま市	○			○
018 福井県				○	102 奈良市	-	-	-	-
019 山梨県	○	○			103 川崎市			○	
020 長野県	-	-	-	-	104 船橋市		○		
021 岐阜県	○				105 岡崎市	○			
022 静岡県	○	○		○	106 高槻市	○			
023 愛知県			○		108 青森市		○		
024 三重県			○		109 八王子市		○		
025 滋賀県		○			110 盛岡市	○			
026 京都府	-	-	-	-	111 柏市		○		
027 大阪府	○			○	114 前橋市	-	-	-	-
028 兵庫県	○				115 大津市	○	○		○
029 奈良県	-	-	-	-	116 高崎市		○		
030 和歌山県	-	-	-	-	118 豊中市	○			
050 旭川市		○			120 枚方市	○			
051 札幌市		○			121 越谷市	○			
052 函館市	○	○			122 八戸市		○		
054 仙台市	○				124 福島市	○			
055 千葉市		○			125 川口市	○			
056 横浜市				○	126 八尾市	○			
057 川崎市			○		127 明石市		○		
058 横須賀市	○				130 山形市	-	-	-	-
059 新潟市		○			131 福井市	○			○
060 金沢市				○	132 甲府市		○		
061 岐阜市	○				133 寝屋川市				○
062 静岡市		○			134 水戸市	○			
063 浜松市		○			135 吹田市		○		
064 名古屋	-	-	-	-					
065 京都市			○		計	37	27	10	18
066 大阪市				○					

## (5) P協データの活用方法について

P協データを活用（または活用予定）した方は、P協データの活用方法について、ご回答ください。

### (※) 北九州事業対象地域を除く

各自治体のデータ活用方法を以下に示す。

自治体名	活用方法
001 北海道	掘り起こし調査の調査対象者とP協データ記載事業者の突合を行い、過去調査の未回答者等でP協データに記載されている事業者については、入念的な確認を行うこととした。
002 青森県	リストに記載されている事業場を対象に現地調査を行った。
003 岩手県	上記(4)によりPCBシステムデータの届出が無い事業者は全て確認対象とし、様々な手段(電話、調査票の発送、訪問)で確認を行っているところ。
004 宮城県	リストに記載されている事業者へ調査票を発送した。電話による調査も行った。現地訪問も行った。
005 秋田県	現地訪問対象者の選定に利用する予定。
006 山形県	現地訪問対象者の選定等に利用する予定
007 福島県	リストに記載されている事業者へ調査票を発送した。
008 茨城県	リストに記載されている事業者へ調査票を送付予定
009 栃木県	電話番号が判明している事業者⇒調査票の発送又は電話聞き取り 電話番号不明・所在地判明⇒調査票の発送
010 群馬県	4突データに掲載されているP協データのうち、「①PCB特措法届出なし」かつ「②電気事業法届出なし」の事業者(1,104者)を調査対象とする。対象者については、「(a)過去のPCB特措法届出情報との突合」、「(b)自家用電気工作物設置者を対象とした掘り起こし調査の調査対象事業者との突合」を行い、いずれにも該当しない事業者について現地調査等を検討している。
011 埼玉県	リストに記載されているが県への届出がない事業所を対象に、訪問による調査を実施した。
012 千葉県	リストに掲載されている事業者に対し、通知及び立入検査等を行い、現にPCB廃棄物を保管等している事業者にはPCB特措法に基づく届出書を提出させた。
013 東京都	リストに記載されている事業者へ調査票を発送した。
014 神奈川県	リストに掲載されている事業者について、特措法の届出が出されていない事業者について、電話等による調査を予定。
015 新潟県	調査票を送付した
016 富山県	リストに記載されている事業者へ(既になくなっている事業者の場合、地図情報等から得た新しい事業者)に調査票を発送した。また、調査票が未達であった事業者の現地確認を今後行う予定。
017 石川県	リストに記載されている事業者に対し、調査票を送付。未調査・未回答の事業者に対し、訪問・架電による調査を実施した。
018 福井県	新規の掘り起こし調査対象として、活用した。なお、掘り起こし調査は、既往調査と同様に実施した。
019 山梨県	リストに記載されている事業者へ調査票を発送。 調査票未回答者に対する現地訪問調査。
021 岐阜県	既存のリストのデータで不足した情報を補うことができた。
022 静岡県	リストに記載されている事業者へ調査票を発送した。
023 愛知県	リストに記載されている事業者へ期限内処理に関する通知文書を発送した。
024 三重県	リストに記載されている事業者へ、啓発文書を送付した。
025 滋賀県	掘り起こし調査未完了の事業場の中から、P協データに掲載されている事業場を抽出し、優先的に指導を実施した。 P協データに掲載されている県施設を抽出の上、PCBが残っていないか確認調査を実施した。
027 大阪府	事業場への電話での聞き取り、立入指導
028 兵庫県	現地訪問対象者の選定や電話による調査に利用した。
050 旭川市	リストに記載されている事業者へ啓発チラシを郵送する予定
051 札幌市	リストに記載されている事業者へ電話による調査を行った。 P協データは古い情報であるため、事業者へ連絡がつかない、また現地に建物がない場合が多い。これについては、委託調査による現地調査を行う予定。
052 函館市	リストに記載されているうち、PCB廃棄物の残存可能性が比較的高いと想定される事業者を抽出し、調査を行う予定。具体的な調査方法については検討中。
054 仙台市	委託業者による訪問調査にて、事業者リストのほかにP協データも提供し、突合のうえ調査を実施している。
055 千葉市	住宅地図を年代別に追った

自治体名	活用方法
056 横浜市	リストに記載されている事業者へ電話による調査、現地立入を行った。リストに記載されている事業者へ通知を発送した。
057 川崎市	届出事業者、掘り起こし対象事業者の確認時の資料として使用を予定
058 横須賀市	リストに記載されている事業者へ調査票を発送した。
059 新潟市	掘り起こし調査対象者の選定に利用し、訪問により調査票を配布した。
060 金沢市	リストに記載されている事業者と金沢市の届出データを精査し、届出がないところについては掘り起こし調査の実施の有無を検証中
061 岐阜市	リストに記載されている事業者へ調査票を発送した。
063 浜松市	現地訪問対象者の選定に利用した。
065 京都市	リストに記載されている事業者へ電話による調査を行った。
066 大阪市	担当者がP協データから整備したリストをもとに、本市OB職員が現地訪問調査を実施した。
067 堺市	現地訪問対象者の選定に利用した。
068 東大阪市	電気事業法に基づく届出のなされていないPCB含有の疑いがある機器について、P協データの有無を確認することなどに活用した。
069 神戸市	リストに記載されている事業場へ調査票を発送するとともに、不明や未回答の事業場に対して現地調査を行った。
071 尼崎市	リストのデータが非常に古いため、現存する事業者を対象に現地立ち入りによる調査を実施した。
072 和歌山市	インターネット調査により実存している会社(建物)へ調査票を発送した。
084 宇都宮市	リストに記載されている事業者に、現在の高濃度PCB廃棄物所有状況について、確認を依頼する通知を送付し、未達の事業者に対しては、現地確認を行う予定である。
085 富山市	リストに記載されている事業者へ架電による調査を行った。
086 秋田市	突合の結果、ミスマッチの事業者に対し、電話確認又は現地訪問による調査を行った。
087 郡山市	リストに記載されている事業者へ調査票を発送し、必要に応じて訪問調査を実施した。
095 長野市	突合したリストを基に現地調査を実施した。
096 豊橋市	リストに記載されている事業者へ調査票を発送した。
098 相模原市	リストに記載されている事業者または当該土地の建物所有者へ調査票を発送する予定。
099 西宮市	リストに記載されている調査票の回答が不明確な事業者に対して、再度電話連絡等により調査を行った。
101 さいたま市	自家用電気工作物設置者リスト、変圧器・コンデンサ掘り起こし調査結果と相違がある事業者について、通知予定
103 川越市	現地訪問対象者の選定に利用した。
104 船橋市	住所について旧住所表示である事業所については、現住所への変換を試み、変換ができた事業所については、存在確認及び、存在している場合は訪問調査を行った。
105 岡崎市	リストに記載されている事業者へ調査票を発送した。
106 高槻市	リストに記載されている事業者へ調査票を発送した。
108 青森市	①保管の届出と突合し処理状況を確認した。 ②安定器の掘り起こし調査にトランス・コンデンサーも含めているため、その結果と突合しPCB機器の有無について確認した。 ③古い地図と最近の地図との比較やGIS、グーグルマップ等で当時の建物が現存するか確認し、建物がない場合はPCB機器なしと判断した。 ④建物が現存もしくは現存が不明な場合は、電話確認や現地調査している。
109 八王子市	リストに記載されている事業者、又はリストに記載されている住所に存在する別の事業者へ訪問し調査を行った。
110 盛岡市	リストに記載があり、かつ届出がない場合に、電話等による調査を行う。
111 柏市	リストに記載された所在地に建物が存在する場合、事業者へ調査票を発送した。
115 大津市	調査が必要な事業者を抽出し、電話等による調査を行った。
116 高崎市	フォローアップ調査において事業者情報の活用を検討中。
118 豊中市	現地訪問対象者の選定に利用した
120 枚方市	リストに記載されている事業者へ電話による調査を行った。また、必要に応じて、現地調査を行った。
121 越谷市	リストに記載されている事業者へ調査票を発送し、未回答事業者等に対しては現地訪問調査を行っております。
122 八戸市	P協データに記載された事業者は、全て調査した(電話又は立入検査。ただし、事業者不存在かつ建物不存在であるものを除く)
124 福島市	自家用電気工作物設置者リストと突合し、調査必要なところは現地訪問による調査を実施した。
125 川口市	リストに記載されている事業者へ調査票を発送した。
126 八尾市	現地立入調査を実施した。
127 明石市	掘り起こし調査結果と突合した。

自治体名	活用方法
131 福井市	現地訪問調査を実施する予定。
132 甲府市	リストに記載されている事業者へ調査票を発送した。
133 寝屋川市	公害情報と整備を行った後、事業者へ調査票を発送した。
134 水戸市	現地訪問対象者の選定に利用する予定。
135 吹田市	現地訪問対象者の選定に利用した。 リストに掲載されている事業者へ電話による調査を行った。

## (6) P 協データを活用して良かった点について

P 協データを活用（または活用予定）した方は、P 協データを活用して良かった点について、ご回答ください。

(※) 北九州事業対象地域を除く

P 協データを活用して良かった点に関し、報告があった内容を下記に示す。

- ・ 訪問調査を行ったところ、新たに PCB 含有機器が複数発見された。
- ・ 調査を行った結果、P C B 保管事業者リストの基礎となる台帳が出来、その後の指導の結果、紛失等を防ぐことが出来た。
- ・ 調査票を発送したところ、新たに PCB 含有機器が発見された。
- ・ 現地訪問調査を行い、事業者も把握していない PCB 廃棄物を発見した。
- ・ 高濃度 PCB 廃棄物の発見率が高かった。
- ・ 不完全な掘り起こし調査や県施設の調査へのフォローアップとして活用できる。
- ・ P 協データと掘り起こし調査のリストと突合することで、調査対象となっていなかった事業者の選定等、調査範囲を拡大することが出来た。
- ・ 調査対象者選定の際、精度の高い絞り込みができ、調査労力の省力化に寄与した。
- ・ 10 年以上前に廃業した元事業者や保有を知らない建物所有者、電力を低圧にして使用中（電気事業法届出不要）の事業者等、PCB 含有機器を保有しているにも関わらず情報が届かなかった保有者に対し調査することができた。
- ・ 保安協会等の電気主任技術者が調査した結果なので信頼性が高く、P C B 含有機器の有無について大きな手掛かりになりやすい。
- ・ 掘り起こし調査で、PCB 含有電気機器の有無について「該当なし」と回答した事業者で、P 協データでは「あり」になっていた件があった。その事業者を現地調査したところ、P 協データが正しかった事例がある。

## 2. PCB 使用安定器を対象とした掘り起こし調査の実施について

### (1) PCB 使用安定器の掘り起こし調査実施状況

#### ① 掘り起こし調査の進捗状況について

貴都道府県市の PCB 使用安定器を対象とした掘り起こし調査の進捗状況について、令和 2 年 12 月末時点での実施状況についてご回答ください。

#### 【北海道事業対象地域】

自治体名	調査完了 (予定)日	使用した調査対象 事業者リスト	事業者数						
			調査対象 事業者数 (A)	到達件数 (C)= (A)-(B)	住所確認 不可件数 (D)	有効調査 対象事業者数 (E)=(A)-(D)	調査情報 到達率 (C)/(A)	手順6までの 回答件数 (最終通知含む) (G)	回答率 (G)/(E)
001 北海道	令和4年3月	・家屋課税台帳 ・経済センサス ・その他	40,879	39,867	598	40,281	97.5%	37,969	94.3%
050 旭川市	令和4年3月	・経済センサス	3,619	3,526	93	3,526	97.4%	1,687	47.8%
051 札幌市	令和4年3月	・登記簿 ・家屋課税台帳 ・その他	7,570	6,793	0	7,570	89.7%	4,445	58.7%
052 函館市	令和4年3月	・登記簿 ・家屋課税台帳 ・その他	8,373	8,064	0	8,373	96.3%	4,889	58.4%
002 青森県	令和4年3月	・登記簿 ・環境省提供データ	17,709	17,517	0	17,709	98.9%	12,478	70.5%
108 青森市	令和4年3月	・登記簿 ・家屋課税台帳 ・環境省提供データ	4,368	4,354	0	4,368	99.7%	4,180	95.7%
122 八戸市	令和4年3月	・家屋課税台帳	3,740	3,605	2	3,738	96.4%	2,949	78.9%
003 岩手県	令和4年3月	・登記簿 ・環境省提供データ	4,594	4,359	628	3,966	94.9%	1,867	47.1%
110 盛岡市	令和4年3月	・家屋課税台帳 ・環境省提供データ	3,649	3,481	168	3,481	95.4%	2,691	77.3%
004 宮城県	令和4年3月	・登記簿	16,473	14,275	2,198	14,275	86.7%	7,392	51.8%
054 仙台市	令和4年3月	・登記簿 ・家屋課税台帳	7,703	6,769	68	7,635	87.9%	3,926	51.4%
005 秋田県	令和4年3月	・登記簿 ・環境省提供データ	18,848	14,310	194	18,654	75.9%	11,240	60.3%
086 秋田市	令和3年3月	・家屋課税台帳 ・経済センサス ・情報通信会社提供情報	6,634	6,627	7	6,627	99.9%	6,596	99.5%
006 山形県	令和4年3月	・登記簿	37,558	24,135	6,690	30,868	64.3%	12,384	40.1%
130 山形市	令和4年3月	・家屋課税台帳 ・経済センサス	6,146	5,995	171	5,975	97.5%	4,240	71.0%
007 福島県	令和4年3月	・登記簿	24,776	22,255	1,204	23,572	89.8%	10,503	44.6%
087 郡山市	令和4年3月	・家屋課税台帳	9,158	9,092	48	9,110	99.3%	6,504	71%
094 いわき市	令和4年3月	・登記簿	10,006	6,213	793	9,213	62.1%	3,253	35.3%
124 福島市	令和4年3月	・家屋課税台帳 ・環境省提供データ ・登記簿	8,327	8,072	0	8,327	96.9%	5,570	66.9%
008 茨城県	令和3年10月	・環境省提供データ ・登記簿	37,000	—	—	—	—	—	—
134 水戸市	令和4年3月	・家屋課税台帳	2,319	—	—	—	—	—	—
009 栃木県	令和4年3月	・登記簿 ・環境省提供データ	29,000	—	—	—	—	—	—
084 宇都宮市	令和4年3月	・家屋課税台帳 ・環境省提供データ	12,002	11,754	0	12,002	97.9%	7,674	63.9%
010 群馬県	令和4年3月	・環境省提供データ ・家屋課税台帳	23,828	23,626	0	23,828	99.2%	12,882	54.1%
114 前橋市	令和4年3月	・家屋課税台帳	3,154	3,087	67	3,087	97.9%	2,384	77.2%
116 高崎市	令和4年3月	・家屋課税台帳	5,496	—	—	—	—	—	—
015 新潟県	令和4年3月	・環境省提供データ	39,494	38,723	771	38,723	98.0%	29,898	77.2%
059 新潟市	令和4年3月	・登記簿 ・家屋課税台帳 ・環境省提供データ	4,963	4,484	479	4,484	90.3%	2,895	64.6%
019 山梨県	令和4年3月	・家屋課税台帳 ・環境省提供データ ・その他	12,208	12,072	160	12,048	98.9%	7,752	64.3%
132 甲府市	令和4年3月	・家屋課税台帳	4,322	4,179	55	4,267	96.7%	2,726	63.9%
016 富山県	令和4年3月	・経済センサス	13,402	12,950	330	13,072	96.6%	6,028	46.1%
085 富山市	令和4年3月	・環境省提供データ	6,839	6,703	136	6,703	98.0%	6,054	90.3%

### 【北海道事業対象地域】

自治体名	調査完了 (予定)日	使用した調査対象 事業者リスト	事業者数						
			調査対象 事業者数 (A)	到達件数 (C)= (A)-(B)	住所確認 不可件数 (D)	有効調査 対象事業者数 (E)=(A)-(D)	調査情報 到達率 (C)/(A)	手順6までの 回答件数 (最終通知含む) (G)	回答率 (G)/(E)
017 石川県	令和4年3月	・環境省提供データ	14,476	14,162	260	14,216	97.8%	10,204	71.8%
060 金沢市	令和3年3月	・家屋課税台帳 ・環境省提供データ	6,609	6,452	21	6,588	97.6%	5,267	79.9%
018 福井県	令和4年3月	・登記簿 ・環境省提供データ	11,194	10,812	382	10,812	96.6%	9,832	90.9%
131 福井市	令和4年3月	・家屋課税台帳 ・環境省提供データ	5,616	5,480	0	5,616	97.6%	4,133	73.6%
020 長野県	令和3年3月	・環境省提供データ ・登記簿	43,269	—	—	—	—	—	—
095 長野市	令和4年3月	・家屋課税台帳	3,752	3,268	0	3,752	87.1%	2,942	78.4%
小計			519,073	367,061	15,523	503,550	70.7%	255,434	50.7%

### 【東京事業対象地域】

自治体名	調査完了 (予定)日	使用した調査対象 事業者リスト	事業者数						
			調査対象 事業者数 (A)	到達件数 (C)= (A)-(B)	住所確認 不可件数 (D)	有効調査 対象事業者数 (E)=(A)-(D)	調査情報 到達率 (C)/(A)	手順6までの 回答件数 (最終通知含む) (G)	回答率 (G)/(E)
011 埼玉県	令和4年3月	・登記簿 ・家屋課税台帳	84,859	69,305	0	84,859	81.7%	64,697	76.2%
101 さいたま市	令和3年3月	・家屋課税台帳 ・環境省提供データ ・その他	9,206	8,620	586	8,620	93.6%	5,109	59.3%
103 川越市	令和4年3月	・家屋課税台帳 ・環境省提供データ	4,783	4,699	0	4,783	98.2%	4,624	96.7%
121 越谷市	令和4年3月	・家屋課税台帳	4,875	4,785	0	4,875	98.2%	4,017	82.4%
125 川口市	令和4年3月	・家屋課税台帳 ・環境省提供データ	10,457	9,979	478	9,979	95.4%	6,947	69.6%
012 千葉県	令和4年3月	・登記簿 ・家屋課税台帳	60,506	58,500	0	60,506	96.7%	26,540	43.9%
055 千葉市	令和4年3月	・家屋課税台帳	15,601	12,006	0	15,601	77.0%	9,289	59.5%
104 船橋市	令和4年3月	・家屋課税台帳 ・登記簿	5,549	5,276	0	5,549	95.1%	2,971	53.5%
111 柏市	令和4年3月	・家屋課税台帳	1,067	1,049	0	1,067	98.3%	714	66.9%
013 東京都	令和4年3月	・登記簿	155,986	67,059	7,621	148,365	43.0%	32,098	21.6%
109 八王子市	令和4年3月	・家屋課税台帳 ・環境省提供データ	4,993	4,897	0	4,993	98.1%	3,304	66.2%
014 神奈川県	令和4年3月	・登記簿 ・家屋課税台帳 ・環境省提供データ	48,895	40,923	0	48,895	83.7%	24,955	51.0%
056 横浜市	令和4年3月	・家屋課税台帳 ・環境省提供データ ・登記簿	41,090	39,392	0	41,090	95.9%	31,361	76.3%
057 川崎市	令和4年3月	・登記簿 ・環境省提供データ	26,272	24,217	0	26,272	92.2%	11,332	43.1%
058 横須賀市	令和4年3月	・家屋課税台帳	6,368	6,048	320	6,048	95.0%	4,481	74.1%
098 相模原市	令和4年3月	・家屋課税台帳 ・環境省提供データ	7,019	6,770	0	7,019	96.5%	3,021	43.0%
小計			487,526	363,525	9,005	478,521	74.6%	235,460	49.2%

### 【豊田事業対象地域】

自治体名	調査完了 (予定)日	使用した調査対象 事業者リスト	事業者数						
			調査対象 事業者数 (A)	到達件数 (C)= (A)-(B)	住所確認 不可件数 (D)	有効調査 対象事業者数 (E)=(A)-(D)	調査情報 到達率 (C)/(A)	手順6までの 回答件数 (最終通知含む) (G)	回答率 (G)/(E)
022 静岡県	令和2年3月	・登記簿 ・家屋課税台帳 ・情報通信会社提供情報	40,845	40,806	39	40,806	99.9%	40,806	100%
062 静岡市	令和2年8月	・家屋課税台帳	14,672	14,648	24	14,648	99.8%	14,648	100%
063 浜松市	令和3年1月(※)	・登記簿 ・経済センサス ・情報通信会社提供情報 ・その他	10,962	10,952	10	10,952	99.9%	10,950	100%
021 岐阜県	令和2年3月	・登記簿 ・家屋課税台帳 ・情報通信会社提供情報 ・環境省提供データ	9,430	9,363	7	9,423	99.3%	9,423	100%
061 岐阜市	令和2年6月	・家屋課税台帳	3,837	3,803	40	3,797	99.1%	3,797	100%

## 【豊田事業対象地域】

自治体名	調査完了 (予定)日	使用した調査対象 事業者リスト	事業者数						手順6までの 回答件数 (最終通知含む) (G)	回答率 (G)/(E)
			調査対象 事業者数 (A)	到達件数 (C)= (A)-(B)	住所確認 不可件数 (D)	有効調査 対象事業者数 (E)=(A)-(D)	調査情報 到達率 (C)/(A)			
023 愛知県	令和2年9月	・登記簿 ・家屋課税台帳	89,885	88,850	1,035	88,850	98.8%	88,850	100%	
064 名古屋市	令和2年7月	・家屋課税台帳 (R2/4/1時点の 情報に更新)	22,742	22,381	401	22,341	98.4%	22,341	100%	
090 豊田市	令和2年4月	・家屋課税台帳	1,592	1,586	0	1,592	99.6%	1,592	100%	
096 豊橋市	令和2年12月	・家屋課税台帳 ・経済センサス	17,337	16,220	1,117	16,220	93.6%	16,220	100%	
105 岡崎市	令和2年3月	・家屋課税台帳 ・経済センサス	6,602	6,314	173	6,429	95.6%	6,429	100%	
024 三重県	令和2年8月	・登記簿 ・環境省提供データ	25,339	23,087	2,252	23,087	91.1%	23,087	100%	
小計			243,243	237,970	5,098	238,145	97.8%	238,143	100%	

(\*) : 令和3年2月までに調査完了

## 【大阪事業対象地域】

自治体名	調査完了日	使用した調査対象 事業者リスト	事業者数						手順6までの 回答件数 (最終通知含む) (G)	回答率 (G)/(E)
			調査対象 事業者数 (A)	到達件数 (C)= (A)-(B)	住所確認 不可件数 (D)	有効調査 対象事業者数 (E)=(A)-(D)	調査情報 到達率 (C)/(A)			
025 滋賀県	令和2年5月	・登記簿	15,041	10,438	4,603	10,438	69.4%	10,438	100%	
115 大津市	令和2年3月	・登記簿	1,461	1,428	28	1,433	97.7%	1,433	100%	
026 京都府	令和2年3月	・登記簿 ・家屋課税台帳	18,162	17,626	0	18,162	97.0%	18,162	100%	
065 京都市	令和2年3月	・登記簿 ・家屋課税台帳	25,170	21,158	1,631	23,539	84.1%	23,539	100%	
027 大阪府	平成30年3月	・経済センサス ・P協データ	16,767	15,874	447	16,320	94.7%	16,320	100%	
066 大阪市	令和2年11月	・家屋課税台帳 ・経済センサス	33,520	29,843	3,677	29,843	89.0%	29,843	100%	
067 堺市	令和2年3月	・登記簿 ・家屋課税台帳 ・情報通信会社提供情報	33,051	31,347	977	32,074	94.8%	32,074	100%	
068 東大阪市	令和2年3月	・家屋課税台帳	2,729	2,589	140	2,589	94.9%	2,589	100%	
106 高槻市	令和2年8月	・経済センサス ・環境省提供データ ・その他	533	533	0	533	100.0%	533	100%	
120 枚方市	令和2年11月	・登記簿 ・家屋課税台帳	6,477	6,149	0	6,477	94.9%	6,477	100%	
118 豊中市	令和2年12月	・家屋課税台帳	6,314	6,051	88	6,226	95.8%	6,226	100%	
126 八尾市	令和2年3月	・家屋課税台帳	5,767	5,640	0	5,767	97.8%	5,767	100%	
133 寝屋川市	平成30年3月	・経済センサス	1,190	1,126	0	1,190	94.6%	1,190	100%	
	令和2年7月	・家屋課税台帳	2,928	2,860	68	2,860	97.7%	2,860	100%	
135 吹田市	平成30年3月	・経済センサス	2,601	—	0	2,601	—	2,601	100%	
028 兵庫県	令和2年12月	・経済センサス	15,000	14,243	120	14,880	95.0%	14,880	100%	
069 神戸市	令和2年7月	・登記簿	54,524	46,205	8,319	46,205	84.7%	46,205	100%	
070 姫路市	令和2年3月	・登記簿 ・情報通信会社提供情報	21,777	19,344	2,279	19,498	88.8%	19,498	100%	
071 尼崎市	令和元年12月	・経済センサス	443	400	0	443	90.3%	443	100%	
099 西宮市	令和2年3月	・登記簿 ・家屋課税台帳 ・環境省提供データ	1,309	1,309	0	1,309	100.0%	1,309	100%	
127 明石市	令和2年3月	・登記簿	2,484	2,140	344	2,140	86.2%	2,140	100%	
029 奈良県	平成31年3月	・登記簿 ・経済センサス ・情報通信会社提供情報	21,794	18,602	3,110	18,684	85.4%	18,684	100%	
102 奈良市	令和2年12月	・登記簿 ・家屋課税台帳	1,662	1,500	74	1,588	90.3%	1,588	100%	
030 和歌山県	令和2年10月	・登記簿 ・環境省提供データ	15,842	15,705	0	15,842	99.1%	15,842	100%	
072 和歌山市	令和2年2月	・登記簿 ・経済センサス ・情報通信会社提供情報	9,876	8,408	1,468	8,408	85.1%	8,408	100%	
小計			316,422	280,518	27,373	289,049	88.7%	289,049	100%	

## 【北九州事業対象地域】

自治体名	調査完了 (予定)日	使用した調査対象 事業者リスト	事業者数						手続6までの 回答件数 (最終通知含む) (G)	回答率 (G)/(E)
			調査対象 事業者数 (A)	到達件数 (C)= (A)-(B)	住所確認 不可件数 (D)	有効調査 対象事業者数 (E)=(A)-(D)	調査情報 到達率 (C)/(A)			
031 鳥取県	令和3年1月(*)	・経済センサス ・環境省提供データ	6,142	6,092	50	6,092	99.2%	6,086	99.9%	
128 鳥取市	令和3年1月(*)	・登記簿 ・環境省提供データ	2,934	2,811	8	2,926	95.8%	2,883	98.5%	
032 鳥根県	令和3年2月(*)	・環境省提供データ	11,742	11,481	4	11,738	97.8%	11,675	99.5%	
129 松江市	令和3年1月(*)	・登記簿 ・経済センサス ・情報通信会社提供情報	7,118	7,118	0	7,118	100.0%	7,113	99.9%	
033 岡山県	令和2年11月	・登記簿 ・情報通信会社提供情報	15,767	15,325	442	15,325	97.2%	15,325	100%	
083 岡山市	令和2年11月	・環境省提供データ	12,118	11,587	632	11,486	95.6%	11,486	100%	
100 倉敷市	令和2年10月	・登記簿	7,337	7,337	0	7,337	100.0%	7,337	100%	
034 広島県	令和3年1月(*)	・登記簿 ・環境省提供データ	32,573	26,732	5,841	26,732	82.1%	26,598	99.5%	
073 広島市	令和2年12月	・登記簿 ・経済センサス	18,927	15,101	3,643	15,284	79.8%	15,279	100%	
074 呉市	令和2年12月	・家屋課税台帳	6,750	6,118	632	6,118	90.6%	6,117	100%	
091 福山市	令和3年1月(*)	・家屋課税台帳 ・登記簿	24,364	23,640	674	23,690	97.0%	23,640	99.8%	
035 山口県	令和2年12月	・登記簿 ・家屋課税台帳	11,746	10,741	1,005	10,741	91.4%	10,741	100%	
075 下関市	令和3年2月(*)	・登記簿 ・家屋課税台帳 ・情報通信会社提供情報	2,812	2,795	17	2,795	99.4%	2,788	99.7%	
036 徳島県	令和2年10月	・登記簿 ・経済センサス	19,911	19,395	594	19,317	97.4%	19,317	100%	
037 香川県	令和2年3月	・環境省提供データ	11,861	11,606	255	11,606	97.9%	11,606	100%	
097 高松市	令和元年12月	・登記簿	8,917	8,291	626	8,291	93.0%	8,291	100%	
038 愛媛県	令和3年2月(*)	・経済センサス ・環境省提供データ	21,202	20,457	631	20,571	96.5%	20,434	99.3%	
089 松山市	令和3年2月(*)	・環境省提供データ	7,403	7,330	0	7,403	99.0%	7,293	98.5%	
039 高知県	令和2年9月	・環境省提供データ	10,520	10,359	161	10,359	98.5%	10,359	100%	
092 高知市	令和2年9月	・家屋課税台帳 ・インターネット情報	6,633	6,285	348	6,285	94.8%	6,285	100%	
040 福岡県	令和2年11月	・登記簿 ・環境省提供データ	50,279	39,307	21,341	28,938	78.2%	28,938	100%	
076 北九州市	平成26年	・信用調査会社有する企業データ	20,051	20,051	0	20,051	100.0%	20,051	100%	
077 福岡市	令和2年9月	・家屋課税台帳	12,855	12,582	422	12,433	97.9%	12,433	100%	
112 久留米市	令和2年10月	・登記簿 ・登記事項要約書	4,426	4,289	137	4,289	96.9%	4,289	100%	
041 佐賀県	令和2年12月	・家屋課税台帳 ・登記簿 ・公有財産台帳	21,535	19,895	1,500	20,035	92.4%	20,035	100%	
042 長崎県	令和2年5月	・経済センサス ・登記簿	10,704	10,147	34	10,670	94.8%	10,670	100%	
079 長崎市	令和2年10月	・固定資産課税台帳 ・登記簿	7,353	6,447	906	6,447	87.7%	6,447	100%	
080 佐世保市	令和2年8月	・家屋課税台帳 ・登記簿	3,478	2,935	127	3,351	84.4%	3,351	100%	
043 熊本県	令和2年12月	・経済センサス	15,931	15,823	0	15,931	99.3%	15,931	100%	
081 熊本市	令和2年9月	・家屋課税台帳 ・経済センサス	4,389	4,389	0	4,389	100.0%	4,389	100%	
044 大分県	令和3年2月(*)	・情報通信会社提供情報	7,600	7,544	1	7,599	99.3%	7,545	99.3%	
088 大分市	令和2年10月	・家屋課税台帳 ・登記簿	2,566	2,298	217	2,349	89.6%	2,349	100%	
045 宮崎県	令和2年12月	・家屋課税台帳 ・情報通信会社提供情報 ・その他	22,975	21,723	1,252	21,723	94.6%	21,723	100%	
093 宮崎市	令和2年10月	・登記簿 ・家屋課税台帳 ・環境省提供データ	5,808	4,250	1,558	4,250	73.2%	4,250	100%	
046 鹿児島県	令和2年9月	・登記簿 ・経済センサス ・環境省提供データ	30,930	23,341	6,694	24,236	75.5%	24,236	100%	
082 鹿児島市	令和2年9月	・家屋課税台帳	12,679	11,682	679	12,000	92.1%	12,000	100%	
047 沖縄県	令和2年10月	・情報通信会社提供情報 ・環境省提供データ	11,498	10,688	254	11,244	93.0%	11,244	100%	
119 那覇市	令和2年10月	・家屋課税台帳 ・経済センサス ・情報通信会社提供情報	6,300	5,237	1,063	5,237	83.1%	5,237	100%	
小計			498,134	453,229	51,748	446,386	91.0%	445,771	99.9%	

(\*) : 令和3年2月までに調査完了

② 掘り起こし調査の結果について

貴都道府県市の PCB 使用安定器を対象とした掘り起こし調査の結果、調査開始から令和 2 年 12 月末までの期間、新たに発見された PCB 使用安定器（保管・所有）の件数及び機器数をご回答ください。

(※)「－」表記については、令和 2 年 12 月末時点で集計中または集計不可を示す。

【北海道事業対象地域】

自治体名	掘り起こされた事業者数 (H)	掘り起こされた事業者うち 台数報告のあった事業者数 (I)	掘り起こされた安定器の台数			
			保管中 (J)	設置中 (K)	総台数 (L)=(J)+(K)	発見事業者あたり 発見台数 (L)/(I)
001 北海道	22	—	—	—	—	—
050 旭川市	5	5	27	0	27	5.4
051 札幌市	153	—	—	—	—	—
052 函館市	16	12	40	79	119	10
002 青森県	—	—	—	—	—	—
108 青森市	37	37	403	202	605	16.4
122 八戸市	—	—	—	—	—	—
003 岩手県	39	19	13	85	98	5.2
110 盛岡市	79	—	—	—	—	—
004 宮城県	20	20	14	122	136	6.8
054 仙台市	20	—	—	—	—	—
005 秋田県	304	304	3,907	—	3,907	13
086 秋田市	14	14	15	247	262	19
006 山形県	23	23	69	52	121	5
130 山形市	15	15	491	12	503	34
007 福島県	29	29	727	322	1,049	36
087 郡山市	—	—	—	—	—	—
094 いわき市	19	19	15	30	45	2
124 福島市	—	—	—	—	—	—
008 茨城県	—	—	—	—	—	—
134 水戸市	—	—	—	—	—	—
009 栃木県	—	—	—	—	—	—
084 宇都宮市	4	4	17	15	32	8
010 群馬県	284	284	19814	—	19814	70
114 前橋市	66	—	—	—	—	—
116 高崎市	—	—	—	—	—	—
015 新潟県	333	233	4	1	5	0
059 新潟市	74	—	—	—	—	—
019 山梨県	13	13	94	24	118	9.1
132 甲府市	9	4	2	26	28	7.0
016 富山県	135	—	—	—	—	—
085 富山市	128	—	—	—	—	—
017 石川県	17	14	80	23	103	7.4
060 金沢市	10	13	157	16	173	13
018 福井県	343	—	—	—	—	—
131 福井市	98	—	—	—	—	—
020 長野県	—	—	—	—	—	—
095 長野市	89	89	807	4843	5650	63
小計	2,398	1,151	26,619	6,099	32,795	28

【東京事業対象地域】

自治体名	掘り起こされた事業者数 (H)	掘り起こされた事業者数うち 台数報告のあった事業者数 (I)	掘り起こされた安定器の台数			
			保管中 (J)	設置中 (K)	総台数 (L)=(J)+(K)	発見事業者あたり 発見台数 (L)/(I)
011 埼玉県	109	—	—	—	—	—
101 さいたま市	121	—	—	—	—	—
103 川越市	8	8	21	19	40	5
121 越谷市	53	—	—	—	—	—
125 川口市	110	—	—	—	—	—
012 千葉県	—	—	—	—	—	—
055 千葉市	181	—	—	—	—	—
104 船橋市	5	5	86	7	93	19
111 柏市	2	2	16	11	27	14
013 東京都	—	—	—	—	—	—
109 八王子市	5	5	22	0	22	4
014 神奈川県	15	15	207	12	219	14.6
056 横浜市	—	—	—	—	—	—
057 川崎市	1	1	2	0	2	2
058 横須賀市	97	—	—	—	—	—
098 相模原市	34	—	—	—	—	—
小計	741	36	354	49	403	11

【豊田事業対象地域】

自治体名	掘り起こされた事業者数 (H)	掘り起こされた事業者数うち 台数報告のあった事業者数 (I)	掘り起こされた安定器の台数			
			保管中 (J)	設置中 (K)	総台数 (L)=(J)+(K)	発見事業者あたり 発見台数 (L)/(I)
022 静岡県	189	189	2,161		2,161	11
062 静岡市	85	85	839	50	889	10
063 浜松市	117	107	9,572	0	9,572	89
021 岐阜県	195	195	96	514	610	3
061 岐阜市	11	11	51	38	89	8
023 愛知県	703	—	—	—	—	—
064 名古屋市	—	—	—	—	—	—
090 豊田市	15	15	78	110	188	13
096 豊橋市	119	112	701	814	1,515	14
105 岡崎市	10	10	101	1	102	10
024 三重県	45	45	107	68	175	4
小計	1,489	769	13,706	1,595	15,301	20

【大阪事業対象地域】

自治体名	掘り起こされた事業者数 (H)	掘り起こされた事業者数うち 台数報告のあった事業者数 (I)	掘り起こされた安定器の台数			
			保管中 (J)	設置中 (K)	総台数 (L)=(J)+(K)	発見事業者あたり 発見台数 (L)/(I)
025 滋賀県	71	—	—	—	—	—
115 大津市	12	12	179	78	257	21
026 京都府	30	—	—	—	—	—
065 京都市	2	2	14	6	20	10

【大阪事業対象地域】

自治体名	掘り起こされた事業者数 (H)	掘り起こされた事業者数うち 台数報告のあった事業者数 (I)	掘り起こされた安定器の台数			
			保管中 (J)	設置中 (K)	総台数 (L)=(J)+(K)	発見事業者あたり 発見台数 (L)/(I)
025 滋賀県	71	—	—	—	—	—
115 大津市	12	12	179	78	257	21
026 京都府	30	—	—	—	—	—
065 京都市	2	2	14	6	20	10
027 大阪府	540	540	30,868	14,692	45,560	84
066 大阪市	353	353	18,607	3,673	22,280	63
067 堺市	16	12	81	0	81	7
068 東大阪市	18	18	155	241	396	22
106 高槻市	7	7	132	87	219	31
120 枚方市	10	10	77	0	77	8
118 豊中市	23	22	48	126	174	8
126 八尾市	11	11	138	0	138	13
133 寝屋川市	20	20	245	4,092	4,337	217
135 吹田市	—	—	—	—	—	—
028 兵庫県	231	—	—	—	—	—
069 神戸市	161	161	2,608	191	2,799	17
070 姫路市	6	6	85	18	103	17
071 尼崎市	4	3	135	0	135	45
099 西宮市	0	0	0	0	0	0
127 明石市	7	7	43	15	58	8
029 奈良県	24	24	189	4	193	8
102 奈良市	7	7	255	0	255	36
030 和歌山県	296	30	853	26	879	29
072 和歌山市	83	9	125	0	125	14
小計	1,932	1,254	54,837	23,249	78,086	62

【北九州事業対象地域】

自治体名	掘り起こされた事業者数 (H)	掘り起こされた事業者数うち 台数報告のあった事業者数 (I)	掘り起こされた安定器の台数			
			保管中 (J)	設置中 (K)	総台数 (L)=(J)+(K)	発見事業者あたり 発見台数 (L)/(I)
031 鳥取県	30	30	247	920	1,167	39
128 鳥取市	6	5	64	0	64	13
032 島根県	93	84	514		514	6
129 松江市	58	58	593	42	635	11
033 岡山県	51	51	1,189	0	1,189	23
083 岡山市	24	24	2	284	286	12
100 倉敷市	86	86	4,457		4,457	52
034 広島県	105	84	1,835	63	1,898	23
073 広島市	59	59	770	521	1,291	22
074 呉市	19	15	147	69	216	14
091 福山市	87	87	6,022	314	6,336	73

【北九州事業対象地域】

自治体名	掘り起こされた事業者数 (H)	掘り起こされた事業者数うち 台数報告のあった事業者数 (I)	掘り起こされた安定器の台数			
			保管中 (J)	設置中 (K)	総台数 (L)=(J)+(K)	発見事業者あたり 発見台数 (L)/(I)
035 山口県	45	45	244	316	560	12
075 下関市	10	10	120	2	122	12
036 徳島県	47	47	908		908	19
037 香川県	16	16	288	53	341	21
097 高松市	11	10	93	43	136	14
038 愛媛県	54	54	5,012		5,012	93
089 松山市	17	17	40	46	86	5
039 高知県	15	12	58		58	5
092 高知市	37	23	338	59	397	17
040 福岡県	109	—	—	—	—	—
076 北九州市	12	12	1,229		1,229	102
077 福岡市	36	36	198	100	298	8
112 久留米市	22	22	199	1	200	9
041 佐賀県	162	162	1,269	0	1,269	8
042 長崎県	41	32	220	324	544	17
079 長崎市	32	27	32	386	418	15
080 佐世保市	4	4	3	27	30	8
043 熊本県	11	9	779	631	1,410	157
081 熊本市	8	8	54	110	164	21
044 大分県	7	7	425	54	479	68
088 大分市	11	11	55	43	98	9
045 宮崎県	22	21	602		602	29
093 宮崎市	82	5	35	0	35	7
046 鹿児島県	7	7	30	0	30	4
082 鹿児島市	26	26	539	3	542	21
047 沖縄県	18	18	231	24	255	14
119 那覇市	11	11	12	0	12	1
小計	1,491	1,235	28,853	4,435	33,288	27

## II. 安定器掘り起こし調査 調査方法について

### (1) 安定器掘り起こし調査で有効であったと思われる点について

貴都道府県市の PCB 使用安定器を対象とした掘り起こし調査で有効であったと思われる点についてご回答ください。

安定器掘り起こし調査で有効であったと思われる点について、各自治体より得られた回答を以下に示す。

- ・ 委託調査において、調査実施前にオートコール（調査対象者に対して自動音声により一斉架電を行い、調査の実施について事前周知）を行うほか、金融機関やコンビニ等に PCB に関するポスター・パンフレットを掲示するなど PCB 調査や処理に必要性等について多様な広報を展開することで、回答率が大きく向上した。
- ・ アンケート不明回答者への技術的な電話確認や立入検査
- ・ フォローアップで未回答事業者に回答の督促電話をするとともに、電話で回答を得ることで回答回収率が向上した。
- ・ 未回答、未達事業者について、53 年時点のゼンリン地図に掲載されていない建物を除外することで、調査の重点化を図ることができた。
- ・ 掘り起こしアンケート調査実施前に、電気工事関係団体に対し掘り起こし調査の趣旨を説明のうえ調査への協力を文書で依頼した。団体の要望に応じて、理事会等で調査内容の説明を行った。
- ・ 電気工事業者向けに、PCB 安定器の判別方法についての説明会を行った。
- ・ 環境省提供データを用いて掘り起こし調査を開始した。未回答・未達事業者については、現在、家屋課税台帳を用いて建築年月や建物用途によるふるい分けを行っている。その結果、古い事業用建物を保有する事業者が選別でき、調査の効率化を図っている。（約 4 割にまで縮小できる見込みである。）
- ・ 郵送調査で回答のなかった調査対象者に対し、委託業者の調査員が訪問調査を行うことで、対象者からの問合せが増えた。（回答率の上昇につながると考えられる。）
- ・ 調査票に PCB 含有安定器が発見された場合の対応を細かに記載したため、同機器発見後の事業者フォローがスムーズになった。
- ・ 回答方法を郵送以外にも電話、FAX、回答フォーム等での受付を可能とした。
- ・ 問い合わせ先を委託業者、財団、県の 3 者とすることで問い合わせ対応業務を分散した。
- ・ PCB 使用、不明安定器ありと回答した者に対し、届出指導及び再確認の依頼を行ったところ、約 4 割の者が実際には PCB はなかったと回答した。
- ・ PCB 使用、不明安定器ありと回答した者に対し、地域のシルバー人材センターによる訪問調査を実施。大多数の者と面会することが出来た。
- ・ 環境省で新聞広告、TVCM、特集番組を通して PCB について広く啓発していただいたこと（令和元年度）。

- ・ 作業の効率化のため、本来は調査対象に含めるべきではない建物種別について、県の調査実績を根拠として、調査対象外と判断することによって、回答率が向上した。
- ・ 最終通知を配達証明郵便にし、調査依頼文書に初めて罰則等の不利益を明記したところ、回答率が向上した（最終通知のみの回答率約 50%）。
- ・ 配達証明郵便で未到達であった者に対して、普通郵便で最終通知を再送したところ、多くの回答を得られた。
- ・ 掘り起こし調査にあわせて、テレビ CM 放送を実施
- ・ 掘り起こしアンケート調査票に「照明器具 安定器の調査方法」についての資料を同封し、回答者自身でもある程度、調査出来るようにしたことが有効であったと思われる。
- ・ 調査に関するチラシを同封した。
- ・ 設問数を 4 つに絞り、はい又はいいえに丸を付けるだけで回答可能なシンプルな調査票にしたこと。
- ・ 説明資料を当初 A 4 何枚かだったのを A 3 見開き 1 枚に押さえることで見やすくした。
- ・ 県の HP に記事を掲載し、オレオレ詐欺等と間違われないようにした。
- ・ アンケート調査で「不明」と回答のあった事業者に電話確認や現地確認をしたことで、調査の精度を向上させることができた。
- ・ 該当ありと回答のあった事業者でも実際には非該当であるケースが多いため、現地調査が有効。
- ・ 現地調査において、高所でアクセスできない安定器に対して、高倍率ズームカメラが場合によっては有効。
- ・ 九州地方環境事務所作成の PCB 安定器判別方法の資料が有用。
- ・ 調査票の送付に際し、回答率の向上を目的に公用の封筒を利用した。
- ・ テレビ CM により、「今なら補助金」のワードが自ら調査に応じる起因になった。
- ・ 調査票の送付時期にあわせて公共交通機関へ広告を掲載した。
- ・ 調査票に所管課のメールアドレスを記載し、調査実施者が PCB 含有有無の判断に迷った際は安定器のラベル写真を所管課へメール送付するよう案内した。
- ・ 昨年度の調査対象リストについて、過去と現在の住宅地図の比較等により精査を行い調査対象の絞り込みができた。
- ・ WEB 情報、ブルーマップ、過去と現在の住宅地図の比較、Google Maps を利用した宛先調査や、建設リサイクル法に伴う解体届等、その他各種届出等（食品衛生営業許可、大気、騒音、振動）を活用した宛先調査。
- ・ みなし PCB と判断した安定器について、バランス台による再判別を行った結果、対象外と判断できたケースがあった。
- ・ 最終通知文に JESCO の連絡先等の案内を入れたことで、最終通知文に関する問い合わせ時に JESCO での処理についての案内がスムーズにできた。
- ・ 既に事業を止められ、法人代表者が亡くなっている先からの問い合わせが複数あり、実際に、高濃度 PCB 廃棄物が見つかった点。
- ・ 現地訪問調査は、調査内容等を正確に伝達することができ、回答が早い。
- ・ 建物の建造年数や照明器具の全改装時期などを記入して頂き、PCB の対象年から外れると、アンケートを終了するような記入様式にした。

- ・ 企業規模に対し処理実績が少ないところ等に対し、ヒアリングや現地調査も行った。
- ・ 電気工事業者において、本市へPCB有無の判断を相談したところへは、環境省作成のPCB安定器判別資料を提供した。
- ・ 県宅地建物取引業協会のセミナー内で、PCB安定器掘り起こし調査の説明を行った。
- ・ 家屋課税台帳から調査対象となる物件を明示することで、アンケート調査が効率よく行う上で有効だったと思われる。
- ・ 高齢者が多く調査が困難との相談が複数寄せられた。相談に対し、職員が事業場に訪問し、事業者立会いの下、調査を行った。
- ・ 調査対象者より、「自分で調査するのが難しい」との問い合わせが多数あったため、市内の電気工事関係の協会に協力を依頼し、調査可能な業者の名簿の提供を受けたり、調査に関して会員に周知していただいた。
- ・ 安定器だけではなく、その他のPCB汚染物についても併せて調査したことが有効であった。総ざらいについても、有効であった。
- ・ 調査対象者自身で調査出来ないことが予想されたことから、調査記入要領に住宅電気工事センターの電話番号を掲載した。
- ・ R2年10月に未回答者に対し文書によるフォローアップ調査を行ったが、回答期限前に電話督促し、期限後、速やかに文書督促を実施した結果、初回調査と同等の回答率を得られた。
- ・ 対象建物所有者が高齢で調査することが困難である場合、職員が当該建物に立入を行い、銘盤を確認することで、効果的にPCB使用安定器の有無を確認することができた。
- ・ 調査票を2年に渡り、4回送ったことで、返送率が上がった。
- ・ 第1回掘り起こし調査後、調査できる電気事業者を教えてほしいとの意見があり、事業者向け技術研修を行った。その事業者リストがフォローアップ調査で役立ち、実際に利用されて掘り起こしが進んだ。
- ・ 最終通知を黄色の紙に印刷し、封筒の表へ赤字で大きく、【重要（最終通知）書類をご確認ください】と記載したことで、あわてて連絡をしてくる事業者が多くいた。今まで反応がなかった対象からも多く連絡があったため有効と思われる。
- ・ 掘り起こしアンケート調査実施前に、電気商業組合へ当該調査を実施する旨を伝え、事業者が調査依頼をする窓口を作っておいたこと。
- ・ 銘板不鮮明等の安定器に対するPCB使用有無の判断材料とするため、力率計算が可能なクランプメータを購入した。また、バランス台を活用した。
- ・ フォローアップでPCB廃棄物があるかわからないという事業者に対して、電話をすることで回答率が増加した。
- ・ 持主だけでなく、借主に直接訪問したことにより、回答率が増加した。
- ・ 家屋課税台帳情報と住民基本台帳情報を突合せ、掘り起こしアンケート調査票の未達率低減を図った。
- ・ 高所に設置されている銘板等の確認のために7.5m自撮り棒を使用した。
- ・ フォローアップ調査の送付封筒に「〇回目のお願ひ」と記載した。
- ・ 返信用封筒（郵便切手代は県負担）を同封した。

- ・ 固定資産税の納税通知書に期限内処理に関するチラシを同封し、漏れなく周知を行った。
- ・ 費用負担の心配する事業者に対し、助成制度の案内（新たな収運費用等の助成を含む）を行い不安緩和を行った。
- ・ ハガキを使用した方が、相手方の目につきやすく、問い合わせが多い。

## (2) 安定器掘り起こし調査で改善が必要と思われる点について

貴都道府県市の PCB 使用安定器を対象とした掘り起こし調査で改善が必要と思われる点についてご回答ください。

安定器掘り起こし調査で改善が必要と思われる点について、各自治体より得られた回答を以下に示す。

- ・ 調査対象者には高齢者や個人事業者が多く、依然として PCB に関する認識不足が確認されるため、回答率の向上や今後の処理促進につなげるためにも継続的な広報が必要である。
- ・ PCB 含有照明器具の売却者責任を問われる観点から調査に消極的になっている一部の電気工事業工業組合がある。
- ・ 建物登記簿データをベースにアンケート調査を行ったところ、苦情が多くあったため、法務局データの正確性を高めたほうが良いと考えられる。（関係者が変更届出を行っていないことが故人に発出された主な要因ではあるが…）
- ・ 一部の電気主任技術者において PCB に対する認識不足が見られた。
- ・ メーカーに銘板情報を問合せでも不明との回答があった。
- ・ 設置者から調査を頼まれた一部の電気店では「建物が古い＝PCB 安定器がある」と認識しており、安定器の確認をせずに「PCB あり」と回答している事例が少なからず存在する（有の 9 割り以上が誤回答だった）。
- ・ 一般の方が、処分、収集運搬及び自治体への届出等の手続きを一度に行うことは、費用的な負担に加え、精神的な負担も大きく、処理が滞る一因になると思われる。
- ・ 事業者が電気工業者に委託して、安定器銘板調査等をする際の費用負担に関する苦情が多い。
- ・ アンケート郵送調査（業務委託）において、詐欺と疑われるケースが多発した。
- ・ 調査を委託した際に、調査票の返送先が県外の住所だったため、回収率が低かった。
- ・ 調査実施について、本県広報紙、本県管轄内市町村広報紙、本県ホームページでも周知を行ったが、周知不足であるとの苦情を多く受けた。
- ・ 調査費用について苦情が多かった。
- ・ 一部の電気工業者においては、対象者からの調査依頼を断るケースがあった。
- ・ 調査が難しいという苦情が多い。
- ・ 主たる建物が居宅であっても、物置・倉庫を調査対象物件としたが、混乱を招いた恐れがある。
- ・ 郵送した調査票を読まずに処分したり、督促の架電を不審電話ととられるケースが散見される。

- ・ 自分には関係ないので回答しないと答えた事業者が多くみられた。
- ・ 高圧受電設備と違い、定期的に診てくれる業者が居ないため、「行政が直接来て調べてほしい」という要望が多い。
- ・ 「事務所兼住居なので、事業用はない」と主張する者が多い。業務用か家庭用かを判別するより簡便な方法があればわかりやすいと思われる。
- ・ 調査費用の補助制度に対する苦情もあった。(申請が複雑、補助額が調査費用の 1/10 と小さい等)
- ・ 提供のあったリストには、廃業等が多数含まれており、調査が困難となっている。
- ・ 回答精度が低く、複数回の調査が必要な場合が多々ある。
- ・ 一部の電気工事業者が、PCB の有無にかかわらず照明を交換するよう対象者に求めている。
- ・ 調査票未達者に対し、現地訪問調査を行ったが建物があっても対象者不在、空き家のため、外観では安定器の有無が判断できず、継続調査となってしまう。
- ・ 処分期限までに調査をお願いしているが、調査費用を捻出したくない事業者は未回答となり、最終的に職員が現地調査せざるを得ない状況となっている。
- ・ マニュアルにある詳細な掘り起こしアンケート調査票の「不明」の回答欄の存在により、回答受理後の対応に苦慮した。
- ・ 一般居宅に近い建物所有者が調査対象者となってしまったため、建物種別の絞込みが必要。
- ・ 最終通知を発送したところ、多くの未達が発生したが、その中でも、郵便局での保管期間超過して返送されたもの(対象者には不在通知を差し置き)が最も多かった。
- ・ 掘り起こし調査と各種届出を混同して把握されるケースが多数ある。
- ・ 事業者へのアプローチ方法などについて国からある程度統一したものを示してほしい。
- ・ 調査出来る会社をインターネットで公表する等しているサイトがあれば良いかもしれない。
- ・ 離島のため、対象事業者が普段島外に居住している場合、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあって、調査のために来島することが難しいというケースがあった。
- ・ 廃業している又は近々廃業予定の場合は対象外だと考えている事業者が多くみられた。
- ・ 保健所職員に確認を求められることがあったが、照明器具の銘板が見えない場合、保健所職員では安定器まで確認することは難しいと思われる。
- ・ アンケート調査時期に、テレビCM等による広報を行うことで、回答率が向上する等により効果的な調査となると思われる。
- ・ 県内の事業所に一気に発送したため、コールセンターがパンクしてしまい、業務に大きな影響が出た。
- ・ 改善命令違反時の刑罰等について記載したところ、返送も増えたが苦情も多かった。
- ・ どうしてメーカーがリコールのようにならないのか、という意見も多く、環境省や県が広報するだけでなく、メーカーもHP以外の何らかの周知に努めた方が説得力が上がると思った。
- ・ アンケート調査の締切後も回答が提出されることがあり、対応が必要となった。
- ・ 電気工事業者が PCB ありと判断したケースにおいて、県が確認したところ、ほとんどが

非 PCB であり、電気工事業者へのより詳細な周知等が必要。

- ・ 高所にある安定器の調査が困難なケースが多い(高所作業車など事業者にとって簡単には利用できない)。
- ・ TVCM が短すぎて、具体的にどう行動すればよいかわからず、PCB の毒性、罰則に対する不安だけを植え付けられた視聴者が多い。また、新聞広告もせっかくの広い紙面を大きなイラストに割き、内容的にも TVCM と大差がないなど、媒体に応じた工夫が感じられなかった。
- ・ コロナの影響もあり、費用についての苦情や費用が出せない等の苦情がある。可能であれば処分期間の延長をして頂きたい。
- ・ 一廃安定器とせざるを得ないケースが判明している。
- ・ 調査及び交換にあたっての補助金交付申請手続について、必要な書類が多くかつ手続き方法の案内が不親切であるとの苦情が多い。
- ・ 対象建物がアパートの場合、各戸のドア周辺にある照明器具のみが調査の対象となることが多いが、PCB を含まない照明器具であることがほとんどであるため、調査対象の照明器具から除外したほうが調査はスムーズに進行する。
- ・ コロナ禍の影響により、立入検査等が困難となっている。
- ・ 銘板情報が判読不能な安定器は、平成 30 年 7 月 31 日付通知「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく行政処分等の実施について」にあるとおり、行政処分の対象とはならないため、「みなし」として事業者へ処理勧奨を行う際、説明に苦慮した。
- ・ 自家用電気工作物と違い、事業をしていない相続しただけの個人所有者も多く、調査費用・処理費用の負担が経済的に苦しい。
- ・ 所有者は廃業後の高齢者も多く、調査の主旨や法令の理解力が乏しいうえに、経済的・身体的にも調査能力が無い。
- ・ 処理期限はあるものの、今すぐ調査を実施する義務が法令上無い。期限間近に調査や PCB 新規発生が駆け込む恐れ有り。
- ・ 調査要領等による説明資料は送付しているものの、どう調査したか確認がとれるような手段や基準が定められていないため、PCB 該当無の回答であっても、実際には PCB 該当機器が残ったまま確認漏れしている可能性が高い。
- ・ 誰に調査を依頼すればよいかわからないという声も多い。調査にあたって明確な資格が定められているわけでもなければ、自治体は立场上特定の事業者を紹介するわけにもいかず、案内先に苦慮している。また、詐欺案件が起こっているなかで、信用に足る調査業者の具体的な候補すら提示できない現状は、掘り起こし調査を進める上でかなり苦しい。
- ・ 処分場、処理期限が同じであるにも関わらず、掘り起こし調査対象の選定方法が自治体間で違い過ぎる。
- ・ 大企業の中にある関連会社における調査漏れが多い。
- ・ 更新工事で取り外した機器が新しい倉庫に保管され見落とされている。
- ・ 調査費用についてや処理責任が国やメーカーではなく、所有者にあることに対する苦情が多い。
- ・ 調査対象者の多くが高齢の個人であり、ペール缶やドラム缶などの荷姿登録等の手続きが

難しい。

- ・ 除外可能な建物種類が居宅附属の物置及び車庫しか示されていないため、例えばその他蓋然性の低い建物種類や平米数を追加する等、調査対象の更なる絞り込みについてマニュアルで示して欲しい。
- ・ 調査が進行中であるため困難であるが、日々の数値の集計や調査対象者への対応状況等が整理しやすい調査システムを国で作成してくれればよいと感じる。
- ・ 本市において、2階建の共同住宅や床面積が数平方メートルの物置などから発見された事例は無い。このような全国の調査の実績を集約し、対象を絞り込むことができればより効果的に調査ができると感じる。
- ・ 経済センサス情報ではテナント事業者には通知発送している。フォローアップを重ねても最終通知時にテナント事業者であり、所有者にアンケート送付してほしいと回答されるケースが多々あり、調査票を送りなおす必要があった。
- ・ 今年度、訪問調査をメインに行ったが、門前払いを受けるケースが多く、対応に苦慮している。
- ・ 収集運搬費用が高額であるという苦情が多い。
- ・ 町工場など、製造機器が備え付けられており、高所の調査に係る費用の捻出に苦勞する事業者が多数存在した。
- ・ LED 化補助制度について、多くの事業者から、手間と時間を要し、実用性に乏しいとの意見があった。
- ・ 宛名が故人である場合や、廃業した会社や店舗である場合、調査に回答しなくてもいいという認識が強い。

### Ⅲ. 他自治体の参考となるような特徴的な発見事例について

他自治体の参考となるような特徴的な発見事例（変圧器・コンデンサー・安定器・その他汚染物を含む）について、その詳細や発見につながった経緯・掘り起こしの留意点等を次ページの様式に従い可能な限りご回答ください。

秋田県、香川県、鹿児島県、大阪市、熊本市、豊橋市、倉敷市、豊中市より各1件、合計8件の事例報告があった。事例の詳細について、下記に示す。

#### 【発見事例①】

熊 本 市	発見機器	変圧器・コンデンサー	使用・保管の区別	使用
	発見場所	製造工場の真空管式高周波加熱装置内		
	発見状況	掘り起こし調査における再調査にて発見		
	発見・確認の経緯	<p>掘り起こし調査で、受電設備等はPCB無しと回答をしていた事業者に対し、安定器に対し再調査を実施した所、製造装置内に、変圧器・コンデンサーがあるとの回答があり、現地調査を行った。</p> <p>結果、回答の通りであったが、使用中の為、PCBが使用されているのかは確認していないが、製造年から、高濃度のPCBが使用されている可能性がある。変圧器に関しては、すでに製造メーカーが倒産しており、そのメーカーを引き継いでいる業者も存在しておらず、現状は、内部の油を抜いて濃度測定を実施する他は手立てがない。</p> <p>また、現状において現役で稼働している装置であるため、濃度測定のために一時的に(測定の結果、もし高濃度であれば継続して)使用停止となれば、工場自体の操業停止となるため、対応を協議中。</p> <p>なお、コンデンサについてはメーカーに確認が取れ、高濃度ではない(低濃度の可能性あり)との回答を得た。</p>		
掘り起こしの留意点	<p>製造装置の中に使用されている物がある為、工場においては、製造装置についても調査を実施する必要があるが、これは、装置を製造したメーカーにも責任がある事から、すべてを使用している者に責任を負わせるのはいかなものかと思う。その事を踏まえた法整備が必要と思われる。</p>			

#### 【発見事例②】

秋 田 県	発見機器	その他汚染物	使用・保管の区別	保管
	発見場所	冷蔵庫の奥		
	発見状況	冷蔵庫の奥に保管		
	発見・確認の経緯	<p>当該試験研究機関では、1970年代に食品中のPCBの分析を行っており、高濃度PCB標準試薬も使用していた。今年度を実施した調査において、食品を分析していた部署とは別の部署にあった冷蔵庫の奥から、高濃度PCB標準試薬が発見された。なお、発見された試薬は、製造年が1970年のものが7本、1972年のものが6本、製造年不明のものが7本であった。別の部署の冷蔵庫に保管された経緯は不明。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>塩素数別PCB試薬（流動状）12本 十塩化ビフェニル標準品（粉状）1本</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>PCB混合試薬（アロクロル、カネクロル）7本</p> </div> </div>		
掘り起こしの留意点	関係がないと思われる部屋や冷蔵庫から発見される可能性がある。			

### 【発見事例③】

香 川 県	発見機器	コンデンサー	使用・保管の区別	保管
	発見場所	県有の上屋（海岸部の倉庫）		
	発見状況	交換工事により発見。		
	発見・確認の経緯	<p>東芝製蛍光灯安定器に二井蓄電器製コンデンサーがついている。 東芝製安定器は裸安定器であり、PCB不使用。 東芝によると、照明器具は低力率用であり、器具の製造・販売時には力率改善用のコンデンサーを搭載しておらず、コンデンサーは照明器具の購入後に力率改善を目的にユーザーが購入して後付けしたものだと思われる、とのこと。 ケミコン山形によると、コンデンサーの絶縁油に高濃度PCBの使用はないが、微量PCB混入の可能性を完全に否定できない、とのこと。 公共施設であるため、設置時に仕様で高力率の指定があり、コンデンサーを後付けして高力率化したと考えられる。 みなし処理の制度ができる前だったので、濃度を全数調査。計33個のうち26個が低濃度PCB。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>		
掘り起こしの留意点	特に公共施設では、安定器だけでなく後付けのコンデンサーの有無について確認する必要がある。			

### 【発見事例④】

大 阪 市	発見機器	コンデンサー	使用・保管の区別	保管
	発見場所	もと事業場内（平成21年4月自家用電気工作物廃止登録）		
	発見状況	もと事業場の奥の端に電気用具や工具がまとめて置かれていた一番奥に金属製の保管容器がダンボールで覆われた状態		
	発見・確認の経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P協データにあり、電気事業法データでも廃止が確認できるもののJESCO登録リストにないため、掘り起こし調査（フォローアップ調査）対象とした。</li> <li>・経産省の担当者において令和2年1月に電話で、「もと事業場のキュービクル内に保管中」と聞き取った記録があった。</li> <li>・もと事業場の裏に廃止届出者と同じ氏名の居宅があったので、令和2年12月に掘り起こし調査票を投函した。</li> <li>・数日後、娘婿から電話があり、廃止届出者は介護福祉施設に入所（認知症あり）したので、代わりに立入調査に協力してくれることとなった。</li> <li>・キュービクルを探したが見つからず、キュービクルを置いていたと思われるところには何もなかった。</li> <li>・もと事業場の奥の端に電気用具や工具がまとめて置かれており、その一番奥にダンボールで覆われた、コンデンサーと同じ大きさ位の金属製の保管容器が見つかった。</li> <li>・保管容器のふたを開けるとコンデンサー1台がびったりと入っていた。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>		
掘り起こしの留意点	10年以上前になると点検業者のデータも削除され、個人事業者の場合、保管状況を知る者が他にいないので代わりに処分してくれる者もなく、残っていることがある。			

### 【発見事例⑤】

豊橋市	発見機器	その他汚染物	使用・保管の区別	保管
	発見場所	電車内		
	発見状況	運転席付近の制御盤		
	発見・確認の経緯	掘り起こし調査のフォローアップを行ったところ、架電があり、電車のブレーキを制御しているコンデンサー（3キロ以下）に高濃度PCBが含有されているとの報告があった。ブレーキメーカーが所有者に申し、高濃度PCBが入っていることが発覚した。		
掘り起こしの留意点	フォローアップ調査を行うことは有用である。			

### 【発見事例⑥】

豊中市	発見機器	変圧器・コンデンサー	使用・保管の区別	保管
	発見場所	使用をやめた受電設備		
	発見状況	PCB安定器調査がきっかけで、受電設備の調査が行われた		
	発見・確認の経緯	特措法施行以前に自家用電気工作物の使用を廃止していたため、市では全く把握できていなかった事業者について、昭和52年以前に建築された建物というくりに行った安定器のPCB調査を契機に、高濃度PCB廃棄物等が発見された。		
掘り起こしの留意点	建築物の解体届出を受けて実施している、解体パトロールの際に併せてPCB調査も行っている。古い工場等にはPCB廃棄物がある可能性が比較的高い。			

### 【発見事例⑦】

倉敷市	発見機器	コンデンサー	使用・保管の区別	保管
	発見場所	保管庫		
	発見状況	低濃度PCB廃棄物の疑いありとして保管中		
	発見・確認の経緯	<p>銘板情報では高濃度PCB不含有であったが、分析したところ高濃度PCB含有（1,000,000mg/kg）であった。このことから、銘板が付け替えられていた疑いがある。</p> <p>コンデンサの銘板情報 種類：コンデンサ 数量：1基（31kg） 型式：OF式 品番：ZB-66303R-7 製造年：1974年4月 メーカー：松下電器産業㈱ 本市ではこの事例のほか、銘板付け替えが疑われる事案が3件発生している。</p>		
掘り起こしの留意点	発見された高濃度PCB含有コンデンサの銘板は、松下電器産業製が3基（いずれもOF式、定格容量30kVa、定格電圧6600V、重量31kg）、日本コンデンサ工業㈱製1基（定格容量20kVa、型式66020R、重量31kg）			

### 【発見事例⑧】

鹿児島県	発見機器	コンデンサー	使用・保管の区別	保管
	発見場所	屋上キュービクル内		
	発見状況	屋上に設置された廃止キュービクルの内部に取り付けられたままの状態		
	発見・確認の経緯	<p>自家用電気工作物設置者リストに記載はなかったが、P協データに記載があったため、調査を行った。</p> <p>建物の登記情報を取得した結果、当該建物の所有権は、P協データの所有者から別法人へ移転していることが判明した。</p> <p>当該別法人の法人登記情報を取得した結果、既に解散していたが、監査役と接触することができ、当該建物への立入について了解を得た上で、職員が立入を行った結果、高濃度PCB含有コンデンサーが設置されていることを確認した。</p>		
掘り起こしの留意点	-			



IV. 都道府縣市自ら保管及び所有する高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品について

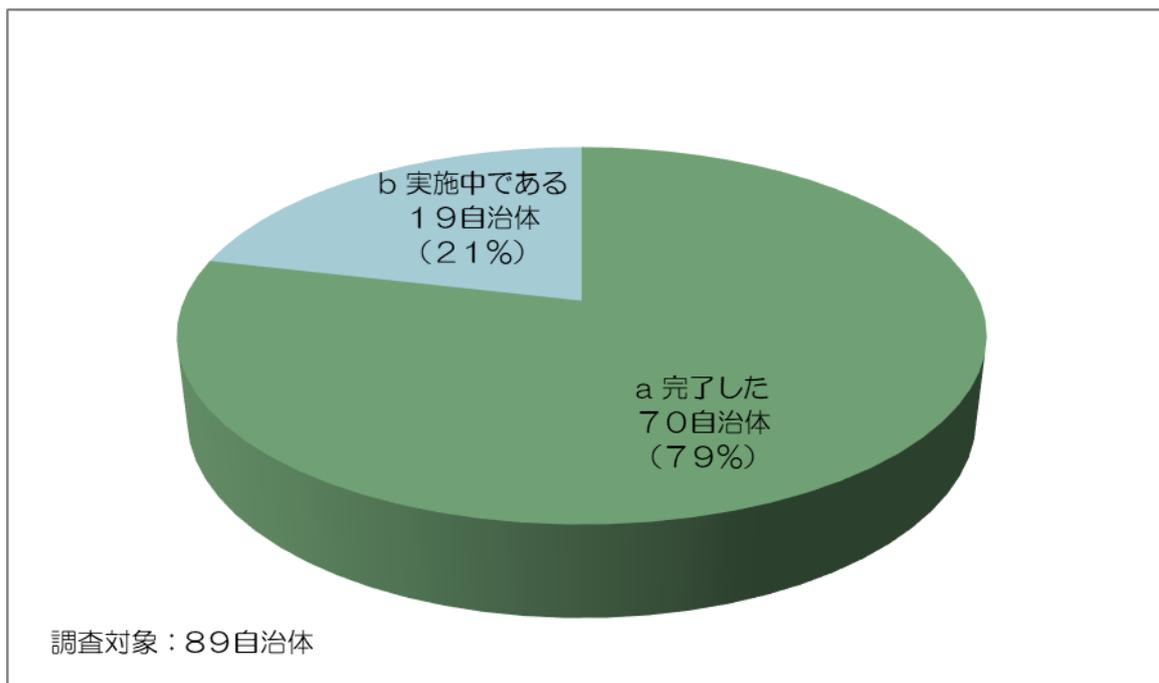
1. 貴自治体が所有している施設における変圧器・コンデンサーの掘り起こし状況について

(1) 掘り起こし状況

貴自治体が所有している施設における変圧器・コンデンサーの掘り起こし状況についてご回答ください。

調査対象 89 自治体

内 容	今回調査
a 完了した	70 自治体
b 実施中である	19 自治体



自治体名	完了	実施中	終了予定年月	自治体名	完了	実施中	終了予定年月
001 北海道	○		-	066 大阪市	○		-
002 青森県	○		-	067 堺市	○		-
003 岩手県	○		-	068 東大阪市	○		-
004 宮城県	○		-	069 神戸市	○		-
005 秋田県	○		-	070 姫路市	○		-
006 山形県		○	令和3年3月	071 尼崎市	○		-
007 福島県	○		-	072 和歌山市	○		-
008 茨城県		○	令和3年3月	084 宇都宮市	○		-
009 栃木県		○	令和3年10月	085 富山市	○		-
010 群馬県	○		-	086 秋田市	○		-
011 埼玉県	○		-	087 郡山市	○		-
012 千葉県	○		-	090 豊田市	○		-
013 東京都		○	令和3年3月	094 いわき市	○		-
014 神奈川県	○		-	095 長野市		○	令和3年3月
015 新潟県	○		-	096 豊橋市		○	令和3年3月
016 富山県	○		-	098 相模原市	○		-
017 石川県		○	令和3年1月	099 西宮市	○		-
018 福井県	○		-	101 さいたま市	○		-
019 山梨県		○	令和3年3月	102 奈良市	○		-
020 長野県	○		-	103 川崎市	○		-
021 岐阜県	○		-	104 船橋市	○		-
022 静岡県	○		-	105 岡崎市		○	令和3年3月
023 愛知県	○		-	106 高槻市	○		-
024 三重県		○	令和3年3月	108 青森市	○		-
025 滋賀県	○		-	109 八王子市	○		-
026 京都府	○		-	110 盛岡市	○		-
027 大阪府	○		-	111 柏市	○		-
028 兵庫県	○		-	114 前橋市	○		-
029 奈良県	○		-	115 大津市	○		-
030 和歌山県	○		-	116 高崎市	○		-
050 旭川市	○		-	118 豊中市		○	令和3年1月
051 札幌市	○		-	120 枚方市	○		-
052 函館市	○		-	121 越谷市		○	令和3年3月
054 仙台市		○	令和3年2月	122 八戸市	○		-
055 千葉市	○		-	124 福島市	○		-
056 横浜市		○	令和3年3月	125 川口市	○		-
057 川崎市		○	令和3年3月	126 八尾市	○		-
058 横須賀市		○	令和3年3月	127 明石市	○		-
059 新潟市	○		-	130 山形市		○	令和3年3月
060 金沢市		○	令和3年2月	131 福井市	○		-
061 岐阜市	○		-	132 甲府市	○		-
062 静岡市	○		-	133 寝屋川市	○		-
063 浜松市	○		-	134 水戸市	○		-
064 名古屋市		○	令和3年3月	135 吹田市	○		-
065 京都市	○		-	合計	70	19	

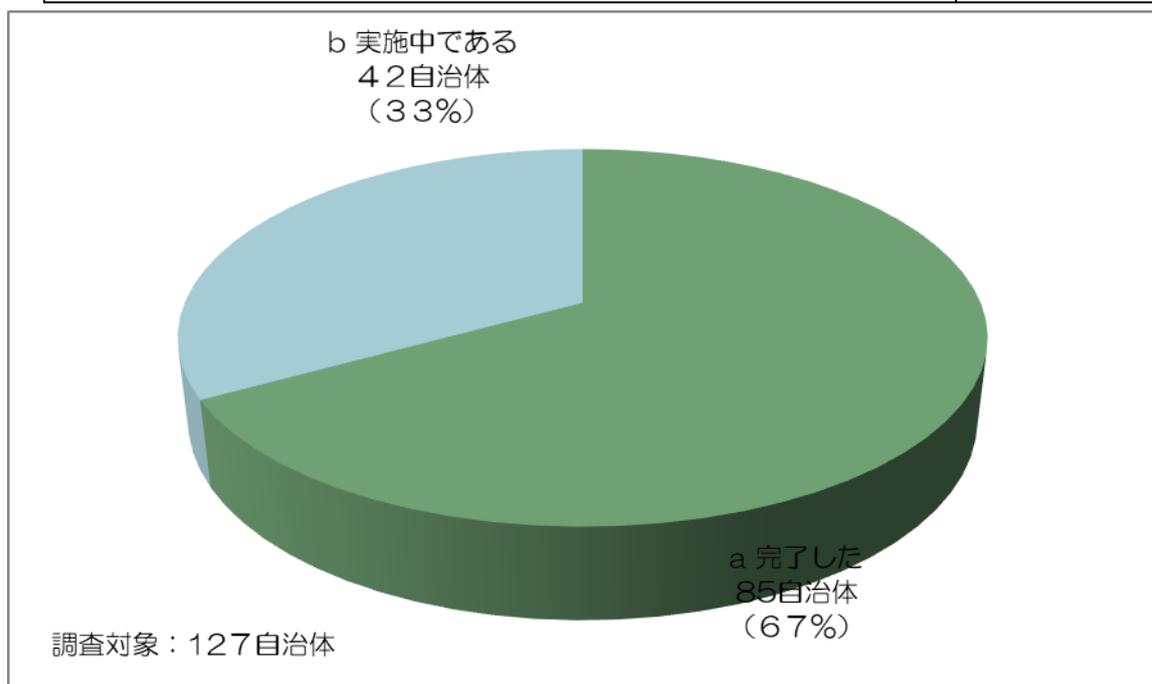
## 2. 貴自治体が所有している施設における安定器の掘り起こし状況について

### (1) 掘り起こし状況

貴自治体が所有している施設における安定器の掘り起こし状況についてご回答ください。

調査対象 127 自治体

内 容	今回調査
a 完了した	85 自治体
b 実施中である	42 自治体



### (2) 終了予定年月

処分の終了予定年月をご回答ください。未定の場合はその理由をご記入ください。

調査対象 42 自治体

内 容	今回調査
未定と回答	4 自治体

#### (未定の理由)

- ・ 高所作業等が必要な照明器具について継続調査中であるが、令和3年度中には調査が完了する見込。
- ・ 各部署によりそれぞれ調査が実施されているため。
- ・ 一部の施設において、使用している照明器具等にPCB使用の有無が確認できていないことから、次年度に向け、専門の業者に調査委託を行うための予算措置を行っている最中であるため。
- ・ 調査対象施設を管理する課に、調査及び処理までを依頼しているため。

### (実施中である理由)

※豊田・大阪・北九州事業エリア自治体のみ回答

- ・ 大半の事業者の最終通知は令和2年10月に完了したが、マニュアルに基づき未達事業者の連絡先確認調査及び連絡先が判明した事業者に対する調査を12月まで行っていたため、当該調査の未回答者に対する最終通知は1月となった。
- ・ 完了していたが、新規保管が確認されたことから、再調査を実施している。
- ・ 最終通知は昨年9月に発出済みであるが、確認が必要と判断した事業所に対しては、引き続き、電話による確認及び立入を実施している。
- ・ 現地調査を行った際、調査依頼した事業所で未実施のものや解体予定と回答があった事業者で建物が残置しているが調査を実施しているか確認が取れないものがあるため。
- ・ 現在、原課へ掘り起こし結果について照会をしており、その結果待ちのため。
- ・ 保有事業者と連絡が取れており、今後調査実施の見込みがあるため。

自治体名	完了	実施中	終了予定年月	未定	自治体名	完了	実施中	終了予定年月	未定
001 北海道		○	令和3年3月		068 東大阪市	○		-	
002 青森県		○	令和4年3月		069 神戸市	○		-	
003 岩手県	○		-		070 姫路市	○		-	
004 宮城県	○		-		071 尼崎市	○		-	
005 秋田県		○		○	072 和歌山市	○		-	
006 山形県		○	令和4年3月		073 広島市	○		-	
007 福島県	○		-		074 呉市	○		-	
008 茨城県		○	令和3年3月		075 下関市		○	令和3年2月	
009 栃木県		○	令和4年3月		076 北九州市	○		-	
010 群馬県		○	令和3年3月		077 福岡市	○		-	
011 埼玉県		○	令和4年3月		079 長崎市	○		-	
012 千葉県		○	令和3年9月		080 佐世保市	○		-	
013 東京都		○	令和4年3月		081 熊本市	○		-	
014 神奈川県	○		-		082 鹿児島市	○		-	
015 新潟県	○		-		083 岡山市	○		-	
016 富山県	○		-		084 宇都宮市		○	令和4年4月	
017 石川県		○	令和3年11月		085 富山市	○		-	
018 福井県	○		-		086 秋田市		○	令和3年3月	
019 山梨県		○	令和4年3月		087 郡山市		○	令和4年3月	
020 長野県	○		-		088 大分市	○		-	
021 岐阜県	○		-		089 松山市	○		-	
022 静岡県	○		-		090 豊田市	○		-	
023 愛知県	○		-		091 福山市	○		-	
024 三重県	○		-		092 高知市	○		-	
025 滋賀県	○		-		093 宮崎市		○	令和3年3月	
026 京都府	○		-		094 いわき市		○	令和4年3月	
027 大阪府	○		-		095 長野市		○	令和4年3月	
028 兵庫県	○		-		096 豊橋市	○		-	
029 奈良県	○		-		097 高松市	○		-	
030 和歌山県	○		-		098 相模原市	○		-	
031 鳥取県	○		-		099 西宮市	○		-	
032 島根県	○		-		100 倉敷市	○		-	
033 岡山県	○		-		101 さいたま市		○	令和3年3月	
034 広島県		○	令和3年1月		102 奈良市	○		-	
035 山口県	○		-		103 川越市		○	令和3年3月	
036 徳島県	○		-		104 船橋市	○		-	
037 香川県	○		-		105 岡崎市	○		-	
038 愛媛県		○	令和3年1月		106 高槻市	○		-	
039 高知県	○		-		108 青森市	○		-	
040 福岡県	○		-		109 八王子市		○	令和4年3月	
041 佐賀県	○		-		110 盛岡市		○	令和4年3月	
042 長崎県	○		-		111 柏市	○		-	
043 熊本県	○		-		112 久留米市	○		-	
044 大分県	○		-		114 前橋市	○		-	
045 宮崎県	○		-		115 大津市	○		-	
046 鹿児島県		○	令和3年2月		116 高崎市	○		-	
047 沖縄県	○		-		118 豊中市	○		-	
050 旭川市		○	令和3年3月		119 那覇市	○		-	
051 札幌市		○	令和3年9月		120 枚方市	○		-	
052 函館市	○		-		121 越谷市		○	令和3年3月	
054 仙台市		○		○	122 八戸市		○	令和3年3月	
055 千葉市	○		-		124 福島市		○		○
056 横浜市		○	令和4年3月		125 川口市	○		-	
057 川崎市		○	令和4年3月		126 八尾市	○		-	
058 横須賀市		○	令和3年3月		127 明石市	○		-	
059 新潟市		○	令和3年6月		128 鳥取市	○		-	
060 金沢市		○	令和3年2月		129 松江市		○	令和3年1月	
061 岐阜市	○		-		130 山形市		○	令和4年3月	
062 静岡市	○		-		131 福井市		○	令和4年3月	
063 浜松市	○		-		132 甲府市		○		○
064 名古屋市	○		-		133 寝屋川市	○		-	
065 京都市	○		-		134 水戸市		○	令和3年1月	
066 大阪市	○		-		135 吹田市	○		-	
067 堺市	○		-		合計	85	42		4

## V. 保管事業者への指導等の状況について

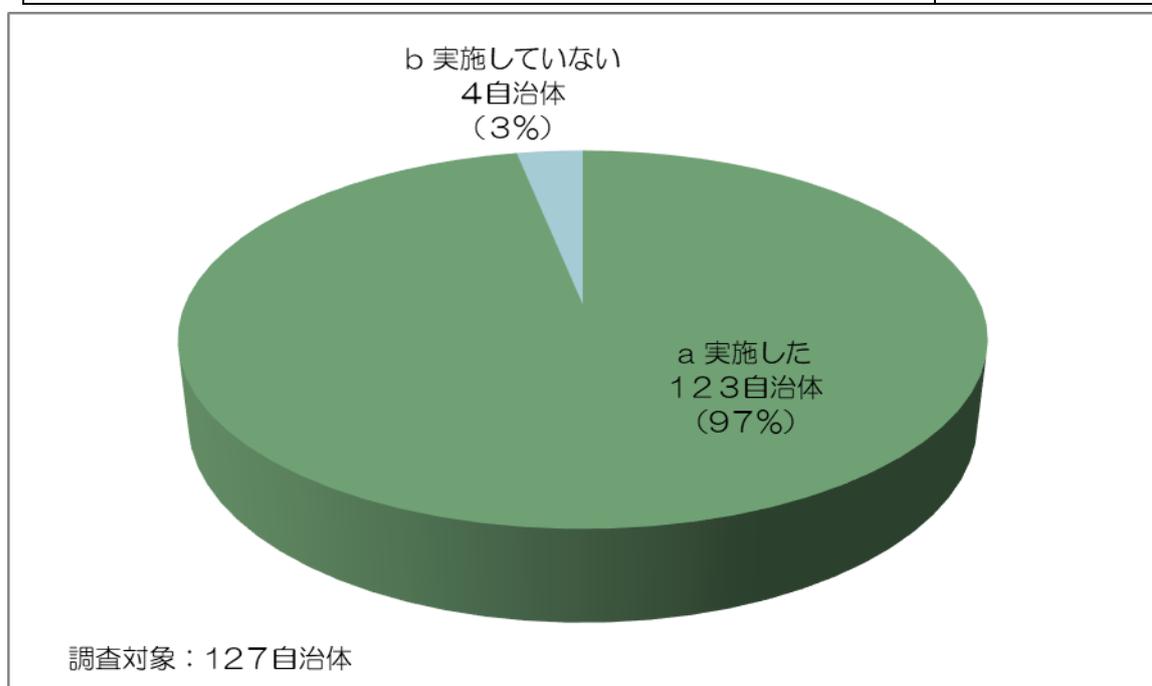
### 1. 保管事業者への指導・助言について

#### (1) 立入検査の実施状況

貴都道府県市において、PCB 特措法第 8 条に基づき届出を行っている保管事業者又は高濃度 PCB 廃棄物であることの疑いのあるものを保管する事業者等に対して、令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月末の間、立入検査等（法令に基づく立入検査の他、任意の保管場所の確認等を含む。）を実施状況についてご回答ください。

調査対象 127 自治体

内 容	今回調査
a 実施した	123 自治体
b 実施していない	4 自治体



#### (未実施の理由)

- ・ 保管事業者については、期限内処分の意思があるため特段立入は不要とした。
- ・ コロナ禍に少数ではあるが、人との接触は自主規制を行った。
- ・ フォローアップ調査を継続中であり、立入検査の対象を選定中のため。
- ・ コロナ禍の影響により立入検査ではなく、電話等による指導を主に実施しているため。

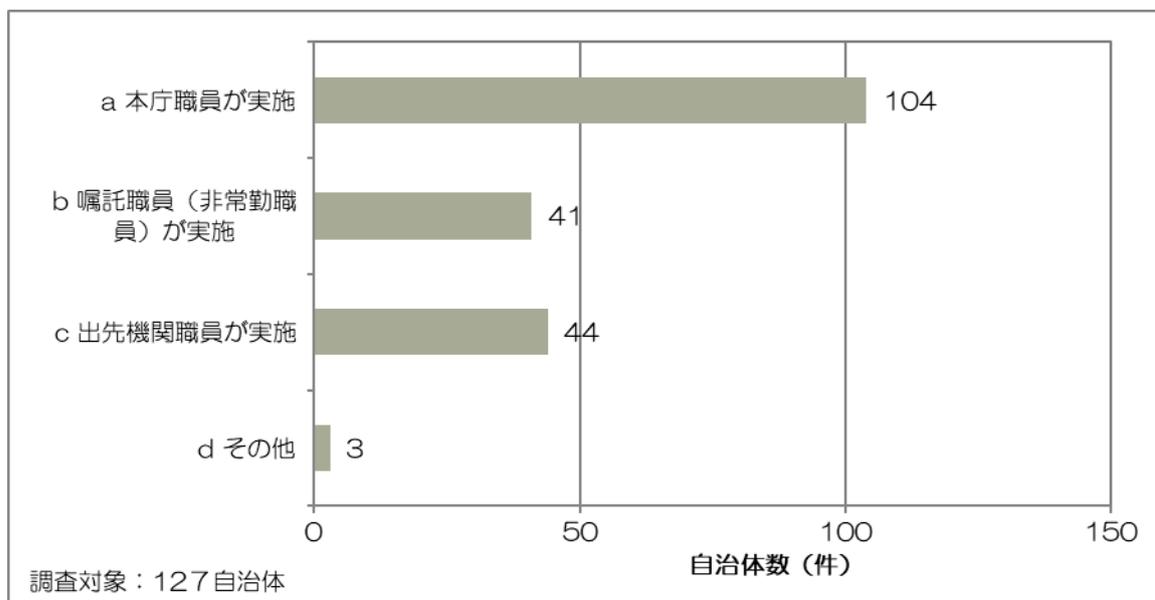
自治体名	指導・助言		自治体名	指導・助言	
	実施した	未実施		実施した	未実施
001 北海道	○		068 東大阪市	○	
002 青森県	○		069 神戸市	○	
003 岩手県	○		070 姫路市	○	
004 宮城県	○		071 尼崎市	○	
005 秋田県	○		072 和歌山市	○	
006 山形県	○		073 広島市	○	
007 福島県	○		074 呉市	○	
008 茨城県	○		075 下関市	○	
009 栃木県	○		076 北九州市	○	
010 群馬県	○		077 福岡市	○	
011 埼玉県	○		079 長崎市	○	
012 千葉県	○		080 佐世保市	○	
013 東京都	○		081 熊本市	○	
014 神奈川県	○		082 鹿児島市	○	
015 新潟県	○		083 岡山市	○	
016 富山県	○		084 宇都宮市	○	
017 石川県	○		085 富山市	○	
018 福井県	○		086 秋田市	○	
019 山梨県	○		087 郡山市	○	
020 長野県	○		088 大分市	○	
021 岐阜県	○		089 松山市	○	
022 静岡県	○		090 豊田市	○	
023 愛知県	○		091 福山市	○	
024 三重県	○		092 高知市	○	
025 滋賀県	○		093 宮崎市	○	
026 京都府	○		094 いわき市	○	
027 大阪府	○		095 長野市	○	
028 兵庫県	○		096 豊橋市	○	
029 奈良県	○		097 高松市	○	
030 和歌山県	○		098 相模原市		○
031 鳥取県	○		099 西宮市	○	
032 島根県	○		100 倉敷市	○	
033 岡山県	○		101 さいたま市	○	
034 広島県	○		102 奈良市	○	
035 山口県	○		103 川崎市	○	
036 徳島県	○		104 船橋市	○	
037 香川県	○		105 岡崎市	○	
038 愛媛県	○		106 高槻市	○	
039 高知県	○		108 青森市	○	
040 福岡県	○		109 八王子市	○	
041 佐賀県	○		110 盛岡市	○	
042 長崎県	○		111 柏市	○	
043 熊本県	○		112 久留米市	○	
044 大分県	○		114 前橋市		○
045 宮崎県	○		115 大津市	○	
046 鹿児島県	○		116 高崎市		○
047 沖縄県	○		118 豊中市	○	
050 旭川市	○		119 那覇市	○	
051 札幌市	○		120 枚方市	○	
052 函館市	○		121 越谷市	○	
054 仙台市	○		122 八戸市	○	
055 千葉市	○		124 福島市	○	
056 横浜市	○		125 川口市	○	
057 川崎市		○	126 八尾市	○	
058 横須賀市	○		127 明石市	○	
059 新潟市	○		128 鳥取市	○	
060 金沢市	○		129 松江市	○	
061 岐阜市	○		130 山形市	○	
062 静岡市	○		131 福井市	○	
063 浜松市	○		132 甲府市	○	
064 名古屋市	○		133 寝屋川市	○	
065 京都市	○		134 水戸市	○	
066 大阪市	○		135 吹田市	○	
067 堺市	○				
			計	123	4

## (2) 立入検査の実施体制

(①の回答が a の場合ご回答ください) 保管場所の立入検査等 (法令に基づく立入検査の他、任意の保管場所の確認等を含む。) について、どのような体制で行っているかご回答ください。

調査対象 127 自治体 (複数回答)

内 容	今回調査
a 本庁職員が実施	104 自治体
b 嘱託職員 (非常勤職員) が実施	41 自治体
c 出先機関職員が実施	44 自治体
d その他	3 自治体



(その他の内容)

- ・ JESCO と登録状況等を台帳により共有し、必要に応じて連携して立入調査等を実施しているほか、処理困難事案については、JESCO 及び環境省地方事務所と連携の上、期限内処理の指導を徹底している。
- ・ 出先職員が JESCO 職員に同行
- ・ 写真等で判別できない安定器の判定を行う場合に、環境省 P C B 処理対策専門官に御同行いただいた。

自治体名	実施体制				自治体名	実施体制			
	本庁職員	嘱託職員 (非常勤 職員)	出先機関 職員	その他		本庁職員	嘱託職員 (非常勤 職員)	出先機関 職員	その他
001 北海道	○		○	○	068 東大阪市	○			
002 青森県		○	○		069 神戸市	○			
003 岩手県	○	○	○		070 姫路市	○			
004 宮城県		○	○		071 尼崎市	○			
005 秋田県	○		○		072 和歌山市	○			
006 山形県		○	○		073 広島市	○			
007 福島県		○	○		074 呉市		○		
008 茨城県	○	○	○		075 下関市	○			
009 栃木県			○		076 北九州市	○			
010 群馬県	○	○	○		077 福岡市	○			
011 埼玉県		○	○		079 長崎市	○			
012 千葉県	○		○		080 佐世保市	○			
013 東京都	○	○	○		081 熊本市	○	○		
014 神奈川県	○	○	○		082 鹿児島市	○			
015 新潟県		○	○		083 岡山市	○			
016 富山県			○		084 宇都宮市	○	○		
017 石川県	○	○	○		085 富山市	○			
018 福井県	○		○		086 秋田市	○			
019 山梨県	○		○		087 郡山市	○			
020 長野県	○		○		088 大分市	○			
021 岐阜県	○	○	○		089 松山市	○			
022 静岡県			○		090 豊田市	○			
023 愛知県	○		○		091 福山市	○	○		
024 三重県		○	○		092 高知市	○			
025 滋賀県			○		093 宮崎市	○	○		
026 京都府			○	○	094 いわき市	○			
027 大阪府	○	○	○		095 長野市	○			
028 兵庫県		○	○		096 豊橋市	○	○		
029 奈良県	○		○		097 高松市	○			
030 和歌山県	○		○		098 相模原市				
031 鳥取県			○		099 西宮市	○			
032 島根県			○		100 倉敷市	○	○		
033 岡山県	○	○	○		101 さいたま市	○			
034 広島県			○		102 奈良市	○			
035 山口県			○		103 川崎市	○			
036 徳島県	○		○		104 船橋市	○			
037 香川県	○				105 岡崎市	○			
038 愛媛県	○		○		106 高槻市	○	○		
039 高知県	○				108 青森市	○			
040 福岡県	○		○		109 八王子市	○			
041 佐賀県	○	○			110 盛岡市	○	○		
042 長崎県	○		○		111 柏市	○			
043 熊本県	○	○	○		112 久留米市	○			
044 大分県	○	○	○		114 前橋市				
045 宮崎県	○	○	○	○	115 大津市	○			
046 鹿児島県	○		○		116 高崎市				
047 沖縄県		○	○		118 豊中市	○	○		
050 旭川市	○	○			119 那覇市	○			
051 札幌市	○	○			120 枚方市	○			
052 函館市	○				121 越谷市	○			
054 仙台市	○				122 八戸市	○	○		
055 千葉市	○				124 福島市	○	○		
056 横浜市	○				125 川口市	○			
057 川崎市					126 八尾市	○			
058 横須賀市	○				127 明石市	○			
059 新潟市	○	○			128 鳥取市	○			
060 金沢市	○				129 松江市	○			
061 岐阜市	○				130 山形市	○	○		
062 静岡市	○	○			131 福井市	○			
063 浜松市	○	○			132 甲府市	○	○		
064 名古屋市	○				133 寝屋川市	○			
065 京都市	○				134 水戸市	○			
066 大阪市	○				135 吹田市	○			
067 堺市	○								
					計	104	41	44	3

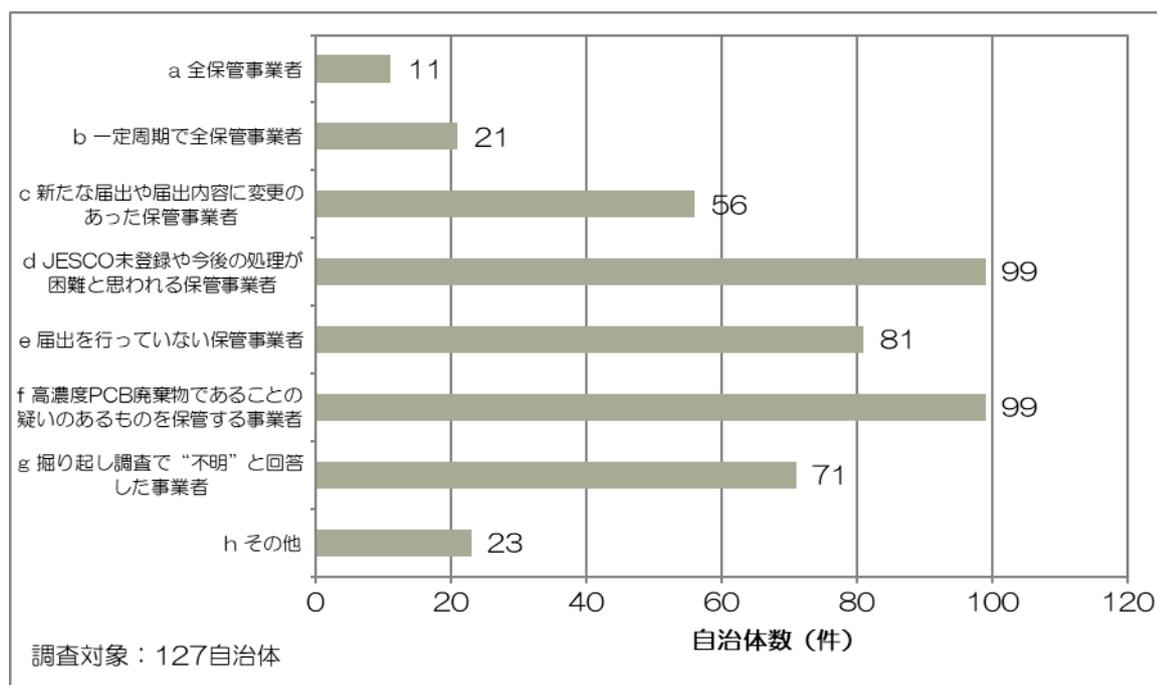
### (3) 立入検査の実施対象者

(①の回答が a の場合ご回答ください) 保管場所の立入検査等(法令に基づく立入検査の他、任意の保管場所の確認等を含む。)について、どのような事業者を対象に行っているかご回答ください。

調査対象 127 自治体 (複数回答)

内 容	今回調査
a 全保管事業者	11 自治体
b 一定周期で全保管事業者	21 自治体
c 新たな届出や届出内容に変更のあった保管事業者	56 自治体
d JESCO 未登録や今後の処理が困難と思われる保管事業者	99 自治体
e 届出を行っていない保管事業者	81 自治体
f 高濃度 PCB 廃棄物であることの疑いのあるものを保管する事業者	99 自治体
g 掘り起こし調査で“不明”と回答した事業者	71 自治体
h その他	23 自治体

(※)a は 1 年間で全保管事業者を対象に立入検査を行った自治体数を示し、b は数年かけて全保管事業者を対象に立入検査を行った自治体数を示している。



(その他の内容)

- ・ 掘り起こし調査で“未回答”の事業者
- ・ 自家用電気工作物の掘り起こし調査で、未達・未回答の事業者
- ・ PCB 廃棄物が地中から発見された事業者
- ・ 他法令 (大気汚染防止法、水質汚濁防止法) の立入検査に併せて PCB 特措法の立入検査も実施。その他、苦情等のあった現場に立入検査を実施

- ・ 掘り起こし調査で「該当有」と回答した事業者
- ・ 期限後に発見された高濃度トランスコンデンサーを保管する事業者
- ・ 掘り起こし調査対象事業者への電話確認等で、P C B使用安定器の保有疑いのある事業者
- ・ 必要に応じて保管事業者を対象（周期は定めていない）
- ・ P協データ上で今も事業活動を行っている事業所及び当該地にある同性の個人宅
- ・ 継続保管事業者
- ・ 全保管事業者に対し、3年に1度の周期で立入検査を行っている。
- ・ 高濃度 PCB 廃棄物の届出を行っている全保管事業者
- ・ 高濃度 PCB 廃棄物を保管しているが、連絡が取れなくなった事業者
- ・ 掘り起こしで確認の相談のあった事業者
- ・ 安定器を自分では調査できない旨相談のあった事業者等
- ・ 過去2年間立入していない低濃度保管事業者
- ・ 新規で届出があった事業者
- ・ 過去2年間(H29～H30)の立入で、不適正として指導した事業者
- ・ 届出保管者の内、高濃度 PCB 廃棄物を保管している事業者
- ・ 環境中にP C B油を漏洩した疑いがある事業所

自治体名	立入検査の対象者							
	a 全保管事業者	b 一定周期で全保管事業者	c 新たな届出や届出内容に変更のあった者	d JESCO未登録や今後の処理が困難である者	e 未届出の保管事業者	f 高濃度疑いの物を保管する者	g 掘り起し調査で“不明”と回答した事業者	h その他
001 北海道		○	○	○	○	○	○	
002 青森県				○		○	○	
003 岩手県	○		○	○	○	○	○	
004 宮城県		○	○	○	○	○	○	
005 秋田県		○	○	○	○	○	○	
006 山形県		○	○	○	○	○	○	
007 福島県	○	○	○	○	○	○	○	
008 茨城県			○	○	○	○	○	
009 栃木県						○		
010 群馬県			○	○	○		○	○
011 埼玉県				○	○	○	○	
012 千葉県		○	○	○	○	○		○
013 東京都				○	○	○		
014 神奈川県		○	○	○	○	○		
015 新潟県		○	○	○	○	○	○	
016 富山県						○		
017 石川県		○	○	○	○	○	○	
018 福井県			○		○	○		
019 山梨県						○	○	○
020 長野県				○	○	○	○	
021 岐阜県	○		○	○	○	○	○	
022 静岡県		○		○	○	○	○	
023 愛知県				○	○			
024 三重県				○	○	○	○	
025 滋賀県		○	○	○	○	○	○	
026 京都府			○	○	○	○	○	○
027 大阪府			○	○	○	○		
028 兵庫県			○	○	○	○	○	○
029 奈良県					○	○	○	
030 和歌山県				○	○	○	○	
031 鳥取県	○		○	○	○	○		
032 島根県			○	○	○	○	○	○
033 岡山県			○	○	○	○	○	
034 広島県		○	○	○	○	○	○	
035 山口県			○	○	○	○	○	
036 徳島県				○	○	○	○	
037 香川県				○	○	○	○	
038 愛媛県		○				○		○
039 高知県				○		○		
040 福岡県						○	○	○
041 佐賀県			○	○	○	○	○	
042 長崎県	○						○	
043 熊本県	○						○	
044 大分県			○	○		○		
045 宮崎県	○			○	○	○		○
046 鹿児島県						○	○	
047 沖縄県	○	○	○	○	○	○	○	
050 旭川市		○	○	○				
051 札幌市		○	○	○	○	○	○	
052 函館市		○	○	○	○		○	
054 仙台市				○	○	○		
055 千葉市				○	○			
056 横浜市				○	○	○		
057 川崎市								
058 横須賀市							○	○
059 新潟市						○		
060 金沢市				○	○	○		
061 岐阜市		○	○	○	○	○	○	
062 静岡市			○	○	○	○	○	
063 浜松市				○	○	○	○	
064 名古屋市			○	○	○	○		○
065 京都市				○	○			
066 大阪市				○		○		
067 堺市				○	○	○	○	○

自治体名	立入検査の対象者							
	a 全保管事業者	b 一定周期で全保管事業者	c 新たな届出や届出内容に変更があった者	d JESCO未登録や今後の処理が困難である者	e 未届出の保管事業者	f 高濃度疑いの物を保管する者	g 掘り起し調査で“不明”と回答した事業者	h その他
068 東大阪市				○		○		
069 神戸市				○	○	○		
070 姫路市				○	○	○	○	
071 尼崎市			○	○	○	○		
072 和歌山市				○	○		○	
073 広島市				○		○	○	
074 呉市					○	○	○	
075 下関市						○		
076 北九州市			○	○		○		
077 福岡市			○			○		
079 長崎市				○		○		○
080 佐世保市						○		○
081 熊本市			○	○	○		○	
082 鹿児島市				○	○	○	○	
083 岡山市				○		○		
084 宇都宮市		○						○
085 富山市						○		
086 秋田市				○	○	○		○
087 郡山市			○	○		○		
088 大分市						○		
089 松山市			○	○	○	○	○	
090 豊田市			○	○		○		
091 福山市				○	○	○	○	
092 高知市				○		○		
093 宮崎市	○							
094 いわき市				○				○
095 長野市				○	○	○		
096 豊橋市			○	○		○	○	
097 高松市				○		○		
098 相模原市								
099 西宮市			○	○	○			
100 倉敷市				○		○	○	
101 さいたま市				○	○	○		
102 奈良市							○	○
103 川崎市			○	○			○	
104 船橋市			○	○	○	○	○	○
105 岡崎市				○	○	○		
106 高槻市				○	○		○	○
108 青森市								○
109 八王子市				○			○	
110 盛岡市					○		○	
111 柏市			○	○	○	○		
112 久留米市	○		○	○	○		○	
114 前橋市								
115 大津市		○	○	○	○			
116 高崎市								
118 豊中市	○		○	○	○	○	○	
119 那覇市				○	○	○	○	
120 枚方市			○	○	○	○	○	
121 越谷市					○	○		○
122 八戸市			○	○	○	○	○	
124 福島市				○	○	○	○	
125 川口市				○	○	○		
126 八尾市			○	○	○	○	○	
127 明石市			○	○	○	○		
128 鳥取市		○	○	○	○	○	○	
129 松江市			○	○	○	○	○	
130 山形市			○	○	○	○	○	
131 福井市			○	○	○	○	○	
132 甲府市					○	○	○	
133 寝屋川市			○	○	○	○	○	
134 水戸市						○	○	
135 吹田市			○	○	○	○	○	○
計	11	21	56	99	81	99	71	23

(4) 立入検査の実施回数

(①の回答が a の場合ご回答ください) 保管場所の立入検査(法令に基づく立入検査のほか、任意の保管場所の確認等も含む。)について、令和2年1月1日から令和2年12月31日の間に行ったおよその回数をご記入ください。

(※) 1事業所へ1回立入検査を行った場合を1回とする。

調査対象 127自治体

自治体名	立入調査回数	自治体名	立入調査回数	自治体名	立入調査回数
001 北海道	1,100	044 大分県	40	091 福山市	600
002 青森県	800	045 宮崎県	109	092 高知市	30
003 岩手県	1,800	046 鹿児島県	40	093 宮崎市	23
004 宮城県	2,689	047 沖縄県	125	094 いわき市	10
005 秋田県	236	050 旭川市	40	095 長野市	86
006 山形県	540	051 札幌市	360	096 豊橋市	210
007 福島県	5,000	052 函館市	7	097 高松市	150
008 茨城県	1,500	054 仙台市	51	098 相模原市	—
009 栃木県	—	055 千葉市	130	099 西宮市	41
010 群馬県	2,000	056 横浜市	175	100 倉敷市	1,650
011 埼玉県	100	057 川崎市	—	101 さいたま市	126
012 千葉県	98	058 横須賀市	9	102 奈良市	40
013 東京都	200	059 新潟市	47	103 川越市	0
014 神奈川県	50	060 金沢市	50	104 船橋市	100
015 新潟県	277	061 岐阜市	160	105 岡崎市	70
016 富山県	54	062 静岡市	0	106 高槻市	80
017 石川県	1,037	063 浜松市	409	108 青森市	22
018 福井県	20	064 名古屋市	450	109 八王子市	60
019 山梨県	60	065 京都市	141	110 盛岡市	5
020 長野県	600	066 大阪市	10	111 柏市	70
021 岐阜県	100	067 堺市	100	112 久留米市	25
022 静岡県	501	068 東大阪市	140	114 前橋市	—
023 愛知県	1,300	069 神戸市	0	115 大津市	60
024 三重県	500	070 姫路市	30	116 高崎市	—
025 滋賀県	120	071 尼崎市	160	118 豊中市	40
026 京都府	46	072 和歌山市	100	119 那覇市	19
027 大阪府	347	073 広島市	270	120 枚方市	200
028 兵庫県	48	074 呉市	360	121 越谷市	50
029 奈良県	76	075 下関市	1	122 八戸市	300
030 和歌山県	500	076 北九州市	50	124 福島市	200
031 鳥取県	120	077 福岡市	20	125 川口市	79
032 島根県	100	079 長崎市	53	126 八尾市	327
033 岡山県	245	080 佐世保市	2	127 明石市	42
034 広島県	100	081 熊本市	15	128 鳥取市	119
035 山口県	220	082 鹿児島市	—	129 松江市	400
036 徳島県	50	083 岡山市	9	130 山形市	30
037 香川県	150	084 宇都宮市	29	131 福井市	14
038 愛媛県	300	085 富山市	3	132 甲府市	10
039 高知県	50	086 秋田市	60	133 寝屋川市	140
040 福岡県	30	087 郡山市	20	134 水戸市	3
041 佐賀県	1,000	088 大分市	19	135 吹田市	84
042 長崎県	250	089 松山市	90	計	34,299
043 熊本県	560	090 豊田市	26		

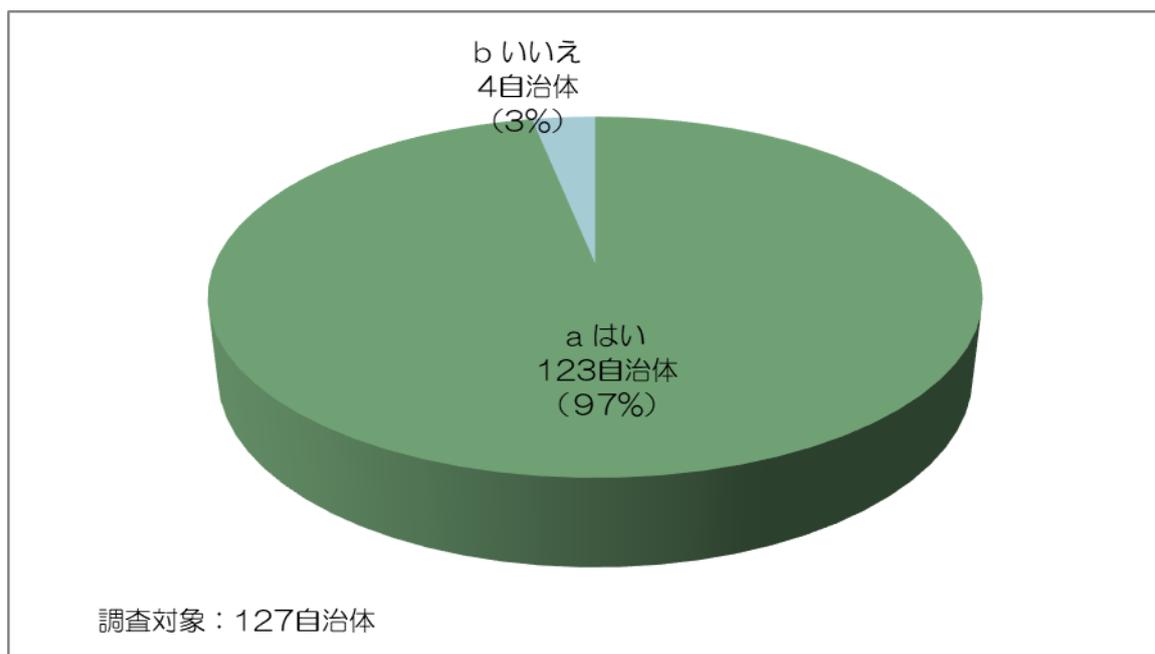
## 2. 高濃度 PCB 廃棄物の処理に関する指導・助言について

### (1) JESCO 登録状況の把握

貴都道府県市において、PCB 特措法第 8 条の届出を行っている保管事業者の JESCO への登録状況を把握しているかご回答ください。

調査対象 127 自治体

内 容	今回調査
a はい	123 自治体
b いいえ	4 自治体



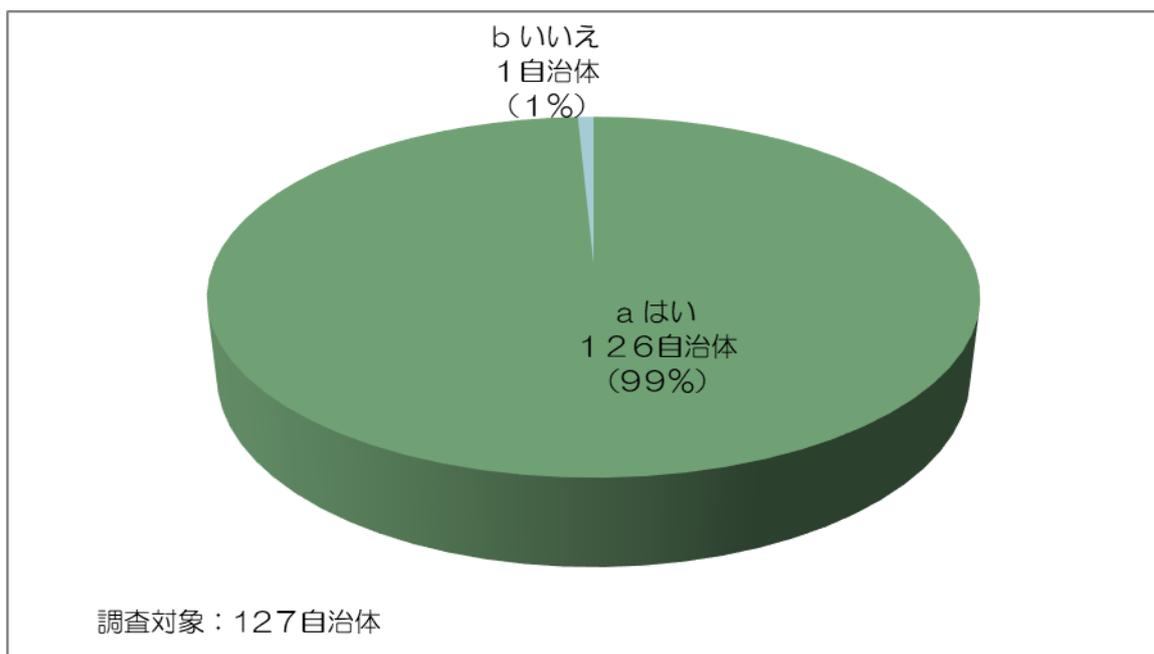
自治体名	登録状況把握		自治体名	登録状況把握		自治体名	登録状況把握	
	把握	未把握		把握	未把握		把握	未把握
001 北海道	○		044 大分県	○		091 福山市	○	
002 青森県	○		045 宮崎県	○		092 高知市	○	
003 岩手県	○		046 鹿児島県	○		093 宮崎市	○	
004 宮城県	○		047 沖縄県	○		094 いわき市	○	
005 秋田県	○		050 旭川市	○		095 長野市	○	
006 山形県	○		051 札幌市	○		096 豊橋市	○	
007 福島県	○		052 函館市	○		097 高松市	○	
008 茨城県	○		054 仙台市	○		098 相模原市		○
009 栃木県	○		055 千葉市	○		099 西宮市	○	
010 群馬県	○		056 横浜市	○		100 倉敷市	○	
011 埼玉県	○		057 川崎市	○		101 さいたま市	○	
012 千葉県	○		058 横須賀市	○		102 奈良市	○	
013 東京都	○		059 新潟市		○	103 川越市	○	
014 神奈川県	○		060 金沢市	○		104 船橋市	○	
015 新潟県	○		061 岐阜市	○		105 岡崎市	○	
016 富山県	○		062 静岡市	○		106 高槻市	○	
017 石川県	○		063 浜松市	○		108 青森市	○	
018 福井県	○		064 名古屋市	○		109 八王子市	○	
019 山梨県	○		065 京都市	○		110 盛岡市	○	
020 長野県	○		066 大阪市	○		111 柏市	○	
021 岐阜県	○		067 堺市	○		112 久留米市	○	
022 静岡県	○		068 東大阪市	○		114 前橋市	○	
023 愛知県	○		069 神戸市	○		115 大津市	○	
024 三重県	○		070 姫路市	○		116 高崎市	○	
025 滋賀県	○		071 尼崎市	○		118 豊中市	○	
026 京都府	○		072 和歌山市	○		119 那覇市	○	
027 大阪府	○		073 広島市	○		120 枚方市	○	
028 兵庫県	○		074 呉市	○		121 越谷市	○	
029 奈良県	○		075 下関市	○		122 八戸市	○	
030 和歌山県	○		076 北九州市	○		124 福島市		○
031 鳥取県	○		077 福岡市	○		125 川口市	○	
032 島根県	○		079 長崎市	○		126 八尾市	○	
033 岡山県	○		080 佐世保市	○		127 明石市	○	
034 広島県	○		081 熊本市	○		128 鳥取市	○	
035 山口県	○		082 鹿児島市	○		129 松江市	○	
036 徳島県		○	083 岡山市	○		130 山形市	○	
037 香川県	○		084 宇都宮市	○		131 福井市	○	
038 愛媛県	○		085 富山市	○		132 甲府市	○	
039 高知県	○		086 秋田市	○		133 寝屋川市	○	
040 福岡県	○		087 郡山市	○		134 水戸市	○	
041 佐賀県	○		088 大分市	○		135 吹田市	○	
042 長崎県	○		089 松山市	○				
043 熊本県	○		090 豊田市	○		計	123	4

## (2) JESCO 登録への指導・助言等実施

貴都道府県市において、PCB 特措法第 8 条の届出を行っている保管事業者の JESCO への登録を促進することとして、令和 2 年 1 月 1 日～令和 2 年 12 月 31 日の間に指導・助言等を実施したかご回答ください。

調査対象 127 自治体

内 容	今回調査
a はい	126 自治体
b いいえ	1 自治体



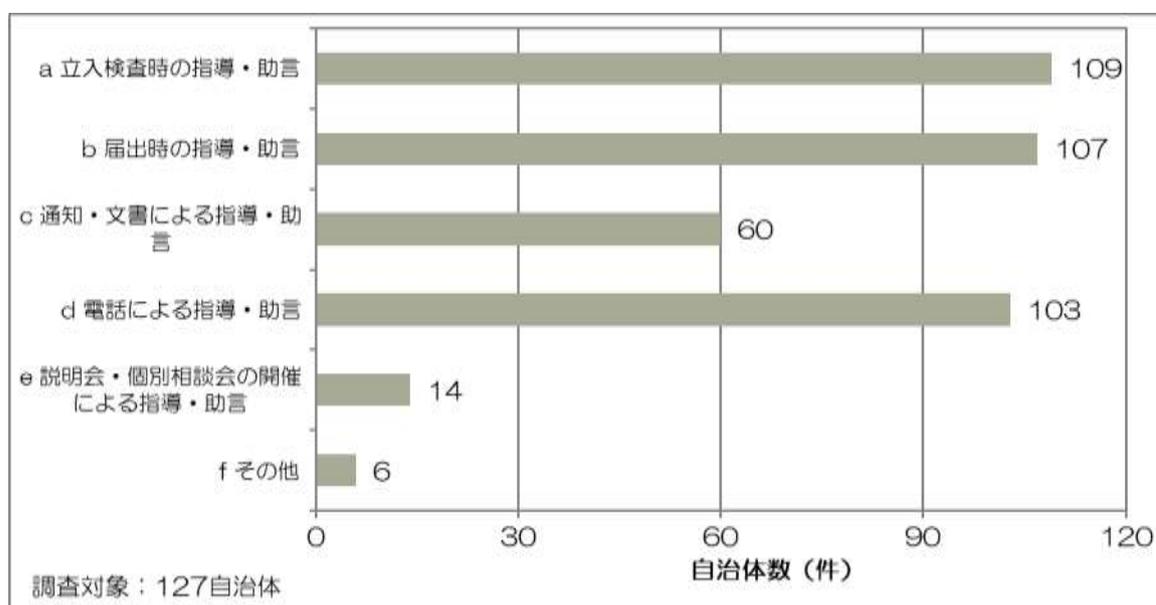
自治体名	指導・助言		自治体名	指導・助言		自治体名	指導・助言	
	実施	未実施		実施	未実施		実施	未実施
001 北海道	○		044 大分県	○		091 福山市	○	
002 青森県	○		045 宮崎県	○		092 高知市	○	
003 岩手県	○		046 鹿児島県	○		093 宮崎市	○	
004 宮城県	○		047 沖縄県	○		094 いわき市	○	
005 秋田県	○		050 旭川市	○		095 長野市	○	
006 山形県	○		051 札幌市	○		096 豊橋市	○	
007 福島県	○		052 函館市	○		097 高松市	○	
008 茨城県	○		054 仙台市	○		098 相模原市	○	
009 栃木県	○		055 千葉市	○		099 西宮市	○	
010 群馬県	○		056 横浜市	○		100 倉敷市	○	
011 埼玉県	○		057 川崎市	○		101 さいたま市	○	
012 千葉県	○		058 横須賀市	○		102 奈良市	○	
013 東京都	○		059 新潟市		○	103 川越市	○	
014 神奈川県	○		060 金沢市	○		104 船橋市	○	
015 新潟県	○		061 岐阜市	○		105 岡崎市	○	
016 富山県	○		062 静岡市	○		106 高槻市	○	
017 石川県	○		063 浜松市	○		108 青森市	○	
018 福井県	○		064 名古屋市	○		109 八王子市	○	
019 山梨県	○		065 京都市	○		110 盛岡市	○	
020 長野県	○		066 大阪市	○		111 柏市	○	
021 岐阜県	○		067 堺市	○		112 久留米市	○	
022 静岡県	○		068 東大阪市	○		114 前橋市	○	
023 愛知県	○		069 神戸市	○		115 大津市	○	
024 三重県	○		070 姫路市	○		116 高崎市	○	
025 滋賀県	○		071 尼崎市	○		118 豊中市	○	
026 京都府	○		072 和歌山市	○		119 那覇市	○	
027 大阪府	○		073 広島市	○		120 枚方市	○	
028 兵庫県	○		074 呉市	○		121 越谷市	○	
029 奈良県	○		075 下関市	○		122 八戸市	○	
030 和歌山県	○		076 北九州市	○		124 福島市	○	
031 鳥取県	○		077 福岡市	○		125 川口市	○	
032 島根県	○		079 長崎市	○		126 八尾市	○	
033 岡山県	○		080 佐世保市	○		127 明石市	○	
034 広島県	○		081 熊本市	○		128 鳥取市	○	
035 山口県	○		082 鹿児島市	○		129 松江市	○	
036 徳島県	○		083 岡山市	○		130 山形市	○	
037 香川県	○		084 宇都宮市	○		131 福井市	○	
038 愛媛県	○		085 富山市	○		132 甲府市	○	
039 高知県	○		086 秋田市	○		133 寝屋川市	○	
040 福岡県	○		087 郡山市	○		134 水戸市	○	
041 佐賀県	○		088 大分市	○		135 吹田市	○	
042 長崎県	○		089 松山市	○				
043 熊本県	○		090 豊田市	○		計	126	1

### (3) 指導・助言等の方法

((2)の回答がaの場合ご回答ください) 指導・助言の方法をご回答ください。

調査対象 127 自治体 (複数回答)

内 容	今回調査
a 立入検査 (法令に基づく立入検査の他、任意の保管場所の確認等を含む。) 時の指導・助言	109 自治体
b 届出時の指導・助言	107 自治体
c 通知・文書による指導・助言	60 自治体
d 電話による指導・助言	103 自治体
e 説明会・個別相談会の開催による指導・助言	14 自治体
f その他	6 自治体



(その他の内容)

- ・ PCB 特措法に基づかない任意の文書指導を行っている。
- ・ 掘り起こし調査の委託業者による訪問時に説明がなされている。
- ・ PCB 使用中機器に対する、行政・電気主任技術者・JESCO との同行指導
- ・ 現地にて JESCO 大阪と一緒に登録、中小等軽減制度などの説明を行った。
- ・ メールによる指導・助言

自治体名	指導・助言の方法					
	立入検査時	届出時	通知・文書	電話	説明会・個別相談会の開催	その他
001 北海道	○	○	○	○		
002 青森県	○	○			○	
003 岩手県	○	○	○	○	○	
004 宮城県	○	○				
005 秋田県	○	○			○	
006 山形県	○	○	○	○		
007 福島県	○	○		○		
008 茨城県	○	○		○		
009 栃木県	○	○	○	○	○	
010 群馬県	○	○	○			
011 埼玉県	○	○	○	○		
012 千葉県	○	○	○	○		
013 東京都	○	○	○	○		
014 神奈川県	○	○	○	○		
015 新潟県	○	○		○		
016 富山県		○	○	○		
017 石川県	○	○	○	○		
018 福井県	○	○		○		
019 山梨県		○	○	○		
020 長野県	○	○	○	○		
021 岐阜県	○	○	○	○	○	○
022 静岡県	○	○	○	○	○	
023 愛知県						○
024 三重県	○	○	○	○	○	
025 滋賀県	○	○		○		
026 京都府	○	○		○		
027 大阪府	○	○	○	○	○	
028 兵庫県	○	○	○	○		
029 奈良県	○	○		○		
030 和歌山県	○			○		
031 鳥取県	○	○	○	○		
032 島根県	○	○	○	○		
033 岡山県	○	○	○	○		
034 広島県	○	○	○	○		
035 山口県	○	○	○	○		
036 徳島県	○	○	○	○		
037 香川県	○	○		○		
038 愛媛県	○	○	○	○		
039 高知県	○			○		
040 福岡県	○	○		○		
041 佐賀県	○	○	○	○		
042 長崎県	○	○	○	○		
043 熊本県	○	○	○	○		
044 大分県	○	○				
045 宮崎県	○	○		○		
046 鹿児島県	○			○		
047 沖縄県	○	○	○	○		
050 旭川市	○	○				
051 札幌市	○	○		○		
052 函館市	○	○		○		
054 仙台市	○		○	○		○
055 千葉市		○				
056 横浜市	○	○		○		
057 川崎市		○		○		
058 横須賀市		○	○	○		
059 新潟市						
060 金沢市	○	○		○		
061 岐阜市	○	○	○	○	○	○
062 静岡市	○	○		○	○	
063 浜松市		○	○	○	○	
064 名古屋市	○	○		○		
065 京都市	○	○		○		
066 大阪市	○	○	○	○		
067 堺市	○	○	○	○		

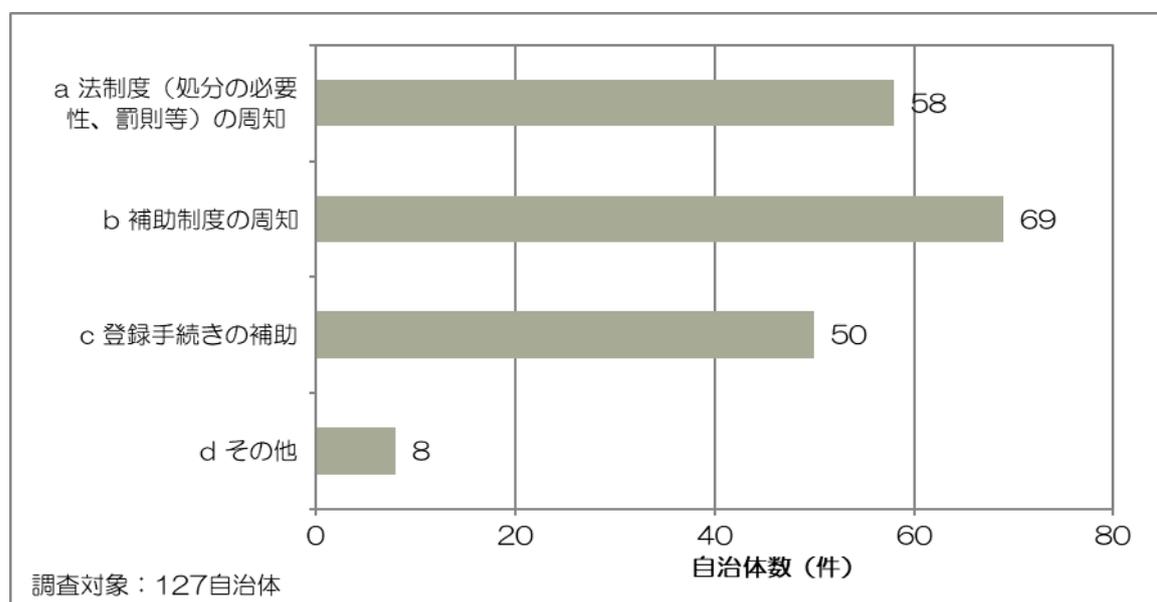
自治体名	指導・助言の方法					
	立入検査時	届出時	通知・文書	電話	説明会・個別相談会の開催	その他
068 東大阪市	○		○	○		
069 神戸市	○	○	○	○		
070 姫路市	○	○	○	○		
071 尼崎市	○	○		○		
072 和歌山市	○	○	○	○		
073 広島市	○	○	○	○		
074 呉市	○	○	○	○		
075 下関市	○					
076 北九州市	○	○		○		
077 福岡市	○	○		○		
079 長崎市	○	○	○	○		
080 佐世保市		○		○		
081 熊本市	○	○		○		
082 鹿児島市	○	○	○	○		
083 岡山市				○		
084 宇都宮市	○	○			○	
085 富山市		○	○	○		
086 秋田市	○		○			
087 郡山市	○		○			
088 大分市	○	○		○		
089 松山市	○	○		○		
090 豊田市	○	○		○		
091 福山市	○	○		○		
092 高知市	○					
093 宮崎市	○	○	○			
094 いわき市		○				
095 長野市	○					
096 豊橋市	○	○	○	○	○	
097 高松市	○			○		
098 相模原市		○				
099 西宮市	○	○		○		
100 倉敷市	○	○	○	○		
101 さいたま市		○	○	○		
102 奈良市	○			○		
103 川越市	○	○		○		
104 船橋市	○			○		
105 岡崎市	○	○				
106 高槻市	○	○	○	○		
108 青森市	○	○	○	○		
109 八王子市	○	○		○		
110 盛岡市		○		○		
111 柏市	○	○	○	○		
112 久留米市	○	○		○		
114 前橋市			○			
115 大津市	○	○		○		
116 高崎市		○				
118 豊中市	○	○	○	○		
119 那覇市	○	○		○		
120 枚方市	○	○		○		
121 越谷市	○	○	○	○		
122 八戸市	○					
124 福島市	○	○	○			
125 川口市	○	○	○	○		
126 八尾市	○	○		○		
127 明石市	○	○		○		○
128 鳥取市	○	○				
129 松江市	○	○	○	○		
130 山形市	○	○	○	○		
131 福井市	○	○		○	○	
132 甲府市				○		
133 寝屋川市	○	○		○		
134 水戸市		○		○		
135 吹田市	○	○		○		○
計	109	107	60	103	14	6

#### (4) 指導・助言等の効果

((2)の回答が a の場合ご回答ください) JESCO への登録へと繋がった際に決め手となった指導の内容をご回答ください。

調査対象 127 自治体 (複数回答)

内 容	今回調査
a 法制度 (処分の必要性、罰則等) の周知	58 自治体
b 補助制度の周知	69 自治体
c 登録手続きの補助	50 自治体
d その他	8 自治体



(その他の内容)

- ・ JESCO と合同での立入 (処分完了までの手続き・補助制度等についての疑問点に対する回答や、JESCO 登録書類の作成をその場でできるので、理解を得やすい。)
- ・ 保管事業者の JESCO への登録状況を把握していない
- ・ JESCO の処分費及び収集運搬費の軽減制度の説明
- ・ 新規発見事業者が発見された場合、JESCO へ情報共有し、JESCO から事業者へ対し、連絡をしてもらった。
- ・ 行政・電気主任技術者・JESCO が同行し、それぞれの立場による多人数での説得
- ・ 立入時に個別相談会の出席を促した。

自治体名	登録の決め手となった内容				自治体名	登録の決め手となった内容			
	法制度の周知	補助制度の周知	登録手続きの補助	その他		法制度の周知	補助制度の周知	登録手続きの補助	その他
001 北海道	○	○	○		068 東大阪市	○	○		
002 青森県		○			069 神戸市		○	○	
003 岩手県			○		070 姫路市	○			
004 宮城県		○			071 尼崎市		○	○	
005 秋田県			○		072 和歌山市		○		
006 山形県	○	○			073 広島市	○	○		
007 福島県			○		074 呉市	○	○	○	
008 茨城県		○			075 下関市			○	
009 栃木県	○	○	○		076 北九州市		○		
010 群馬県		○			077 福岡市	○			
011 埼玉県			○		079 長崎市			○	
012 千葉県	○	○	○		080 佐世保市	○			
013 東京都	○	○			081 熊本市			○	
014 神奈川県	○	○	○		082 鹿児島市	○			
015 新潟県		○			083 岡山市	○			
016 富山県		○			084 宇都宮市		○		
017 石川県			○		085 富山市			○	
018 福井県	○				086 秋田市		○		
019 山梨県	○				087 郡山市		○		
020 長野県		○			088 大分市	○	○		
021 岐阜県	○	○	○		089 松山市			○	
022 静岡県		○			090 豊田市			○	
023 愛知県			○		091 福山市	○	○	○	
024 三重県		○			092 高知市	○			
025 滋賀県	○	○			093 宮崎市	○			
026 京都府	○	○	○		094 いわき市	○	○		
027 大阪府	○				095 長野市			○	
028 兵庫県	○	○			096 豊橋市	○	○	○	
029 奈良県	○	○	○	○	097 高松市			○	
030 和歌山県	○	○	○		098 相模原市				○
031 鳥取県		○			099 西宮市	○			
032 島根県	○				100 倉敷市			○	
033 岡山県	○				101 さいたま市	○	○		
034 広島県		○			102 奈良市	○			○
035 山口県		○			103 川越市	○			
036 徳島県	○	○			104 船橋市	○	○	○	○
037 香川県	○				105 岡崎市			○	
038 愛媛県	○	○	○		106 高槻市		○		
039 高知県	○				108 青森市		○		
040 福岡県	○	○			109 八王子市			○	
041 佐賀県			○		110 盛岡市			○	
042 長崎県		○			111 柏市			○	
043 熊本県	○	○	○		112 久留米市	○			
044 大分県		○			114 前橋市	○			
045 宮崎県	○				115 大津市			○	
046 鹿児島県				○	116 高崎市	○	○	○	
047 沖縄県	○	○			118 豊中市		○		
050 旭川市		○			119 那覇市	○	○	○	
051 札幌市				○	120 枚方市		○		
052 函館市	○				121 越谷市	○			
054 仙台市		○	○		122 八戸市	○			
055 千葉市			○		124 福島市	○			
056 横浜市			○		125 川口市		○	○	
057 川崎市	○				126 八尾市	○	○	○	
058 横須賀市					127 明石市		○		
059 新潟市					128 鳥取市	○	○	○	
060 金沢市	○	○	○		129 松江市	○			
061 岐阜市				○	130 山形市		○	○	
062 静岡市		○		○	131 福井市			○	
063 浜松市		○			132 甲府市		○		
064 名古屋市		○			133 寝屋川市		○		
065 京都市			○		134 水戸市	○	○		
066 大阪市			○		135 吹田市		○		
067 堺市		○							
					計	58	69	50	8

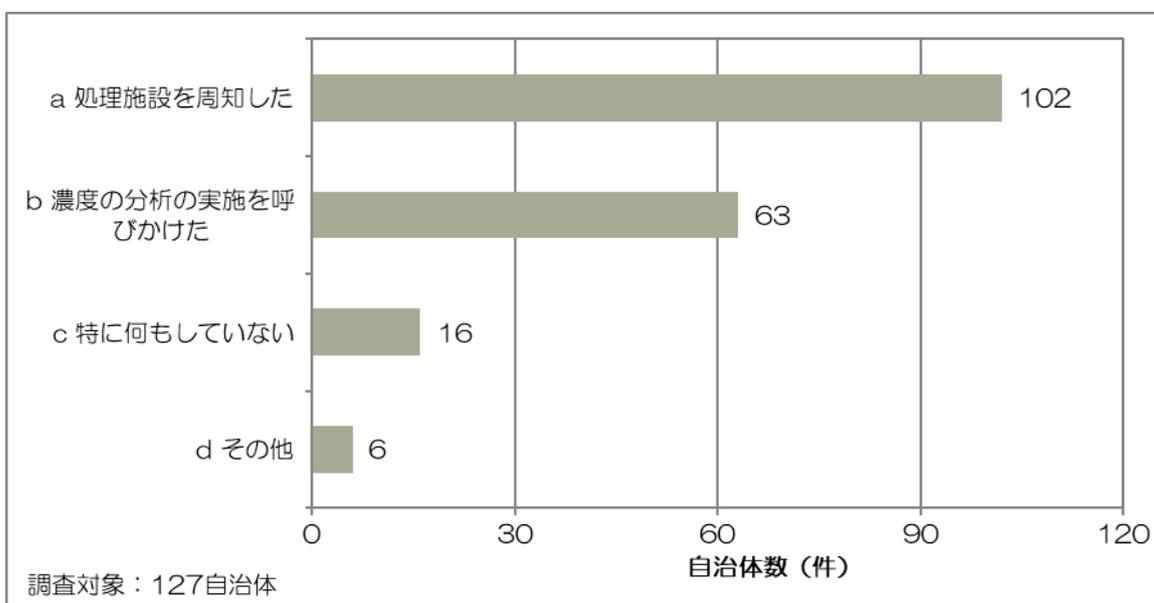
### 3. 微量 PCB 汚染廃電気機器等について

#### (1) 微量 PCB 汚染廃電気機器等所有事業者に対する指導・助言

貴都道府県市において、微量 PCB 汚染廃電気機器等を所有している事業者(使用中を含む。)に対して、令和2年1月1日～令和2年12月31日の間に指導・助言したことがあるかご回答ください。また、どのような内容を実施したかご回答ください。

調査対象 127 自治体（複数回答）

内 容	今回調査
a 処理施設を周知した（無害化処理認定事業者等に関する情報提供を行った）	102 自治体
b 濃度の分析の実施を呼びかけた	63 自治体
c 特に何もしていない	16 自治体
d その他	6 自治体



#### (その他の内容)

- ・ 主として高濃度 PCB に対する指導を行っているが、低濃度 PCB の可能性のある機器が見つかった場合に分析の指導や届出・期限内処理の指導を行っている。
- ・ 処分期限（令和9年3月31日）までに適正な処分を行うよう指導した。
- ・ 届出受付の際等における個別の呼びかけ，情報提供
- ・ 期限内に処分してもらうよう協力を依頼した。
- ・ 低濃度 PCB 使用製品の掘り起こし調査は実施していない。事業者が自主的に調査し届出があった場合には、処分方法や処分期限について指導・助言している。
- ・ 市内にある機器を把握するために、新規で低濃度 PCB 使用製品を所有していると連絡があった場合には、届出をしていただくようお願いしている。

自治体名	指導・助言内容				自治体名	指導・助言内容			
	処理施設 の周知	濃度分析 の実施	未実施	その他		処理施設 の周知	濃度分析 の実施	未実施	その他
001 北海道	○	○			068 東大阪市	○	○		
002 青森県	○	○			069 神戸市	○			
003 岩手県	○	○			070 姫路市	○			
004 宮城県	○	○			071 尼崎市	○	○		
005 秋田県		○			072 和歌山市	○			
006 山形県	○	○			073 広島市	○	○		
007 福島県		○			074 呉市			○	
008 茨城県			○		075 下関市	○			
009 栃木県	○				076 北九州市	○	○		
010 群馬県	○	○			077 福岡市	○			
011 埼玉県	○				079 長崎市	○	○		
012 千葉県	○	○			080 佐世保市	○			○
013 東京都				○	081 熊本市	○	○		
014 神奈川県	○	○			082 鹿児島市	○			
015 新潟県	○	○			083 岡山市			○	
016 富山県	○				084 宇都宮市	○			
017 石川県	○	○			085 富山市	○			
018 福井県	○				086 秋田市			○	
019 山梨県	○	○			087 郡山市			○	
020 長野県	○				088 大分市	○			
021 岐阜県	○	○			089 松山市	○			
022 静岡県	○	○			090 豊田市	○			
023 愛知県	○				091 福山市				○
024 三重県	○				092 高知市	○			
025 滋賀県	○	○			093 宮崎市	○			
026 京都府	○	○			094 いわき市	○			
027 大阪府	○	○			095 長野市		○		
028 兵庫県	○	○	○		096 豊橋市	○	○		
029 奈良県	○	○			097 高松市			○	
030 和歌山県			○		098 相模原市	○			
031 鳥取県	○				099 西宮市	○			
032 島根県	○	○			100 倉敷市	○	○		
033 岡山県	○	○			101 さいたま市	○			
034 広島県	○				102 奈良市			○	
035 山口県		○			103 川越市	○			
036 徳島県	○	○			104 船橋市	○	○		
037 香川県	○				105 岡崎市	○	○		
038 愛媛県			○		106 高槻市	○	○		
039 高知県	○				108 青森市	○			
040 福岡県	○				109 八王子市	○	○		
041 佐賀県	○	○			110 盛岡市	○	○		
042 長崎県			○		111 柏市	○			
043 熊本県	○	○			112 久留米市	○	○		
044 大分県		○			114 前橋市	○			
045 宮崎県	○	○			115 大津市	○	○		
046 鹿児島県	○				116 高崎市	○	○		
047 沖縄県	○	○			118 豊中市	○	○		
050 旭川市			○		119 那覇市	○			
051 札幌市	○			○	120 枚方市	○			
052 函館市			○		121 越谷市	○	○		
054 仙台市	○				122 八戸市				○
055 千葉市	○				124 福島市	○	○		
056 横浜市	○	○			125 川口市	○	○		
057 川崎市	○	○			126 八尾市			○	
058 横須賀市	○	○			127 明石市	○	○		
059 新潟市	○				128 鳥取市	○			
060 金沢市	○				129 松江市	○			
061 岐阜市	○	○			130 山形市	○			
062 静岡市	○	○			131 福井市			○	
063 浜松市	○	○			132 甲府市	○			○
064 名古屋市	○	○			133 寝屋川市		○		
065 京都市	○	○			134 水戸市	○	○		
066 大阪市	○	○			135 吹田市	○	○		
067 堺市			○						
					計	102	63	16	6

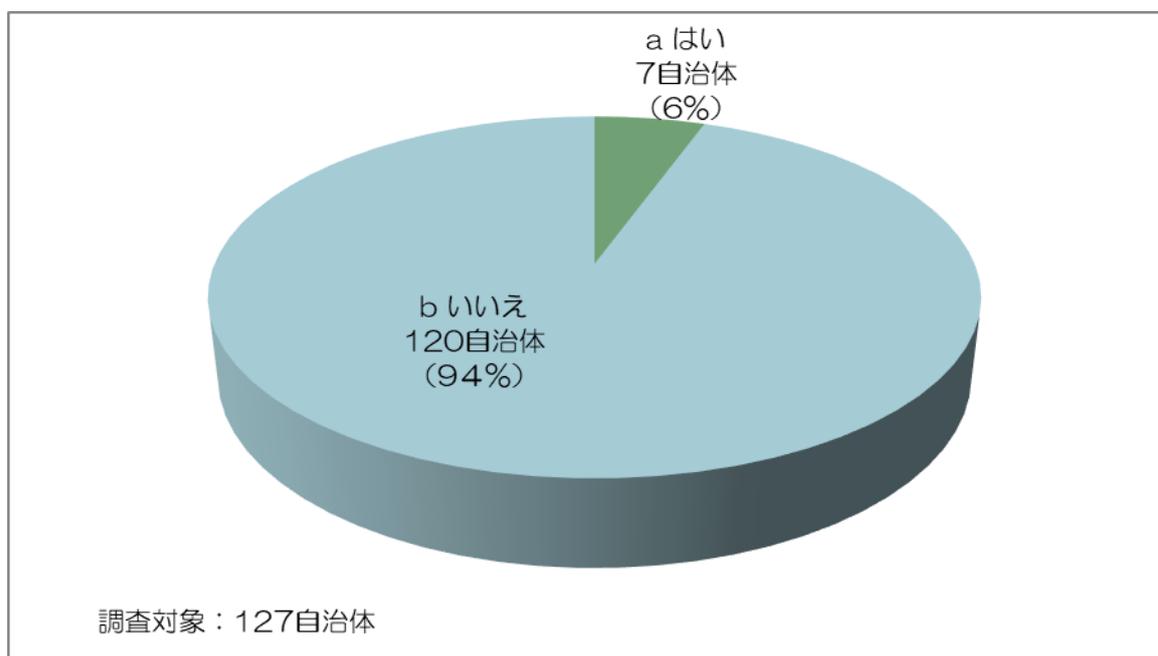
#### 4. 都道府県市における処理支援策について

##### (1) 処理費用・収集運搬費用等の補助制度及び実績の有無

貴都道府県市において、PCB 廃棄物の保管事業者（変圧器・コンデンサー、安定器等汚染物、微量 PCB 汚染廃電気機器等）に対して、処理費用・収集運搬費用等の補助制度を設けていますか。

調査対象 127 自治体

内 容	今回調査
a はい	7 自治体
b いいえ	120 自治体



##### (補助制度の内容)

- ・ 低濃度 PCB 含有電気機器把握支援補助
- ・ 法人の解散又は事業を廃止した後に、低濃度 PCB 廃棄物を保管することとなった個人・破産者（破産管財人）等に低濃度 PCB 廃棄物の処理費用のうち、無害化処理認定施設等での処分に要する費用（消費税及び地方消費税を含む。）の 100分の95を補助する。
- ・ 【ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理資金（環境生活保全創造資金融資）】県内の中小企業者等を対象に、PCB 廃棄物の収集運搬、処分及び代替機器設置の費用を対象とした融資制度（限度額 5,000 万円・利率 1.7%/年以内・期間 7 年以内）
- ・ 中小企業・個人に対し、微量 PCB が混入した電気機器等の分析費用及び処理費用を 50%補助（限度額あり）
- ・ 中小企業、個人向けに処理費用の融資を行う制度
- ・ PCB 廃棄物の処理及び対象設備の買換えに関する融資制度
- ・ PCB 廃棄物判定の試料採取・分析、PCB 廃棄物の抜油、収集運搬、処分を行う場合の融資制度。利子の全額又は半額の補助。

## (2) 処理費用・収集運搬費用等の融資制度及び実績の有無

貴都道府県市において、PCB 廃棄物の保管事業者（変圧器・コンデンサー、安定器等汚染物、微量 PCB 汚染廃電気機器等）に対して設けている処理費用・収集運搬費用等の補助制度を活用した支援実績はありますか。「b いいえ」とご回答いただいた場合、未活用となった理由及び対応策についてご回答ください。

調査対象 7 自治体

内 容	今回調査
a はい	3 自治体
b いいえ	4 自治体

### (未活用の理由)

- ・ PCB 廃棄物を処分するための資金については銀行の貸出金利も低く、市中で調達していると考えられる。また、保管事業者が制度を把握していない場合もあると考えられる。
- ・ 融資制度であり、償還が必要。認識不足。
- ・ 不明
- ・ 補助金ではなく、償還が必要な「融資」であるため普及が進まない。

### (対策案)

- ・ 引き続き新聞・ホームページ等で広報するとともに、事業者に対する立入調査時に説明し、制度の周知に努める。
- ・ PCB 使用製品、PCB 廃棄物の保有者等に対し、引き続きホームページやリーフレット等により制度の周知を図る。
- ・ 処理費用の捻出が困難な事業者に対して個別に周知している。

### (3) その他の支援の有無

貴都道府県市において、PCB 廃棄物の保管事業者（変圧器・コンデンサー、安定器等汚染物、微量 PCB 汚染廃電気機器等）に対して、処理費用・収集運搬費用等の補助制度あるいは融資制度以外に、財政的、技術的支援を行っている場合、その内容についてご記入ください。

(その他の支援の有無)

- ・ PCB 適正処理推進員を設置し、PCB 含有機器の判別が困難な事業者に対し現地訪問等を行っている。また、群馬県内で PCB 分析可能な事業者一覧表を作成し、要分析機器保有事業者に提供等をしている。
- ・ 照明器具を LED に交換する際には設置費用及び設置工事費用に対して助成金制度を行っている。
- ・ 各自治会等に対し、集会施設整備等補助金制度を利用可としている。【限度額】費用の 1/3 以下 限度額 400 万円（増改築又は改造）

### (4) 今後実施する支援の有無

貴都道府県市において、PCB 廃棄物の保管事業者（変圧器・コンデンサー、安定器等汚染物、微量 PCB 汚染廃電気機器等）に対して、新たに支援を行う予定があればその内容についてご記入ください。

(新たな支援の内容)

- ・ 保管事業者への分析費用等の補助制度創設を検討中。

## VI. 不適切な取扱い・法令違反への対応について

### 1. 事故、漏えい、紛失、不適正処分、不法投棄、その他法令違反の事例について

令和2年1月1日～令和2年12月31日の間、貴都道府県市管内における事故、漏えい、紛失、不適正処分、不法投棄、法令違反（疑いを含む）に関する事案について、その詳細と対応内容等を可能な範囲でご回答ください。

#### (1) 事故・漏えい

調査対象 127 自治体

	変圧器	コンデンサー	安定器	汚染物
件数	10	5	4	1

#### 【事故・漏えい事例①】

発見日時	令和2年5月22日	発見機器	変圧器
事案の分類	事故/漏洩	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	保管中のトランスを誤って転倒させてしまった際に油が流出した。		
事例に対する対応	漏洩可能性箇所を回収しPCB汚染物として処理した。		
報道発表対応の有無	有		
参考となる情報 (留意事項等)	-		

#### 【事故・漏えい事例②】

発見日時	令和2年10月29日	発見機器	安定器
事案の分類	事故・漏洩	使用・保管の区別	使用
発見時の状況	体育館の電気室で生徒が異臭に気づき、原因が不明だったため、四国電気保安協会に確認してもらったところ、蛍光灯に異常があることがわかり、内部を確認したところ、PCB使用安定器から油漏れしているものが見つかった。(公開可能状況写真 有)		
事例に対する対応	漏洩があった部屋については安全が確認できるまで立ち入り禁止にし、物自体はすぐに外して保管を開始した。また、他に確認漏れがないかどうかについて確認した結果、中学校内で他1台PCB使用安定器が発見され、現在JESCOと契約手続き中である。 また、この件をうけて、県及び教育委員会が県庁内各部及び市町村に対し、再度の確認漏れがないように注意するよう通知を送付した。		
報道発表対応の有無	有		
参考となる情報 (留意事項等)	-		

【事故・漏えい事例③】

発見日時	令和2年3月16日	発見機器	変圧器(油入遮断器)
事案の分類	事故・漏洩	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	<p>・東北電気保安協会が定期点検に訪れた際、油入遮断器(低濃度PCB廃棄物)が倒れており、床のコンクリートに油が漏れていた。          ・油入遮断器が倒れた原因は不明。</p>		
事例に対する対応	<p>・機器については汚染が広がらないよう措置。          ・コンクリートをPCB汚染物として受入・処分可能である旨処分施設に確認の上、汚染したコンクリートを除去し、PCB汚染物として処理。</p>		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	-		

【事故・漏えい事例④】

発見日時	令和2年9月11日	発見機器	安定器
事案の分類	事故・漏洩	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	保管中の照明器具を移動した際、安定器からの液漏れに気付く。		
事例に対する対応	ビニールシートで覆い、倉庫で保管		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	-		

【事故・漏えい事例⑤】

発見日時	令和2年6月16日	発見機器	安定器
事案の分類	事故・漏洩	使用・保管の区別	使用
発見時の状況	解体工事に伴う541台の照明用安定器の取り外し作業中に、95台の安定器から漏えいを確認した。		
事例に対する対応	床面等周辺養生の上、機器を取り外し、安定器はビニール梱包し保管場所へ移動。その他PCB付着した機器は、該当部分を切断回収し、ビニール梱包のうえドラム缶保管とした。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	-		

【事故・漏えい事例⑥】

発見日時	令和2年3月5日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	事故・漏洩	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	コンクリート床上に設置されたコンデンサからの液漏れに気付く。		
事例に対する対応	コンデンサを別の容器に移してコンクリート床への浸透を防止するとともに、浸透した床面を研り、特管産廃処理した。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	-		

【事故・漏えい事例⑦】

発見日時	令和2年10月12日	発見機器	変圧器
事案の分類	事故・漏洩	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	10/12、関東東北産業保安監督部東北支部から「鉱山保安法に基づく立入検査（10/9）において、電柱の上にあるトランスから絶縁油が漏れた形跡を発見した。高濃度PCBの可能性があるので情報提供する。なお、使用中の機器ではないため、当方では対応しない」との電話連絡があった。（公開可能状況写真有）		
事例に対する対応	直ちに現地調査を実施。 絶縁油が漏れたトランスの型番から高濃度PCB廃棄物には該当しないことを確認。油の漏出時期は不明。 油の漏出防止措置の実施、漏出した油の成分の分析、油がしみこんだ土壌の分析を指示した。漏出した油は低濃度PCBに該当したが、しみこんだ土壌はPCB不検出であった。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報（留意事項等）	当該トランスは掘り起こし調査対象外であり、県では存在を把握していなかった。鉱山保安法の規制対象となる区域において、PCB特措法の規制が周知されているのか疑問である。		

【事故・漏えい事例⑧】

発見日時	令和2年10月12日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	事故・漏洩	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	大雨に伴う河川の増水により高濃度PCB廃棄物が保管されていた事業場が浸水した。		
事例に対する対応	翌日に現地確認し、破損や漏えいは確認されなかったため、PCB廃棄物の早期処理や移動を指導するとともに、水害にあう可能性のあるPCB廃棄物の保管事業場を調査し、早期処理等を指導した。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報（留意事項等）	上水道の取水源ともなっている川であったことから、担当課と連携して事例に対応した。		

【事故・漏えい事例⑨】

発見日時	令和2年1月9日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	事故・漏洩	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者から当部に、古いキュービクル内にある低濃度コンデンサからPCB絶縁油が漏洩している旨の連絡があった。</li> <li>・現地調査をしたところ、平成27年8月頃にコンデンサ1台が破損し、PCB絶縁油が漏洩したとのこと。</li> <li>・キュービクル、キュービクル内の電気設備等及びコンクリート基礎に付着していた。（なお、外部への流出はなし。）</li> <li>・キュービクル内には、コンデンサ2台、変圧器5台、遮断器1台があったが、すべて分析済であり、低濃度は変圧器4台、コンデンサ1台で残りはPCB不含有であった。</li> </ul>		
事例に対する対応	<p>事業者に対して以下のとおり適正に処分するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キュービクル及びキュービクル内の電気設備等については、幅広くPCB絶縁油が付着し、飛散範囲を特定できないため、原則としてすべてみなし低濃度PCB汚染物として処分。</li> <li>ただし、分析によりPCB不含有が判明している電気設備については、封入されている絶縁油は直接付着していないため、抜油のうえ産廃として処分可能である。</li> <li>また、拭取り分析によりPCBが検出されない機器についても産廃として処分可能。</li> <li>・コンクリート基礎については、目視確認により変色が見られない部分まで研り作業を行い、みなし低濃度PCB汚染物として処分。</li> </ul>		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報（留意事項等）	-		

【事故・漏えい事例⑩】

発見日時	令和2年8月21日	発見機器	安定器
事案の分類	事故・漏洩	使用・保管の区別	使用
発見時の状況	2020年8月21日A社(株)社員が長野市に所在の同社休憩所に設置された蛍光灯安定器より油(100ml程度)の漏洩を発見。専門業者に分析依頼するとともに、同室を立入禁止とした。分析の結果が高濃度PCB含有機器濃厚だったため、9月2日長野県長野地域振興局へ報告し、長野市廃棄物対策課へ連絡が入った。同日当課より架電し、漏洩油の吸着、飛散防止措置並びに漏洩機器及びPCB汚染物の適切な保管の実施を指導した。		
事例に対する対応	9月4日立入を実施。漏洩機器本体、汚染物(油が垂れた座布団及び畳の一部等)は撤去が完了しており、袋に密閉され、PCB汚染物として専用の保管庫に適切に保管されていることを確認した。また、本件に係るPCB廃棄物の保管届の提出及び早期処分や本事故に係る報告書の提出、同社管理の施設についてPCB含有機器の有無についての調査等を指導した。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報(留意事項等)	当該施設は昭和42年12月築造。施設は恒常的には使用しておらず、休憩室のみ稀に職員が使用していたとのこと。		

【事故・漏えい事例⑪】

発見日時	令和2年12月9日	発見機器	変圧器
事案の分類	事故・漏洩	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	PCB廃棄物保管事業者から、資材置き場に保管していた、トランス(処理委託契約済)より低濃度PCB絶縁油が漏洩しているとの連絡があった。 現場確認したところ、絶縁油が漏洩しており、土壌への浸透を確認した。		
事例に対する対応	ただちに汚染土壌の撤去を指示した。撤去は浸透部分を確認しながら実施し、汚染土壌が残らないよう掘削を行った。また、土壌の撤去前、撤去後(分析結果が判明するまで)はブルーシートで覆い、雨水等による浸透拡大を防止した。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報(留意事項等)	—		

【事故・漏えい事例⑫】

発見日時	令和2年12月9日	発見機器	変圧器
事案の分類	事故・漏洩	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	変圧器からの油漏れと、漏洩防止用のトレイからも雨水とともに事業所内の雨水枡へ油が流れ出た痕跡を発見した。		
事例に対する対応	関係機関に連絡するとともに、汚染の拡散防止措置を実施のうえPCB汚染物及びみなし汚染物を含め「特別管理産業廃棄物保管場所」にて適正に保管した。その後、吹田市指導のもと汚染経路(雨水、アスファルト、土砂)の洗浄を実施した(全てPCB定量下限値未満)。また、洗浄で発生した汚染物についてもPCB廃棄物とみなして適正処分した。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報(留意事項等)	環境汚染はなし		

【事故・漏えい事例⑬】

発見日時	令和2年7月2日	発見機器	変圧器
事案の分類	事故・漏洩	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	電気集じん器上部機器（開閉器）の撤去作業時に変圧器と開閉器の接続部（ブッシング）を損傷、PCB含有油が漏れた。		
事例に対する対応	別紙のとおり		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報（留意事項等）	—		

【事故・漏えい事例⑭】

発見日時	令和2年3月	発見機器	その他汚染物
事案の分類	事故・漏洩	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	平成19年に変圧器から低濃度PCB含有油が流出。汚染されたと思われる範囲の土壌及び汚染物を保管。その後、変圧器自体は適正に処理したが、汚染土壌及び汚染物については、保管したままで、行政への報告をしていないことが判明。令和2年3月に兵庫県に報告があった。		
事例に対する対応	県及び土壌汚染対策法政令市より汚染土壌及び汚染物として処理を行うよう指導		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報（留意事項等）	—		

【事故・漏えい事例⑮】

発見日時	令和2年6月18日	発見機器	変圧器
事案の分類	事故・漏洩	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	R2.6.18保管状況確認時、屋外に保管されている低濃度疑似トランス下部に油のにじみ、油臭を確認。油吸着マットを敷設。		
事例に対する対応	バット設置等の応急処置後、元々の所有者である法人が破産しているため、破産時の代表者に状況を説明し対応を求めた。R2.9.9当該トランスの抜油作業を実施、抜油した油及び汚染物を屋内保管とした。同日採取した内容油を検査した結果は低濃度であった。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報（留意事項等）	法人破産時の代表者には道義的責任による対応を求めたため、応急処置、監視のほか、抜油業者の紹介、見積り取得、日程調整、作業時立会いといった費用支払い以外の対応については県が行った。		

【事故・漏えい事例⑯】

発見日時	令和2年12月8日	発見機器	変圧器 コンデンサー
事案の分類	事故・漏洩	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	廃業した砂利採取業者のプラントで、乱暴な解体をしたため、電気室に置いてあった変圧器、コンデンサの一部が破損し絶縁油が敷地内に漏洩した。		
事例に対する対応	直ちに作業を中止させるとともに、破損した機器、油じみがある土壌をコンクリートの上に移動させシートを掛けさせた。 また、分析をさせたところ、一部の機器は低濃度PCBであった。土壌からはPCBは検出されなかった。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報（留意事項等）	—		

## (2) 紛失

調査対象 127 自治体

	変圧器	コンデンサー	安定器	汚染物
件数	1	20	4	4

## 【紛失事例①】

発見日時	令和2年11月11日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	中核市になった際に県から引き継いだ資料より発見した。過去に高濃度PCB廃棄物を保管していた。銘板の写真あり。法第八条第一項に基づく届出書(様式第一号(-))を提出していた。既に会社は解散しており、建物は解体され土地は売却されている。JESCO大阪で処分された記録はない。		
事例に対する対応	当時の社長に対し、報告徴収を行う予定である。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報(留意事項等)	—		

## 【紛失事例②】

発見日時	—	発見機器	安定器
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銘板の無い安定器について、PCBの確認方法や処理方法等の相談があり認知。</li> <li>・相談者へ、確認方法やPCB含有の場合、期限内処理が必要であることを説明。</li> <li>・進捗状況の確認のため、相談者へ連絡を取ったところ、誤って紛失したとの申し出を受けた。</li> <li>・安定器の追跡調査が困難であり、紛失の案件として対応を行っている</li> </ul>		
事例に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定器の紛失した時期や保管管理の状況等、詳細の聞き取りを行った。</li> <li>・札幌市の指導要綱で定める紛失の届出を提出してもらうとともに、PCB廃棄物の適正処理について指導を行った。</li> </ul>		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報(留意事項等)	—		

## 【紛失事例③】

発見日時	—	発見機器	コンデンサー
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特措法第8条に基づく届出等により認知し、直接、保管場所の立入調査により、コンデンサーの保管を確認している。</li> <li>・保管場所の立入調査以降、定期的に連絡・確認を行っていたが、ある時期を境に、保管事業者と連絡が不通となった。</li> <li>・本年に連絡が取れた際に、保管事業者から、コンデンサーが盗難にあったと申出を受け、保管場所の確認を行ったが、保管場所にはコンデンサーは無かった。</li> <li>・コンデンサーの追跡調査が困難であり、紛失の案件として対応を行っている。</li> </ul>		
事例に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盗難にあった時期や、保管管理の状況等、詳細の聞き取りを行った。</li> <li>・札幌市の指導要綱で定める紛失の届出を提出してもらうとともに、PCB廃棄物の適正処理について指導を行った。</li> </ul>		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報(留意事項等)	—		

【紛失事例④】

発見日時	令和2年7月17日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	過去の立入調査において、M社事業場内に高濃度高圧コンデンサーが保管されていることを確認し、同社からPCB特別措置法に基づく届出が提出されていたが、その後同社と連絡が取れていなくなっていた。 令和2年度に再度立入調査を実施したところ、コンデンサーが紛失していることを確認した。		
事例に対する対応	保管事業者に対し報告徴収を実施した。今後注意指導を行う予定。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【紛失事例⑤】

発見日時	令和2年11月24日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	N社はJESCO登録機器である高濃度コンデンサー1台を保管しており、同社廃業後は同社代表者が引き続き保管していた。 平成29年にキュービクルを処分することになり、登録していたものとは別の機器が残っていたのみで、高濃度の機器はなかった。当該高濃度コンデンサーについては神戸市が平成17年度の立入調査で現地で保管されていることを確認していたため、関係者への報告聴取等により行方を調査したが、現地にはコンデンサーは残っていないことがわかった。		
事例に対する対応	N社は廃業しており、同社代表者も亡くなっているため、指導等は行わない。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【紛失事例⑥】

発見日時	令和2年11月26日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	過去の立入調査において、I社事業場内に高濃度高圧コンデンサーがキュービクル内で保管されていることを確認し、同社から保管届が提出されていた。 当該高圧コンデンサーについてはJESCO登録されていたが、JESCOから同社が処理に反対している旨連絡があったため、神戸市が立入調査を行ったところ、当該高圧コンデンサーが紛失していることを確認した。 なおI社は「届出していたのは神戸市に言われたから提出してただけで初めから高圧コンデンサーは保管していない。紛失などしていない。」と主張している。		
事例に対する対応	保管事業場の電気主任技術者に当該高圧コンデンサーの保管の有無について報告徴収を行う予定。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【紛失事例⑦】

発見日時	令和2年11月17日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	PCB入りのコンデンサを平成29年7月頃に保安協会から言われて使用をやめ取り外した。その当時はPCB入り機器の適切な処理方法等について十分に認識しておらず電気屋に持って帰ってもらい処理もお願いしていたが、その電気屋にてコンデンサを紛失してしまった。電気屋にて事業場内をくまなく探してもらったが全く見つからない。		
事例に対する対応	立入検査により平成29年7月に高濃度PCB含有コンデンサの取替工事が実施された記録を確認し、取り外された当該コンデンサについては無くなっていることを確認した。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【紛失事例⑧】

発見日時	令和2年6月30日	発見機器	その他汚染物
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	PCB含有コンデンサーを取り外した安定器の残部材11台(低濃度)を紛失。当該事業者はPCB廃棄物を複数保管しており、事業場内でPCB廃棄物を移動させる際に誤ってPCB不含有として誤処分してしまった。 誤処分発覚後、当該事業者から名古屋市へ報告。		
事例に対する対応	誤処分の報告後、状況確認のため当該事業場へ立入検査を実施し、当該PCB廃棄物が存在しないことを確認。当該事業者に対して文書指導を行った。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【紛失事例⑨】

発見日時	令和2年6月30日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	高濃度PCBコンデンサー使用中の事業者へ立入を行ったところ、現在は使用していないとのことであったので口頭で届出指導をしたものの、届出の提出が無かったため文書指導。 その後、事業者よりコンデンサーを他者に譲り渡した後、所在不明になってしまったとの報告あり。		
事例に対する対応	紛失の経緯や所在調査の状況について報告を受けるとともに、継続して調査を行うよう文書勧告		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【紛失事例⑩】

発見日時	令和2年11月17日	発見機器	その他汚染物
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	当該廃棄物(ウエス、手袋、防護服等)は個人保管であったため、市でJESCOへの登録支援等を行い、搬入荷姿登録がされた。その後例年の保管状況等の届出書の提出がなかったため、指導のため立入したところ、対象物を確認することができず、契約書及びマニフェストの提示を求めたが、所在不明であり捨てているかも知れないとのことであった。JESCOに確認したところ、登録はあるが契約及び処理実績はなく、保管者にも再度確認したが、高齢であり、誰かが持っていったかもしれないが詳細は覚えていないとのことであった。		
事例に対する対応	当該汚染物は少量でペール缶に封入されており、他にPCB廃棄物等の保管もなく、被害が拡大するおそれもないと考えられるため、報告書を提出させて対応終了とした。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【紛失事例⑪】

発見日時	令和2年7月16日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	保管事業者が委託にてリフォーム工事を行った際に、紛失。		
事例に対する対応	紛失機器の追跡調査を実施中。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【紛失事例⑫】

発見日時	令和2年3月1日	発見機器	変圧器
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	令和2年6月10日付けで低濃度PCB廃棄物保管事業者から平成23年8月15日から平成24年2月3日までの間に盗難にあったとの報告を受けた。		
事例に対する対応	令和2年7月8日に保管事業者立会の下、以前保管していた場所の現地確認を行った		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【紛失事例⑬】

発見日時	令和2年10月21日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	保管事業場に立入検査したところ、届出のあったコンデンサーが事業場内の保管場所に無く、紛失していることが判明した。		
事例に対する対応	金属くずをスクラップ業者に売却した際にあわせて搬出された可能性があったが、その事実関係は不明。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【紛失事例⑭】

発見日時	令和2年3月1日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	当所あてポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書が提出されなかったため、廃棄物処理法及びPCB特措法に基づく報告徴収を実施したところ、保管していたPCB廃棄物を紛失した旨報告があったもの。		
事例に対する対応	以下の内容の指導文書を事業者あて交付 <ul style="list-style-type: none"> <li>・紛失したPCB廃棄物の調査を継続すること。</li> <li>・PCB廃棄物が見つかった場合は、当所に連絡し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書を提出すること。</li> <li>・見つかったPCB廃棄物については、関連する法律に基づき処分するまでの間は適切に保管し、処分すること。</li> </ul>		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	別途、関西電気保安協会から、同事業所の保管場所にて当該PCB廃棄物がないことを確認した旨を聴取。		

【紛失事例⑮】

発見日時	令和2年7月	発見機器	コンデンサー
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	JESCOからの情報提供により、高濃度PCB含有機器1台所有している法人が未届けであることが判明した。 当該法人に接触を試みると、清算済みであり、保管場所には別の事業者が使用しており、高濃度PCB含有機器の所在が不明であることが判明した。		
事例に対する対応	当該法人の元役員等に対して、聞き取り及び法に基づく報告徴収を行った。今後、提出された報告を基に指導等を行う。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【紛失事例⑯】

発見日時	令和2年4月24日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	事業所HはH14年以降H22年までPCB保管状況届を提出。H26年に競売による売買で事業所Kが土地・建物を所有。H28～R2年に建物解体。解体業者立会いのもと保管場所のキュービクル及び建物内を捜索したところ、高濃度コンデンサ1台が紛失していた。		
事例に対する対応	事業所H及び事業所Kに対し報告徴収し、KからはPCB廃棄物は確知していない旨の報告があった。Hの代表者は既に亡くなっており、親族からはPCB廃棄物は確知していない旨の報告を口頭で受けている。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【紛失事例⑰】

発見日時	令和2年4月24日	発見機器	安定器
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	掘り起こし調査にて発見した事業者に連絡を入れたところ、安定器を取り外して建物脇（屋外）で保管していたところ、金属回収している人（一般人）が勝手にとって行ってしまった。※PCB含有不明		
事例に対する対応	—		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報（留意事項等）	—		

(3) 不適正処分

調査対象 127 自治体

	変圧器	コンデンサー	安定器	汚染物
件数	20	6	7	3

【不適正処分事例①】

発見日時	令和2年10月26日	発見機器	変圧器
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	トランスのPCB油(低濃度: 50mg/kg)のみが保管され、筐体は既に有価物として処理されていた。		
事例に対する対応	保管事業者に対し、報告徴収を行う予定である。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	特にありません。		

【不適正処分事例②】

発見日時	令和2年11月25日	発見機器	安定器
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	使用
発見時の状況	事業者中使用中の安定器に関する処理状況を電話にて確認したところ、不適正処分が発覚した。		
事例に対する対応	事業者に対して直接指導を行い、始末書及び紛失届出を提出させた。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	-		

【不適正処分事例③】

発見日時	令和2年11月16日	発見機器	変圧器・コンデンサー
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	・保管事業者にて低濃度PCBの疑いのあるトランス・コンデンサ計3台について、分析してから処分するように伝えていたが、市が現場確認した際にトランス・コンデンサがなくなっていたため、事業者にて事情を聞いたところ、3台のうち1台は分析表によりPCB不含有が確認できたが、残り2台については分析表がないためPCB濃度不明であり、3台とも金属くず処理業者に処分してもらったとのこと。(公開可能状況写真 有)		
事例に対する対応	・保管事業者に対し、PCB特措法第24条による報告の徴収を実施。 ・金属くず商業者に立ち入り、当該トランス・コンデンサの搬入について搬入伝票の確認や事業場内の探索を実施したが、搬入した実績等は確認できず。 ・分析表が無いトランス・コンデンサは低濃度PCBの可能性があるので、保管事業者に対し探し出して分析するように指導。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	-		

【不適正処分事例④】

発見日時	令和元年8月21日	発見機器	変圧器
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	廃棄終了届出書添付のマニフェストの写しで無許可業者による処分が発覚(低濃度)。		
事例に対する対応	文書指導		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【不適正処分事例⑤】

発見日時	令和2年1月末	発見機器	変圧器
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	保管状況届出書未提出事業者に対する催促の過程で処分完了の旨の証言があったため、マニフェストの写しを確認したところ無許可業者による処分が発覚(低濃度)。		
事例に対する対応	文書指導		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【不適正処分事例⑥】

発見日時	令和2年8月21日	発見機器	変圧器
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	J社より5か月ほど前に低濃度PCB該当機器1台を不含有として処理(売却)していたことが判明したと連絡があった。		
事例に対する対応	生活環境への影響の確認及び再発防止等を含めた報告書の提出を指示し、文書指導と現地での改善確認を行った。		
報道発表対応の有無	有		
参考となる情報 (留意事項等)	報道発表はJ社が自ら行った。		

【不適正処分事例⑦】

発見日時	令和2年2月18日	発見機器	変圧器
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低濃度PCB廃棄物の保管事業者から低濃度PCB含有トランスが誤って第三者に売却。</li> <li>・第三者に売却された後、当該トランスに封入されていた油は油水分離施設で処理され、産業廃棄物処分業者に売却されていた。</li> </ul>		
事例に対する対応	<p>○一連の調査の結果、低濃度PCB含有廃棄物はすでに存在しないが、以下の理由から生活環境保全上の支障が生ずる可能性はほぼないものとして、本案件の調査を終了。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トランスに含まれていた油は30Lで、油水分離装置は、3.44m<sup>2</sup>×2基であり、その後7.58m<sup>2</sup>のタンクで保管することを考えれば、卒業試験濃度を下回ることが予想されること。※回収された油の総量は3450Lで115倍に薄められていた。</li> <li>・出荷された油はすでに、燃料として焼却されていること。(残渣物も焼却済み)</li> </ul> <p>○低濃度PCB廃棄物の保管事業者に対しては、PCB廃棄物の誤処分について嚴重注意書を交付。本案件の関係者に損害が生じた場合は、排出事業者責任を全うするように指導。</p>		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【不適正処分事例⑧】

発見日時	令和2年9月8日	発見機器	安定器
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	保管事業者が特別管理産業廃棄物ではなく、通常の産業廃棄物として処分してしまっていた。		
事例に対する対応	文書指導を行った。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【不適正処分事例⑨】

発見日時	令和2年11月19日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	低濃度PCB廃棄物に該当することが判明したコンデンサーの処理をPCB廃棄物の収集運搬や処分(無害化処理)の許可がない業者に委託しており、金属加工業者において油を抜き取られ、本体部分は製鉄業者へ、PCBを含む油は再生利用業者へ売却されていることが判明した。		
事例に対する対応	関係業者に対して事情を確認すると同時に、保管事業者に対して、事例に対する報告を求めた。今後、報告があり事例の全容が判明した時点で不適正事項に対する文書指導を行う予定である。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	現在指導中の事例である。		

【不適正処分事例⑩】

発見日時	令和2年6月29日	発見機器	変圧器
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	使用
発見時の状況	特別措置法に基づく届出において、変圧器の油を入れ替えしたため、PCB使用製品ではなくなったと報告された。		
事例に対する対応	課電自然循環洗浄法ではないため、当市は適正処理とは認めなかった。使用中の変圧器で、当市に指導権限がないため、中部地方環境事務所を通じて、経済産業省に情報提供し、指導を依頼した。北陸産業保安監督署の指導で、当該変圧器は現在も低濃度PCB使用電気工作物として扱っている。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【不適正処分事例⑪】

発見日時	令和2年9月15日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	保管場所の立入検査に行ったときはすでに不適正処分がなされた後で、何も残っていない状態。		
事例に対する対応	現在対応中		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	現時点で、この件に関する情報の公表は一切不可		

【不適正処分事例⑫】

発見日時	令和2年6月29日	発見機器	安定器
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	令和2年6月29日に対象者の場所へ立入検査に行ったところ、予備登録されたPCB廃棄物がなくなっていたことが分かった。対象者に詳しく事情を聞いたところ、令和元年秋頃に無料回収業者(外国人)に引き渡したことを申し立てた。		
事例に対する対応	行政指導(改善勧告)を行い、原因究明をさせ、改善計画書、誓約書を提出させた。なお、引き渡した外国人を特定することができなかった。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報(留意事項等)	-		

【不適正処分事例⑬】

発見日時	令和2年6月5日	発見機器	変圧器
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	事業地内に多くのPCB含有疑いの機器が置かれていた。PCB含有廃棄物とは知らずに、油は抜油後にボイラーで燃やしてしまったとしていた。		
事例に対する対応	不適正処理事案として、指導。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報(留意事項等)	-		

【不適正処分事例⑭】

発見日時	令和2年10月28日	発見機器	その他汚染物
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	使用
発見時の状況	業者の報告により発覚した事案。変圧器油性能分析において、分析委託した油がPCB混入油と認識されず分析委託先によって通常の油と混合して売却された。		
事例に対する対応	事業者に対し、改善報告書の提出を求め、再発防止に努めるよう指導した。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報(留意事項等)	-		

【不適正処分事例⑮】

発見日時	令和2年7月6日	発見機器	変圧器
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	使用
発見時の状況	使用中の低濃度PCB含有変圧器の交換工事において、電気工事業者が当該変圧器を持ち帰った。その後、電気工事業者が、当該変圧器から絶縁油を抜き取り、絶縁油は産業廃棄物として処分、当該変圧器本体は金属として売却した。		
事例に対する対応	保管事業者に対し、以下の内容を文書指導 <ul style="list-style-type: none"> <li>・PCB廃棄物を譲り渡さないこと</li> <li>・PCB廃棄物は廃棄物処理法の規定に基づき、適正保管すること</li> <li>・当該PCB廃棄物による環境への影響を調査すること</li> </ul>		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報(留意事項等)	-		

【不適正処分事例⑩】

発見日時	令和2年11月2日	発見機器	安定器
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	使用
発見時の状況	R2.6.24、掘起し調査でPCB含有安定器有り回答の事業所R1に立入、高濃度PCB含有安定器2台を確認。 R2.11.2及び11.4、事業所R代表者から「PCB含有安定器は一般廃棄物処理施設で処分した」との連絡を受理、11.5に立入し、照明器具ごと安定器が無くなっており、一廃処理施設側を確認するも当該搬入物は無く既に処理された可能性が高いことが判明。		
事例に対する対応	報告徴収により事業所Rで保有していた高濃度PCB含有安定器2台を一般廃棄物処理施設へ搬入した旨の報告を受理。 事業所R1に対し嚴重注意文書を発出し再発防止を指導。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【不適正処分事例⑪】

発見日時	令和2年6月5日	発見機器	変圧器
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	・微量PCB混入の可能性が否定できない電気機械器具1台を分析せずに非PCB扱いでスクラップ業者へ引き渡していた。		
事例に対する対応	・追跡調査を実施のうえ、報告書を提出させた。 ・法令遵守の意識向上と廃棄物の適正管理等を指導した。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【不適正処分事例⑫】

発見日時	令和2年3月12日	発見機器	変圧器
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	照明補修工事を行った際、蛍光灯安定器197台のうちPCB使用安定器1台が所在不明となり、3/12大阪府へ報告あり。その後の追跡調査の結果、他の非PCB撤去処分品とともに搬出してしまい、工事下請け業者手配のトラックにてスクラップ業者へ売却されていることが判明。		
事例に対する対応	・追跡調査のうえ、経緯や再発防止策(再度の周知徹底、チェックリストの作成、業者との連携の強化等)を含む報告書を提出させた。 ・立入り、嚴重注意文書による指導		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【不適正処分事例⑱】

発見日時	令和2年3月12日	発見機器	安定器
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	<p>令和2年5月に掘り起こし調査により発見された安定器1台について、JESCOでの登録・処分を指導していたが、進展がなかった。</p> <p>そこで、登録促進指導を目的として保管者宅を訪問したところ、令和2年10月20日頃、いわゆる廃品回収業者と思われる者に当該PCB廃棄物を引き渡した旨申し立てがあった。</p> <p>廃品回収業者と思われる者は、保管者宅に飛び込みで訪れたもので、保管者は、当該業者の氏名等を知らないとし立てている。</p>		
事例に対する対応	<p>県において、嬉野市内を巡回している複数の廃品回収業者を調べ、当該PCB廃棄物の引き受け等について調査を行ったが、引き受けたと回答した業者はなかった。</p>		
報道発表対応の有無	有		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【不適正処分事例⑳】

発見日時	令和元年8月19日	発見機器	その他汚染物
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	<p>事業者の社内調査により発見され、県へ通報があったもの。</p> <p>ドラム缶に保管していたPCBを含有する廃油(約140L)を、廃棄物処理上の適切な処理を行わず、従業員の認識誤りにより、排水処理施設に投入してしまった。(公開可能状況写真有)</p>		
事例に対する対応	<p>事業者が排水等の分析を行ったところ、工場からの放流水(処理水)からはPCBは検出されなかったものの、排水処理施設の油水分離槽に溜まった油から低濃度のPCBが検出された。(油水分離槽4か所の分析結果:最大値 150mg/kg、放流水(処理水)の分析結果:検出されず)</p> <p>油水分離槽に残留していた廃油等は回収して工場内で保管している。</p>		
報道発表対応の有無	有		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【不適正処分事例㉑】

発見日時	令和2年3月1日	発見機器	変圧器
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	使用
発見時の状況	<p>施設建て替えの際、誤って当該変圧器を処分してしまった。</p>		
事例に対する対応	<p>紛失届の提出</p>		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

(4) 不法投棄

調査対象 127 自治体

	変圧器	コンデンサー	安定器	汚染物
件数	1	6	0	0

【不法投棄①】

発見日時	令和2年10月5日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	不法投棄	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	道路側溝に不法投棄されていたコンデンサーを担当職員が発見。(公開可能状況写真右)		
事例に対する対応	公用地であったため、所管課において保管及び処分を指導した		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	-		

【不法投棄②】

発見日時	令和2年6月10日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	不法投棄	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	地籍調査を行うに当たり、当該土地の草刈りを行ったところ、多量に不法投棄されている廃棄物が確認されたとの通報を受け、現地調査を行った結果、低濃度コンデンサー1台の不法投棄を発見した。		
事例に対する対応	土地所有者が前所有者に協議をし、処分することとなった。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)			

【不法投棄③】

発見日時	令和2年4月21日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	不法投棄	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	近隣住民からの通報により、支所職員が市道に不法投棄されている当該機器をPCB含有のシールが貼付されていることに気づかずに回収、当市のごみ処理施設の処理困難物置き場に搬入した。その後、施設職員が、当該機器にPCB含有のシールが貼付されていることに気づき、本件が発覚した。		
事例に対する対応	腐食防止のため、屋内に移動し仮保管した。また、当該機器の銘板がなく、PCB濃度が不明だったため、民間の分析機関へ絶縁油の分析を依頼した。その結果、高濃度PCBを含有していることが判明した。 また、警察署の協力のもと、不法投棄者特定の調査を継続中。		
報道発表対応の有無	有		
参考となる情報 (留意事項等)	-		

【不法投棄④】

発見日時	令和2年2月27日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	不法投棄	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	高濃度PCB含有コンデンサ2台が、ある事業所の敷地内に不法投棄されたことが判明。 不法投棄された事業者が適正に保管し、今後、処分する意思があることを確認。		
事例に対する対応	不法投棄された事業者が適正に保管及び処分する意思があることから、特段の対応は行っていない。		
報道発表対応の有無	有		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【不法投棄⑤】

発見日時	不明	発見機器	コンデンサー
事案の分類	不法投棄	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	市町村の清掃センターの小屋にて発見。銘板は剥がされていた。クラックが入っており、中身は流れ出たと思われた。分析したところ高濃度。小屋は普段、パトロール中に道路で拾ったごみの一時置き場として使われているため、当該PCB廃棄物も道路に投棄されていたと思われる。		
事例に対する対応	発見者(市町村)が届出し処分する。		
報道発表対応の有無	有		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【不法投棄⑥】

発見日時	不明	発見機器	変圧器/コンデンサー
事案の分類	令和2年1月17日	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	職員がパトロール中に空き地に不法投棄された変圧器4台、コンデンサー1台(高濃度)を発見した。		
事例に対する対応	現在は屋内で5台を保管中。 (変圧器4台はその後低濃度と判明)		
報道発表対応の有無	有		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

## (5) その他

調査対象 127 自治体

	変圧器	コンデンサー	安定器	汚染物
件数	8	32	4	1

## 【その他事例①】

発見日時	令和2年7月16日	発見機器	変圧器
事案の分類	その他	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	大学の実験室からPCB試薬(処分期間:平成30年3月31日まで)が発見された。大学としては、当該試薬は研究に必要な物であることから、PCB廃棄物ではないとの認識であった。 ※その後、環境省への問合せにより、PCB特措法第18条第3項に基づきPCB廃棄物となること及び研究には使用できない旨の見解を伺った。		
事例に対する対応	廃棄物処理法の規定に従い、自ら処分又は処分を他人に委託することができるまでは、廃棄物処理法施行規則第8条の13(特別管理産業廃棄物保管基準)の規定に従って継続保管を行うこと。併せて、当該試薬の処理が完了するまでは、PCB特措法第8条(保管等の届出)の規定に従い、継続して保管及び処分の状況に関し長崎市へ届け出ることを指導した。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報(留意事項等)	—		

## 【その他事例②】

発見日時	令和2年9月17日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	その他	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	大学において、令和2年9月に文科省の事務連絡によりPCB使用機器の確認を行ったところ、溶接機に3kg以上の高濃度PCBコンデンサー(処分期間:平成30年3月31日まで)が内蔵されているものが発見された。(発見者は事務連絡があるまで溶接機に高濃度PCBコンデンサーが使用されていることの認識がなかった。)		
事例に対する対応	廃棄物処理法の規定に従い、自ら処分又は処分を他人に委託することができるまでは、廃棄物処理法施行規則第8条の13(特別管理産業廃棄物保管基準)の規定に従って継続保管を行うこと。併せて、当該コンデンサーの処理が完了するまでは、PCB特措法第8条(保管等の届出)の規定に従い、継続して保管及び処分の状況に関し長崎市へ届け出ることを指導した。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報(留意事項等)	—		

## 【その他事例③】

発見日時	令和2年4月9日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	その他	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	3kgを超える重量の高濃度PCB含有コンデンサーであったが、JESCOへ搬入されたものの、処分期限を過ぎており処分できないため処分を断られていた。		
事例に対する対応	処分期限を過ぎており処分ができないため、JESCO北九州事業所に保管されている当該コンデンサーを引き取り、排出者の事業場内で適正に保管するよう指導した。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報(留意事項等)	—		

【その他事例④】

発見日時	令和2年11月6日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	その他	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	事業者が所有する施設の解体工事を進めている際に、敷地内に高濃度PCB含有コンデンサー(3kg以上)が残置されていることが発覚した。		
事例に対する対応	処分期限を過ぎており処分ができないため、当該施設において保管基準を遵守して適正に保管するよう指導した。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【その他事例⑤】

発見日時	令和2年11月6日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	その他	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	事業者が資材倉庫を整理していた際、古いコピー機内から低圧コンデンサを発見。型番や製造年から高濃度PCB廃棄物であることが判明した。		
事例に対する対応	特例処分期限日を過ぎて発見されたため、事業所内にて適正に継続保管するとともに、PCB特措法に基づき保管状況に関する届出を提出するよう指導。県は毎年、立入検査を実施予定。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	高濃度PCB含有電気工作物が内蔵されていたコピー機 名称:ジアソ式複写機 RICOPIY SL2 型式:00GMM		

【その他事例⑥】

発見日時	令和2年10月15日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	その他	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	長期間使用されていなかった建物の解体前の調査中に、高濃度PCB廃棄物を発見。鉄製のケースに収納し保管されていた。		
事例に対する対応	特例処分期限日を過ぎて発見されたため、事業所内にて適正に継続保管するとともに、PCB特措法に基づき保管状況に関する届出を提出するよう指導。県は毎年、立入検査を実施予定。		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【その他事例⑦】

発見日時	令和2年3月13日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	その他	使用・保管の区別	使用
発見時の状況	低濃度PCB廃棄物の調査をしていたところ、高濃度PCBを含有するコンデンサ2基が使用中であることが発覚した。		
事例に対する対応	<p>早急に取り外させ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の2第2項に定める特別管理産業廃棄物保管基準を遵守させるとともに、以下のとおり指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者自ら対象高濃度PCB廃棄物の処分を行うまで適切に保管を行うこと。</li> <li>・ 特別管理産業廃棄物管理責任者を置くこと。</li> <li>・ 自ら処分を行った翌年度まで、毎年4月1日から6月末日までの間にPCB特別措置法第8条第1項に基づく保管等の届出を行うこと。</li> <li>・ 長期の保管となることが想定されるため、事業者において保管台帳を調製し、定期的に対象高濃度PCB廃棄物及び保管容器の腐食状況の確認等を行うとともに、処分を行うまで確実な引継ぎを行うこと。</li> </ul>		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報 (留意事項等)	—		

【その他事例⑧】

発見日時	令和2年5月28日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	その他	使用・保管の区別	使用
発見時の状況	3kg未満のコンデンサを調査していたところ、3kg超の高圧及び低圧進相コンデンサ11基が発見された。		
事例に対する対応	<p>早急に取り外させ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の2第2項に定める特別管理産業廃棄物保管基準を遵守させるとともに、以下のとおり指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者自ら対象高濃度PCB廃棄物の処分を行うまで適切に保管を行うこと。</li> <li>・ 特別管理産業廃棄物管理責任者を置くこと。</li> <li>・ 自ら処分を行った翌年度まで、毎年4月1日から6月末日までの間にPCB特別措置法第8条第1項に基づく保管等の届出を行うこと。</li> <li>・ 長期の保管となることが想定されるため、事業者において保管台帳を調製し、定期的に対象高濃度PCB廃棄物及び保管容器の腐食状況の確認等を行うとともに、処分を行うまで確実な引継ぎを行うこと。</li> </ul>		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報(留意事項等)	—		

【その他事例⑨】

発見日時	令和2年7月15日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	その他	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	使用終了したキュービクルが保管されており、調査したところ3kg以上の高濃度PCB含有高圧進相コンデンサ1基が発見された。		
事例に対する対応	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の2第2項に定める特別管理産業廃棄物保管基準を遵守させるとともに、以下のとおり指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者自ら対象高濃度PCB廃棄物の処分を行うまで適切に保管を行うこと。</li> <li>・ 特別管理産業廃棄物管理責任者を置くこと。</li> <li>・ 自ら処分を行った翌年度まで、毎年4月1日から6月末日までの間にPCB特別措置法第8条第1項に基づく保管等の届出を行うこと。</li> <li>・ 長期の保管となることが想定されるため、事業者において保管台帳を調製し、定期的に対象高濃度PCB廃棄物及び保管容器の腐食状況の確認等を行うとともに、処分を行うまで確実な引継ぎを行うこと。</li> </ul>		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報(留意事項等)	—		

【その他事例⑩】

発見日時	令和2年9月7日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	その他	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	<p>所有するビル(パチスロカジノ)解体時に変圧器及び高圧進相コンデンサが発見され、分析したところ、コンデンサ1基が3kg以上の高濃度PCB廃棄物に該当した。</p> <p>なお、銘板が高濃度PCB不含のものに付け替えられており、分析によって明らかになった。</p>		
事例に対する対応	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の2第2項に定める特別管理産業廃棄物保管基準を遵守させるとともに、以下のとおり指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者自ら対象高濃度PCB廃棄物の処分を行うまで適切に保管を行うこと。</li> <li>・ 特別管理産業廃棄物管理責任者を置くこと。</li> <li>・ 自ら処分を行った翌年度まで、毎年4月1日から6月末日までの間にPCB特別措置法第8条第1項に基づく保管等の届出を行うこと。</li> <li>・ 長期の保管となることが想定されるため、事業者において保管台帳を調製し、定期的に対象高濃度PCB廃棄物及び保管容器の腐食状況の確認等を行うとともに、処分を行うまで確実な引継ぎを行うこと。</li> </ul>		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報(留意事項等)	—		

【その他事例⑪】

発見日時	令和2年9月14日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	その他	使用・保管の区別	使用
発見時の状況	キュービクルを更新し、変圧器及びコンデンサの分析をしたところ、高圧進相コンデンサ1基が3kg以上の高濃度PCB廃棄物に該当した。 なお、銘板が高濃度PCB不含のものに付け替えられており、分析によって明らかになった。		
事例に対する対応	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の2第2項に定める特別管理産業廃棄物保管基準を遵守させるとともに、以下のとおり指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者自ら対象高濃度PCB廃棄物の処分を行うまで適切に保管を行うこと。</li> <li>・ 特別管理産業廃棄物管理責任者を置くこと。</li> <li>・ 自ら処分を行った翌年度まで、毎年4月1日から6月末日までの間にPCB特別措置法第8条第1項に基づく保管等の届出を行うこと。</li> <li>・ 長期の保管となることが想定されるため、事業者において保管台帳を調製し、定期的に対象高濃度PCB廃棄物及び保管容器の腐食状況の確認等を行うとともに、処分を行うまで確実な引継ぎを行うこと。</li> </ul>		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報(留意事項等)	—		

【その他事例⑫】

発見日時	令和2年10月26日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	その他	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	溶接機の更新を行ったところ、銘板による判別不可の5kgの低圧進相コンデンサ1基が発見された。分析したところ、高濃度PCB含有であった。		
事例に対する対応	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の2第2項に定める特別管理産業廃棄物保管基準を遵守させるとともに、以下のとおり指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者自ら対象高濃度PCB廃棄物の処分を行うまで適切に保管を行うこと。</li> <li>・ 特別管理産業廃棄物管理責任者を置くこと。</li> <li>・ 自ら処分を行った翌年度まで、毎年4月1日から6月末日までの間にPCB特別措置法第8条第1項に基づく保管等の届出を行うこと。</li> <li>・ 長期の保管となることが想定されるため、事業者において保管台帳を調製し、定期的に対象高濃度PCB廃棄物及び保管容器の腐食状況の確認等を行うとともに、処分を行うまで確実な引継ぎを行うこと。</li> </ul>		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報(留意事項等)	—		

【その他事例⑬】

発見日時	令和2年11月6日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	その他	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	新聞折込の高濃度PCB廃棄物の処分啓発チラシ(倉敷市作成)を見て、溶接機に使用している低圧進相コンデンサ1基を確認したところ、高濃度PCB含有であった。		
事例に対する対応	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の2第2項に定める特別管理産業廃棄物保管基準を遵守させるとともに、以下のとおり指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者自ら対象高濃度PCB廃棄物の処分を行うまで適切に保管を行うこと。</li> <li>・ 特別管理産業廃棄物管理責任者を置くこと。</li> <li>・ 自ら処分を行った翌年度まで、毎年4月1日から6月末日までの間にPCB特別措置法第8条第1項に基づく保管等の届出を行うこと。</li> <li>・ 長期の保管となることが想定されるため、事業者において保管台帳を調製し、定期的に対象高濃度PCB廃棄物及び保管容器の腐食状況の確認等を行うとともに、処分を行うまで確実な引継ぎを行うこと。</li> </ul>		
報道発表対応の有無	無		
参考となる情報(留意事項等)	—		

## VIII. 処理が滞っている事案について

### (1) 排出事業者不明等による処理が滞っている事案について

前回の調査以降、当該調査以降に新たに把握された事案（件数）の詳細について、別紙にご回答ください。なお、上記調査でご回答いただいた内容は予め別紙に記載されておりますので、変更があった事例については当該変更箇所を赤字で記載してください。

調査対象 127 自治体

自治体名	処理が滞っている事案 (件数)	自治体名	処理が滞っている事案 (件数)	自治体名	処理が滞っている事案 (件数)
001 北海道	7	044 大分県	0	091 福山市	0
002 青森県	9	045 宮崎県	3	092 高知市	0
003 岩手県	3	046 鹿児島県	0	093 宮崎市	0
004 宮城県	0	047 沖縄県	0	094 いわき市	3
005 秋田県	1	050 旭川市	0	095 長野市	0
006 山形県	0	051 札幌市	0	096 豊橋市	0
007 福島県	11	052 函館市	0	097 高松市	0
008 茨城県	0	054 仙台市	0	098 相模原市	0
009 栃木県	0	055 千葉市	2	099 西宮市	0
010 群馬県	1	056 横浜市	0	100 倉敷市	0
011 埼玉県	0	057 川崎市	0	101 さいたま市	1
012 千葉県	2	058 横須賀市	0	102 奈良市	1
013 東京都	0	059 新潟市	0	103 川越市	0
014 神奈川県	5	060 金沢市	0	104 船橋市	0
015 新潟県	24	061 岐阜市	3	105 岡崎市	0
016 富山県	2	062 静岡市	1	106 高槻市	0
017 石川県	2	063 浜松市	0	108 青森市	0
018 福井県	0	064 名古屋市	0	109 八王子市	0
019 山梨県	1	065 京都市	0	110 盛岡市	0
020 長野県	0	066 大阪市	0	111 柏市	0
021 岐阜県	2	067 堺市	1	112 久留米市	1
022 静岡県	5	068 東大阪市	1	114 前橋市	0
023 愛知県	13	069 神戸市	2	115 大津市	0
024 三重県	4	070 姫路市	0	116 高崎市	0
025 滋賀県	0	071 尼崎市	0	118 豊中市	0
026 京都府	1	072 和歌山市	0	119 那覇市	0
027 大阪府	1	073 広島市	0	120 枚方市	0
028 兵庫県	2	074 呉市	0	121 越谷市	1
029 奈良県	1	075 下関市	0	122 八戸市	6
030 和歌山県	1	076 北九州市	0	124 福島市	4
031 鳥取県	0	077 福岡市	0	125 川口市	0
032 島根県	5	079 長崎市	0	126 八尾市	0
033 岡山県	1	080 佐世保市	0	127 明石市	1
034 広島県	1	081 熊本市	0	128 鳥取市	1
035 山口県	0	082 鹿児島市	0	129 松江市	0
036 徳島県	0	083 岡山市	0	130 山形市	0
037 香川県	0	084 宇都宮市	0	131 福井市	0
038 愛媛県	1	085 富山市	0	132 甲府市	0
039 高知県	0	086 秋田市	0	133 寝屋川市	0
040 福岡県	1	087 郡山市	2	134 水戸市	0
041 佐賀県	0	088 大分市	0	135 吹田市	0
042 長崎県	1	089 松山市	0		
043 熊本県	0	090 豊田市	1	計	143

## VII. その他 PCB 廃棄物対策に関する自由意見

### ●高濃度 PCB 廃棄物に関すること 52 件

#### ○掘り起こし調査について 7 件

- ・ 電気主任技術者の知識及び技術不足のため、高濃度 PCB 廃棄物に関して、報告が遅れる事例が散見されている。主任技術者と直接連絡が取れる体制を構築していただきたい。
- ・ 廃墟が掘り起こし調査の対象となっている場合で、法人登記上は存在しているが、実体がなく役員とも連絡が取れない場合、どのような調査が可能なのかご教示願う。
- ・ 使用中の自家用電気工作物については、現時点では指導権限が無いため高濃度 PCB の疑いがあっても身動きが取れない。保安監督署との連携を後押ししていただきたい。
- ・ P 協データに記載されている事業所において、高所に設置されている高圧受電設備を現在も使用中であるが、電気事業法の届出や電気主任技術者の選任を行っておらず、設置機器の銘板の情報が確認できない状態である。使用中の高圧設備であるため、地方環境事務所を通して産業保安監督部に対し、1 年以上前から何度も対応依頼をしているものの、いまだに対応されていない。高濃度 PCB 含有機器の可能性もあることから、本件について早期対応するとともに、更なる連携強化をお願いする。
- ・ 事業所、又はその所在地が確認できたリストについては、立入を行い、PCB 使用機器の有無について確認を行いました。P 協データのうち、いくつかの現在は存在しない事業者であり、住所も存在しない事業者です。P 協データリストにある、事業者の住所は、現在はどこにあたるのか、情報があれば提供をお願いしたいです。
- ・ 西日本はすでに処理が終わったところも多いのでノウハウについて共有したい。
- ・ 高濃度 PCB 使用電気工作物については、経済産業省の責任において、確実かつ早期に廃止させること。電気事業法に該当しているのであれば、廃止指導は経済産業省が行うことが当然のことであるが、早期処理を求めるために廃棄物部局が廃止指導まで行っていることがある。経済産業省は、処分期間の終了を待たずに強力に指導すること。

#### ○一廃安定器について 1 件

- ・ いわゆる一廃安定器について、従来は特別管理産業廃棄物として取扱っていたところ、令和 2 年 5 月以降、一般廃棄物であるとの国の解釈が示された。原則、処分に当たって安定器の所有者に処理費用の負担はないものの、安定器の取り外しや交換に伴う費用が発生することから、当該所有者（法令上は一廃安定器の処理責任を負わない）が、処分に協力せずに期限内適正処理に支障をきたすおそれがある。このことから、当該所有者に法令上の期限内処理責任を負わせたうえで、かかる費用に対する補助制度を創設していただきたい。また、一廃安定器は（特別管理ではない）一般廃棄物であり、廃棄物処理法上の保管基準もないため、特別管理産業廃棄物と同等の、適正保管に係る規制が必要であると思料する。

#### ○判別方法について 3 件

- ・ 廃業したメーカーなど銘板等により非含有と判断できない場合で、バランス台を用いて内蔵コンデンサーの有無を調べても中心での安定が保てない安定器や、型式等でも非含有と判断できない外付けコンデンサーについては、みなし PCB として取り扱うこととしているが、事業者の負担となることのみならず、JESCO での早期処理の観点か

らも望ましく無い。このため、引き続き PCB 含有有無の判断材料について調査・確認を進めて頂きたい。

- ・ 処分期間終了後に発見された高濃度 PCB 廃棄物において、銘板の付け替えが疑われる事案が複数発生している。これらについては、通常の銘板による判別方法では発見できず、分析によってしか判明しない。地域性があるのか不明だが、銘板だけの判断は見落としの危険性がある。
- ・ 設計図書等で存在の有無が明らかにならない場合において、現行制度では、法的な強制力を持って存在の有無を最後まで確認することができない（稼働中の工場の高所の水銀灯安定器の有無など、多額の費用を要するケース）。このため、建築物の解体等の際して、処分期限後に発見されるケースが特に安定器について相当程度想定されるため、何らかの対処が必要。

#### ○処理基金の用途拡大について 13 件

- ・ 令和2年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者や、処理責任を有しない者等に対する高濃度 PCB 廃棄物の処理費用の軽減率が拡大されているが、現状において感染症の収束が見通せないこと、軽減拡大は期限内処分を進める上でのインセンティブとなることを踏まえ、処分期間の末日まで延長していただきたい。
- ・ 令和2年9月25日付け環循施発第2009251号にて環境省から通知のあった内容について、左記の追加助成を利用して対象事業者等を指導しているところである。当該制度自体は処理促進を促す助けとなる素晴らしい制度であるものの、収集運搬料金は処分時に全額を支払う必要があり、指導対象となっている破産管財人や年金暮らしの高齢者を指導するにあたり、初期資金を捻出できずに支障が生じているところ。再度緊急事態宣言が発令される等、新型コロナウイルスの影響は継続していることを踏まえると、国においては令和3年3月までの期限を延長するとともに、破産管財人等の初期資金を実質上借りることができない者（破産管財人や預託審査が通らない者）へ当該制度を利用することが可能となるよう、JESCO 中小企業軽減制度の弾力的な運用を早急に求める。（例：マニフェスト D 票及び請求書の写しをもって、助成額を収集運搬会社に振り込む形など）
- ・ コロナウイルスに係る追加助成については、今般の感染拡大状況や今後の感染拡大の可能性を鑑み、ぜひとも申請期限を延長していただきたい。
- ・ 収集運搬費用等への助成が追加されましたが、消費税及び地方消費税が助成対象経費に含まれておらず、高齢者個人等の場合、消費税及び地方消費税の負担が大きい状況です。処分先（JESCO 北九州 PCB 処理事業所）までの交通の便が悪い地域については、収集運搬費用の助成限度額を超えてしまう事例が発生しています。地域の実情に合わせた限度額の設定等をお願いしたい。
- ・ 資金不足により処理が滞る可能性のあった事例で、処理基金の用途拡大により、事業者が任意処分の意向を示している。制度を拡充していただきありがとうございます。
- ・ 令和2年10月1日から収集運搬費用も助成の対象となったが、離島から航路で運搬する場合、助成限度額を大きく上回る費用がかかる。収集運搬費用が高騰する中、実状に即した助成限度額を設定いただきたい。
- ・ 今年度末までが申請期限となっている追加助成について、依然として新型コロナウイ

ルス感染症の感染拡大が続いていることから延長を希望します。

- ・ コロナ感染拡大に係る処理費の追加助成は、処理勸奨を進めるうえで、大変有効である。助成の期限は、令和3年3月までとなっているが、昨今の状況を鑑みて、助成の継続を要望したい。
- ・ 審査が令和3年3月31日に間に合わず、年度をまたぐ場合、登録が令和2年度内に終わっていても、コロナによる助成率アップは適用されないのか知りたいです。
- ・ 令和2年10月施行後、JESCO登録数が飛躍的に増加するとともに、これまで滞っていた未処理案件が全て解消された。
- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の用途拡大による収集運搬費用の助成については保管事業者の処理促進に非常に有効であると認識しているが、既に契約を締結している事業者が対象にならない。既にJESCOと契約締結済みの保管事業者においても収集運搬料金を支払うだけの資力がなく、処理が滞っている事例があり、このような保管事業者に対しては必要に応じてJESCOから契約を解除するなど、制度の活用にあたり柔軟な運用をお願いしたい。
- ・ 新型コロナウイルスの影響等で、中小企業における処理費用の確保が難しくなっており、補助制度がないと処分できない事業者が相当数発生すると思われる。
- ・ 令和2年9月25日付『環循施発第2009251号 独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令の施行等について（通知）』において、市町村が一般廃棄物となる高濃度PCB廃棄物の処理等を行う際の費用の助成について周知があったが、特例処分期間においても助成されることを要望する。

#### ○安定器製造者の責任について 2件

- ・ PCB使用安定器の掘り起こし調査を通して、頻繁に「どうしてメーカーが責任を取らないのか」といった旨の意見を頂く。製造者責任法が1995年でPCBの製造禁止が1972年で、当時企業の製造責任を問えなかった、という話をして納得してくれる人もいるが、家電のリコールのようにメーカーでもTVCMを流すなど、もっとメーカーが宣伝、広報する必要があるのではないかと、この意見はごもっともだと感じる。
- ・ 蛍光灯照明器具の安定器については、メーカーにてPCB含有の安定器である製品の情報提供や、PCB含有照明器具の交換・調査に対する補助制度も確立されている。今回、製造装置内に使用されている部品からPCBを使用していると思われる変圧器等が発見された。装置メーカーに確認をすると、PCBを含有している部品であるか把握をしておらず、装置を使用している者(事業者)において、PCB含有の濃度測定や処分をするようにとの説明であったのだが、製造装置を使用している者にすべて責任を負わせる事は、装置メーカーはこの事に対し、無責任と言わざるをえない。しかし、現状の法律では、メーカーに対しての責任を負わせる根拠法はなく、現状、使用している事業者の責任で検査、処分(高濃度であれば継続保管、管理)を実施しなければならない。また、使用停止となれば、この事業者は工場の操業を停止せざるおえなくなり、あまりにも影響が大きすぎる。この事から、装置を製造したメーカーに対し、PCB使用部品の無償での交換を実施させる制度や、装置全体を交換する際の国の補助制度を創設することを検討すべきである。

### ○処分期限・計画的処理完了期限について 5件

- ・ 計画的処理完了期限後に発見された高濃度 PCB 廃棄物について、処分方法や取扱いの具体的方策を示していただきたい。
- ・ 計画的処理完了期限後に発見された高濃度 PCB 廃棄物の処理方針を明らかにしていただきたい。
- ・ PCB 使用安定器の処分期限が令和 3 年 3 月 31 日に迫っており、処理に向けた指導を行っているが、銘板等が読み取れず PCB 有無が不明のものについては明確な指導方針が示されておらず処分期限を過ぎた令和 3 年 4 月以降どのように指導すべきか判断し兼ねるところである。PCB 使用が不明の安定器は各自治体で相当数確認されていると思われるため、それらに対する指導方針を早急に示されたい。
- ・ 西日本エリアにおける安定器及び汚染物等の処分期間終了後に対象機器が発見された場合の対応について、早期にお示しいたきたい。
- ・ コロナの影響があり処分等の費用捻出が難しいという話を聞くので、可能であれば処理期限を延長して頂きたい。

### ○行政代執行について 3件

- ・ PCB 特措法の代執行を行う際、各自治体での事前予算取得は非常に難しい状況であること及び、代執行を行った後の助成金取得事務に時間費やすことから効率が悪いこと。このことから代執行に関しては環境省が責任をもって対応すべきである。
- ・ PCB 廃棄物の行政代執行については、その後の債権回収も含めて自治体に多大な人的負担が生じているため、少なくとも自治体が未収金として不良債権を抱え込むことのないよう、国が前面に立って実施願いたい。
- ・ PCB 特措法だけでなく、廃棄物処理法に規定される代執行により、高濃度 PCB 廃棄物を処理した場合の費用も特別交付税措置がなされるようにすること。

### ○継続保管について 7件

- ・ 北九州エリアにおいて、処分先がなく継続保管となっているケースが多数見つかっている。発見事例を受け、掘り起こし調査マニュアルで不十分なものについては、国の責任で調査を行うか、もしくは国の責任で各県市に確実に実行させること。計画的処理完了期限後に発見されるものの処理方法については、国で検討されているものと思われるが、そもそも計画的処理完了期限内に全ての JESCO 処理物を見つけ出し、処理されるべきである。
- ・ 処理期限後に発見された PCB 廃棄物の取扱い方針について方向性だけでも教えてほしい。保管者の「どうなるんですか？」という疑問に「すごいことになります！」としか回答できず、非常に指導の効果が低い。
- ・ 事業者が自ら処分するまで適切に保管すること（実質永久保管）という考え方から一歩進んだ議論を行ってほしい。
- ・ 当県でも継続保管が何件かあるが、うち 2 件については、偽装銘板のコンデンサを処分しようとしたところ、判明した物で、保管事業者には責任があるというには酷なものである。今後の方針が決まらないことに対する不安の声もある。安定器でも継続保管が出てくることは予想される物であり、早急に今後の方針を決定し、保管事業者の負担の軽減に資する施策をお願いしたい。

- ・ 計画的処理期限到来後も、事業者、廃棄物処理業者から銘板焼けなどによる PCB 該当不明安定器の処理について問合せがあることが予想される。PCB 該当安定器は約 50 年近く前までに製造されたもののごく一部であることから、残存するほとんどの安定器は非該当である可能性が高いと思われ、該当不明の安定器すべてを継続保管とするにはあまりにも無理があるが、その取扱い方針を示してほしい。
- ・ 継続保管案件について、保管が長期にわたるほど、事業者の解散、資金難、紛失等のリスクが増加するため、具体的方針を早急に示していただきたい。
- ・ 処分できるように今後の方針を早急に示して頂きたい。保管事業者から、いつになったら方針が示されるのか、自分が死ぬまでに処分したいといった申立てを受けているが、現状何も答えることができず苦慮している。また、高濃度 PCB 廃棄物を紛失した場合や保管事業者が破産した場合などは、行政側の対応が困難となり、不法投棄の温床となる懸念がある。昨年度から不法投棄防止のための監視強化や処分期間が終了した高濃度 PCB 廃棄物が発見された場合の即時報告を求められているが、何ら方針を示さないまま管轄自治体にばかり負担を強いるのはいかがなものか。

#### ○JESCO 解体について 1 件

- ・ JESCO は特殊な処理方式であり、事故等のリスクも高い。計画的処理完了期限後は施設を速やかに撤去し、現在の JESCO の施設で処理できなかったものについては、民間施設を活用するなど処理量に見合った事故等のリスクの低い処理方式を再検討すべきではないか。

### ●低濃度 PCB 廃棄物に関すること 27 件

#### ○掘り起こし調査について 9 件

- ・ 今年度末で大阪事業エリア及び北九州事業エリアは処分期間の末日となり、高濃度物に対する事務は終了するものと思われる。今後、低濃度 PCB 廃棄物の掘り起こし調査方法や実施時期など、国がどのように考えているのか示す必要があるのではないかと。
- ・ 本市で低濃度 PCB 疑い機器の不法投棄疑い事案が発生した際、自家用電気工作物の届出から発生源の確認が出来ないか保安監督部へ問い合わせた。しかし、基本的に事業者単位で管理されており、PCB 含有機器からの事業者の特定はできないとのことであった。今後低濃度 PCB 廃棄物の処理推進へと向かう中で、電気事業法で把握している情報が各自治体へスムーズに展開される制度が必要であると感じた。
- ・ 低濃度 PCB 含有が疑われる機器のうち使用中のものについては、使用者に対する廃棄義務や分析義務等が現行法令上では存在せず、指導に苦慮している。また、低濃度 PCB 廃棄物の処分期間を過ぎてから廃棄処分することが可能か事業者から問い合わせを受けることが多く対応に苦慮している。
- ・ PCB 特措法の中に低濃度 PCB 使用製品の処理期限はなく、令和 9 年 3 月 31 日以降どのように取り扱うのか、また、低濃度 PCB 廃棄物が主となる啓発チラシの作成計画についてどのようになっているか、低濃度 PCB 処理の普及啓発を行う上で参考としたい。
- ・ 電気技術者が担当している事業所は、ほぼ高濃度 PCB 処理が終了しているので、その情報を得れば確認作業の効率化が図れるのではないかと。（今後、低濃度 PCB の対処を

見据えて)

- ・ 現在、高濃度 PCB 廃棄物の期限内処理に向けて予算・人員を確保しているが、低濃度の処理に向けて途切れなく予算・人員を確保する必要があるため、低濃度 PCB 廃棄物に係る具体的取組方針及び掘り起こし調査の方法を示していただきたい。(一度予算・人員を減らすと、再度確保するために多大な苦労を要する)
- ・ PCB 特別措置法では、低濃度 PCB に関して 14 条では期限内処理について、15 条では届出、指導・助言等の記載があるが、それ以外の対応や対策等については明確な記載がないことから、低濃度 PCB 廃棄物の処理等に関して事業者からの相談や指導時に具体的に示すことができず苦慮している。
- ・ 「低濃度 PCB 廃棄物の適正処理推進に関する検討会」(非公開)において低濃度 PCB の処理促進策を検討中と聞いているが、現段階での検討状況(特に、高濃度 PCB 廃棄物のように掘り起こし調査等を自治体が行うのか等について)はどうなっているか、情報提供いただきたい。
- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画において『低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の実態に即した掘り起こし調査方法の検討を早急に進める。』と示されている。令和 9 年までが処理期限とされているものの、調査には予算措置などの準備期間を要することや、PCB 含有の有無を実際に分析しなければ判明できないものが相当数存在することから、速やかにその方策について示されたい。

### ○基準や制度について 3 件

- ・ 低濃度 PCB 特有の問題として、機器に使用される絶縁油の分析を行わなければならない。低濃度 PCB 廃棄物はその分析に対する義務等は明文化されておらず、疑い機器を保有する事業者がいても市として管理できない状況が多数存在する。また、本市では現状、ストックホルム条約に規定される濃度(50ppm)を超える機器はごく少数である。国際基準である 50ppm を目途にもう一段階の濃度区分を設けて 50ppm 超の低濃度 PCB 廃棄物や使用製品に係る法整備を整え、50ppm 以下の低濃度については処理期限の撤廃、収集運搬方法の規制緩和、処理方法の多様化(課電自然循環洗浄法の小型機器への適用や洗浄方式の適用)等による無害化処理認定事業者の新規参入を図るなど、随時低価格で無害化処理認定施設等で処理可能とするよう制度化を図るべきではないかと思慮する。
- ・ 我が国における PCB 廃棄物の下限定義が 0.5ppm と国際水準(主に 50ppm)と比べると著しく低い。50ppm 以下の PCB 廃棄物については、処分期限を令和 9 年 3 月 31 日より先延ばしするなど、事業者負担を軽減しても良いのではないか。
- ・ 微量 PCB 汚染電気機器等の定義は特措法、廃掃法の定義にはないうえ、低濃度 PCB 汚染物と区別しにくく、また、実務上区別する意味を持たないと思われるので、公的な定義や説明資料(講習会テキスト、早期処理情報サイトなど)については、特措法の規定に合わせ、低濃度 PCB 汚染物(廃棄物)に統一したら良いのではないか。

### ○補助制度について 15 件

- ・ 未だ使用中の機器も多く、分析費用や機器の入替に係る費用も高く、使用者の負担が大きく処理が進んでいないため、低濃度についても処分費用の補助をお願いしたい。
- ・ 中小軽減制度を考慮すると、現状当市では高濃度 PCB 廃棄物処理費用より低濃度 PCB

廃棄物の処理費用の方が高額となっているケースが多々ある。

- ・ 現状において、低濃度PCB廃棄物については分析や処理費用の助成制度等はなく、PCB特措法上の代執行の規定がない。先般、高濃度に該当しないことが明らかであるものについては低濃度PCB廃棄物とみなして焼却処理可能との取扱いが示されたが、判断できないものはPCB濃度分析を行わなければならない、それも処理が進まない一因となっているものと思料される。国として、低濃度PCB廃棄物等の期限内処分に向けた考え方を示していただきたい。
- ・ 高濃度PCB廃棄物等については支援拡大措置により、処理困難者への早期処理指導が再開するケースが発生しているが、低濃度PCB含有機器（疑い機器も含む）については、補助制度がなく中小事業者・個人事業者の多くは、現状、早期処理にまで結びついていない。
- ・ この先低濃度PCBについても補助制度を取り入れてほしい。
- ・ PCB塗膜について、実際に処分する場合には多額の費用を要することとなるため、国の支援をお願いしたい。
- ・ 低濃度PCB廃棄物の処分費用は、高濃度PCB廃棄物に比べて安くなっているが、収集運搬費用は同額程度のため、助成措置の対象に追加していただきたい。
- ・ 低濃度PCB廃棄物処理費用等について、補助制度の拡充を行っていただきたい。
- ・ 低濃度PCB廃棄物の処分に対する助成制度がないため高濃度PCB廃棄物よりも負担が大きくなるなどの理由から処分手続を中止する所有者がいるため、今後低濃度PCB廃棄物処分への助成制度の創設を望む。
- ・ 低濃度PCB廃棄物では重量が大きいトランスを保管する事業者が多く、処理費用の負担が大きいため処理が進まないため、何らかの補助制度を設けていただきたい。
- ・ 低濃度PCBの処理費用、分析費用の助成制度が必要である。
- ・ 今後、処理期限を迎える低濃度PCB含有廃棄物については、その性状が多岐にわたる上、適正処理を行うためには、その含有量を分析する必要がある。しかし、その分析に要する費用が高額であり、事業者の負担となっている。そのため、低濃度PCB含有廃棄物の適正処理指導を円滑に進めるためにも、分析費用に対する補助制度を創設してほしい。
- ・ PCBの処理費用の補助について、処理期限が迫るにつれて手厚くなったように感じた。低濃度PCBの処理時には、早期処理した場合に補助を手厚くし、素早い対応を促したほうがよいと感じる。
- ・ 低濃度PCB廃棄物の処分費用は高濃度と比較すると安価ではあるものの、低濃度には変圧器の大型機器が多く存在し分析費用も発生することから、事業場によっては処分に係る費用が高額になるところもある。ついては、処分費用の工面が難しい零細企業や倒産等により個人になった者に対して、低濃度PCB廃棄物の処分費用に係る助成を検討していただくよう要望する。
- ・ 低濃度PCB廃棄物の収集運搬費用の助成についても検討していただくよう要望する。高濃度PCB廃棄物については、中小企業者等へ現在、助成されており、合積みによる運搬が容易に行える状況である。

#### ●国の広報に関すること 4件

- ・ 処理期限が迫る中、市中にある PCB 機器の掘り起こしを徹底し、処理を促進するためにも全国的な広報が必要 (TVCM など広く認知されるメディアでの広報が有効であり、これまで以上に回数・頻度を増やす等の対応をお願いしたい)。
- ・ 新聞広告、TVCM、特集番組を通して PCB について広く啓発していただきたい。TVCM を利用し事業者が見られる時間帯 (夕方の天気予報後や夜の情報番組後) に PCB について啓発していただきたい。
- ・ CMを見たとの話から、事業者から連絡があり、掘り起こし調査を進められたこともあるので、引き続き PCB の周知をよろしくお願いします。
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物の処理に関する広報を、今後、継続的に実施していただくよう要望する。低濃度 PCB 廃棄物の処分期間は令和 9 年 3 月 31 日までであり、高濃度 PCB 廃棄物の処分期間から、北九州・大阪・豊田事業エリアでは 6 年、北海道 (室蘭)・東京事業エリアでも 4 年の間隔が空くことになる。現在、高濃度 PCB 廃棄物の処分期間が迫っていることから、PCB に関する事業者の認識が進んでいると考えられるため、低濃度 PCB 廃棄物の処理についても間を置かず関心を持ってもらいたい。

#### ●その他 4件

- ・ 柱上キュービクルへの対応として、銘板の確認作業やトランス類の濃度検査、高所から機器を降ろす工事、降ろした機器の一時保管場所の確保、一時保管場所までの収集運搬などが必要となり、保管者の負担が大きい。柱上キュービクルに対応する補助制度の創設や対応マニュアルの作成を望む。
- ・ 各自治体の管轄区域を超えて広域的に複数個所で PCB を処理する必要がある事業者に対し、各自治体がそれぞれに PCB 処理の指導・啓発をするのではなく、環境省が一括して対応すべきである。また、対応した結果を各自治体に情報共有する必要がある。
- ・ コンデンサーは分析すると使用不可になるが、その結果、非 PCB であった場合のコンデンサーの買い替え費用の助成が必要である。
- ・ 分析を法的義務にする必要がある。